

写 令和 7 年第 4 回定例会

(12 月 8 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和7年第4回益城町議会定例会目次

○12月8日（第1日）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 2 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 2 |
| 開会・開議 | 2 |
| ・諸般の報告（議席配付） | |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 会期決定の件 | 3 |
| 日程第3 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | 3 |
| 日程第4 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | 4 |
| 日程第5 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | 5 |
| 日程第6 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | 7 |
| 日程第7 議案第84号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号） | 9 |
| 日程第8 議案第85号 令和7年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号） | 9 |
| 日程第9 議案第86号 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号） | 9 |
| 日程第10 議案第87号 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号） | 9 |
| 日程第11 議案第88号 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第12 議案第89号 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第13 議案第90号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第14 議案第91号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第15 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について | 9 |
| 日程第16 議案第93号 工事請負契約の締結について | 9 |
| 日程第17 議案第94号 工事請負契約の締結について | 9 |
| 日程第18 議案第95号 工事請負契約の締結について | 10 |
| 日程第19 議案第96号 工事請負契約の変更について | 10 |
| 日程第20 議案第97号 町道の路線廃止について | 10 |
| 日程第21 議案第98号 町道の路線認定について | 10 |
| 散会 | 19 |

○12月9日（第2日）

| | |
|---------------------|----|
| 出席議員 | 20 |
| 欠席議員 | 20 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 20 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 20 |
| 開議 | 21 |
| 日程第1 総括質疑 | 21 |
| 散会 | 41 |

○12月10日（第3日）

| | |
|---|----|
| 出席議員 | 42 |
| 欠席議員 | 42 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 42 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 42 |
| 開議 | 43 |
| 日程第1 一般質問 | 43 |
| 5番 富田徳弘議員 | 43 |
| 1 町長の政治姿勢について | |
| 7番 吉村建文議員 | 51 |
| 1 感震ブレーカー設置に対する助成制度の検討について | |
| 2 予約制乗り合いバス「のるーとUMEらいん」の運行実績、効果、財政、今後の展望等について | |
| 3 旧第二幼稚園の跡地について | |
| 4 ケアマネージャー更新の研修費補助について | |
| 11番 宮崎金次議員 | 63 |
| 1 令和7年度中期財政見通しと今後の財政運営について | |
| 2 交通広場について | |
| 3 ふるさと納税について | |
| 4 地方自治体の二元代表制について | |
| 5 本町の政治について | |
| 4番 上村幸輝議員 | 75 |
| 1 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業地内、木山交差点付近の町の構想と計画の進捗について | |
| 2 国道443号沿い総合運動公園南西側付近での町による開発の提案について | |
| 3 益城町独自の防災の日制定について | |

| | |
|-------------------------|----|
| 3 番 西山洋一議員 | 87 |
| 1 空港アクセス鉄道の整備を町の発展に繋げては | |
| 散会 | 90 |

○12月11日（第4日）

| | |
|--|-----|
| 出席議員 | 91 |
| 欠席議員 | 91 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 91 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 91 |
| 開議 | 92 |
| 日程第1 一般質問 | 92 |
| 14番 稲田忠則議員 | 92 |
| 1 秋津川の河川環境改善と内水氾濫対策について | |
| 2 広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について | |
| 13番 中村健二議員 | 97 |
| 1 令和6年度の決算状況について | |
| 2 防犯カメラの設置状況と管理・運営について | |
| 8 番 甲斐康之議員 | 105 |
| 1 国民健康保険税を滞納している世帯主等に対する措置の取り扱いについて | |
| 2 あんま・はり・きゅう・マッサージ等治療費補助金の増額を求める | |
| 3 益城町安永の個人宅から国の暫定目標値を超えるPFASが検出された。住民に対して町として今後、どう対処していくのか | |
| 1 番 坂井金次郎議員 | 114 |
| 1 放課後の校庭について | |
| 2 自治会での初期消火について | |
| 3 町有地について | |
| 4 市街地の樹木について | |
| 10番 野田祐士議員 | 123 |
| 1 益城町における都市計画区域（用途変更含む）とその他の区域の今後のあり方について | |
| 2 町の将来像について | |
| 3 子どもの権利とDV等支援措置及び虐待等について | |
| 散会 | 135 |

○12月16日（第9日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 出席議員 | 136 |
| 欠席議員 | 136 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 136 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 136 |
| 開議 | 137 |
| 日程第1 各常任委員会委員長報告 | 137 |
| 日程第2 議案第99号 教育委員会教育長の任命同意について | 146 |
| 日程第3 議案第100号 教育委員会委員の任命同意について | 147 |
| 日程第4 議員派遣の件 | 148 |
| 日程第5 閉会中の継続調査の件 | 149 |
| 閉会 | 149 |

12 月 8 日（月曜日）

令和7年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月8日午前10時00分開会
3. 令和7年12月8日午前11時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第5 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第6 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第7 議案第84号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第8 議案第85号 令和7年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議案第86号 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第87号 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第88号 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第89号 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第90号 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第91号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 - 日程第16 議案第93号 工事請負契約の締結について
 - 日程第17 議案第94号 工事請負契約の締結について
 - 日程第18 議案第95号 工事請負契約の締結について
 - 日程第19 議案第96号 工事請負契約の変更について
 - 日程第20 議案第97号 町道の路線廃止について
 - 日程第21 議案第98号 町道の路線認定について

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君 2番 木村正史君 3番 西山洋一君

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 4番 | 上村幸輝君 | 5番 | 富田徳弘君 | 6番 | 下田利久雄君 |
| 7番 | 吉村建文君 | 8番 | 甲斐康之君 | 9番 | 中川公則君 |
| 10番 | 野田祐士君 | 11番 | 宮崎金次君 | 12番 | 坂田みはる君 |
| 13番 | 中村健二君 | 14番 | 稲田忠則君 | 15番 | 渡辺誠男君 |
| 16番 | 荒牧昭博君 | 17番 | 松本昭一君 | 18番 | 柴正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 山口拓郎君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |
| こども未来課長 | 吉住由美君 | こども未来課審議員 | 川原さおり君 |
| 健康保険課長 | 田上雅史君 | 産業振興課長 | 岩本武継君 |
| 都市計画課長 | 齊藤計介君 | 建設課長 | 鶴野雅臣君 |
| 復興整備課長 | 吉本秀一君 | 下水道課長 | 相良憲二君 |
| 水道課長 | 豊田博文君 | 学校教育課長 | 内村康成君 |
| 生涯学習課長 | 中村康広君 | 生涯学習課審議員 | 内田博也君 |

開会・開議 午前10時00分

○議長（柴正敏君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和7年第4回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 正敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番富田徳弘議員、14番稲田忠則議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（榮 正敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、報告4件の説明、質疑及び本定例会に提案されました15議案についての説明を行います。明日9日は総括質疑、10日、11日は一般質問、12日は各常任委員会、13日、14日は休会、15日は各常任委員会現地視察、16日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

日程第3 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第3、報告第14号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。まず、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

11月26日、香港の高層マンションで大規模な火災が発生し、150人を超える方が亡くなられております。改めまして、お見舞いを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

原因は建物外壁を修繕中の竹の足場と化学繊維の保護ネット等と報告をされています。さらに火災報知機が作動せず、初動対応が遅れたようです。改めまして、初動対応の大事さとリスク管理の大切さを感じたところです。

さて、10月26日に益城町総合運動公園でみんなの秋祭りを開催し、50を超える屋台やキッチンカーなど多くの出展があり、ステージでは広安西小、木山中、益城中の吹奏楽部による演奏や益城太鼓、ダンスなどが披露され、総踊りには木村知事も飛び入り参加され、1万人を超える多くの人でにぎわい、最後に5,000発の花火が打ち上げられ、会場は大きな歓声が沸き上がっており

ました。

そのような中、うれしいニュースが飛び込んできました。昨日開催されました熊日学童五輪の柔道、男女混成の部で益城柔道クラブが2連覇を達成し、さらに、三、四年生の部、一、二年生の部でも優勝とすばらしい成績を収めてくれております。

このように、祭りやイベント、そしてスポーツの力が心の復興や、まちのにぎわいづくりにつながります。さらに、希薄になっている地域のコミュニティづくりも実現できますことから、今後も積極的に支援をしてまいります。

それでは、早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

報告第14号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第11号でございます。

本件は本町職員が運転する公用車が直進中に、一時停止義務のある相手車両が飛び出し、衝突したことにより、双方の車両が損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。調査の結果、町の過失割合は20%でしたので、相手車両の修繕費用37万2,000円のうち7万4,400円を町が損害賠償として支払うことで和解をいたしております。なお、損害賠償金7万4,400円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第14号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第14号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第4、報告第15号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第15号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第12号でございます。

本件は、大雨対応のため消防団員が積載車で出動し、方向転換のために後退していたところ、民地のブロック塀に接触し、損傷を与えた物損事故における損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。調査の結果、町の過失割合は100%でしたので、修繕費用9万3,500円の全額を町が損害賠償として支払うことで和解をいたしました。なお、損害賠償金9

万3,500円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第15号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第15号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第5、報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第13号でございます。

本件は、職員が公用車を運転中に信号や一時停止等のない交差点で、相手車両と衝突し、車両が損傷をした物損事故における損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。調査の結果、町の過失割合は60%でしたので、修繕費用61万8,030円のうち37万818円を町が損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金37万818円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第16号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

お伺いします。この事故、相手方の車の修理代が61万8,030円かかっているということは、公用車のほうも相当傷んでいたんだと思いますが、これはあくまで相手方の車両の修理代であって、公用車の修理代についてはどうなっているんですか。車両保険にかたっているんですが、6対4ですから、4の部分は相手方から見てもらうのか、その辺をお伺いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課荒木でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、損害賠償額は37万818円ということであるが、町の車両の方の損害部分はどういう対応したのかでよろしいですか。

両車両とも全損扱いになっておりまして、町が85万1,448円、相手方が4割、町が6割で、51万869円を町村会の車両保険で対応が済んでおります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 分かりました。公用車の方も車両保険で支払っているということですね。相手方から4割は頂いているということですね。報告第14号についても、そういう感じですかね。分かりました。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 6番下田です。

1点だけです。事故を起こした職員に対しての処分とか始末書とかはどげんなつとですかね。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木です。引き続き、6番下田議員の御質問にお答えいたします。

同じく報告第16号で、事故を起こした職員に対しての対応というところですが、始末書の提出をしていただいております。

さきの議会でお話いたしました、職員の安全運転向上のための講習会を御船警察署の交通課より講師をお迎えしまして、11月12日、13日の2日間、合計6回、252名の職員が受講しております。アンケート結果からも、安全運転意識を大きく高める貴重な機会となったという結果を受けております。今後も継続的に職員の意識を高める機会を持ち、職員一丸となり、安全運転に一層取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○6番（下田利久雄君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今、同僚議員二人が質疑をしましたので、いろいろ聞こうと思ったんですが、少し省略します。

発生が8月20日、専決したのが11月4日で2か月半ほどかかっています。ほかの議案を見ますと、ほぼ1か月で解決していると、示談などが終わっているんだろうと思うんですが、なぜこの事故だけが2か月半ほどかかっているのか。和解になぜ日数を要したのかというのが1点です。

町職員の過失は6割ですが、どのような形で事故を起こしたのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 引き続き報告第16号について、8番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

なぜこのように時間を要したのかというところでございますが、事故についてはお互い保険会社のほうでやり取りをしております、最終的なやり取りとしては、10月末に過失割合が決定し、示談が終了したということで、11月4日の専決になっております。

どのような形で事故を起こしたのかというところでございますけれども、制限速度30キロのところを30キロ以内でお互い走っていたというところ、信号がなく、一時停止標識もないというところで、進入する際の左右の安全確認不足と徐行の怠りによって、衝突事故が発生したと考えております。

60%と40%の差はというところですが、一時停止標識と信号機のない4つ角では、左優先と聞いておりますので、町が60%になったとお伺いしております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） この場所は私の自宅も近いので、しょっちゅう通っています。多分、職員以外のもう1人の方は、北のほうに直進して出てきたんだろーと思います。先ほどの説明では、保険会社で割合を決めるのに時間がかかったということですが、示談とか和解はすんなり済んだんでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 甲斐議員の2回目の御質問にお答えいたします。

やり取り等の確認はさせていただいております、人身事故ではなく、物損事故だけの示談で終わったと報告を受けております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 示談がスムーズに進んだのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 甲斐議員の3回目の御質問にお答えいたします。

事故発生後のやり取りは全て保険会社に一任しておりますが、トラブルがあったという報告を私は受けておりません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 近所の方でもあるんで、私のほうにも報告が入ってございました。スムーズに、何もなければよかったなと思いましたので、質問しました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第6 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第6、報告第17号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第17号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第14号でございます。

本件は惣領地内の町道を走行中の自転車のタイヤが町道の亀裂に挟まって転倒し、身体及び自転車が損傷した人身物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。調査の結果、人身及び物損ともに、町の過失割合は50%でしたので、治療関係費用91万9,424円のうち45万9,712円、また自転車の修繕費用6万4,217円のうち3万2,108円を町が損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金49万1,820円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第17号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

今までは物損だったのでだいぶ違うんですけども、今回人身も入っているということで、少しだけお尋ねしたいと思います。

今、同僚議員も質問されましたけれども、今回令和5年6月に事故があつて、令和7年11月とだいぶ示談に時間がかかっていると思っております。この示談内容や詳細について、できれば少しお話を伺えればというのが1点です。

また、今回の事故に関してなんですけれども、概要にも書いてありますが、町道を走行中の自転車が、町道の亀裂にタイヤが挟まりということで、町道の不備でけがをされましたということになっているんだろうと思いますけれども、もしこれが50%の町の責任ということであれば、今後、こういったことが多分多く発生してくると。例えば側溝と道路の境であったり、外側線上で雨のときに滑ったりとか、その辺に関して、もしよかったら町は、どのような考えで、どういう対応を考えておられるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木でございます。10番野田議員の御質問、報告第17号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、長期化した理由と示談の内容ということについてお答えさせていただきます。

人身のほうなんですけれども、顎を骨折されていて、歯を3本欠損されているということがあり、治療が長期化しました。よって、令和6年の4月に、まず1回目、概算払いという形で8万5,078円をお支払いしております。本年の7月に2回目、同じく治療費と通院費がありまして、概算払いで5万9,982円お支払いしております。今回11月に最終、3回目ということで、治療代、慰謝料を含め34万6,760円、合計の49万1,820円を3回にわたって精算をしたという形になっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野でございます。10番野田議員からの今後事故が発生するんじゃないかということで、町の対応について、今後どのようにしていくべきなのかという御

質問だったかと思えます。

今現在、町としましては、道路パトロールとしまして、シルバー人材センター、それと今年度から、道路の維持管理職員を増やしまして、草刈りとパトロール等を増やしております。それでも事故が起こっているということですので、今後はより一層、目に見えないところも重点的にパトロールしながら、職員だけではなくて、建設課の現場に出る職員につきましても、現場に出る際は、通路の行き帰りを変更して同時にパトロールをしながら、維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。示談の内容については、理解いたしました。

道路の維持修繕につきましては、パトロール等を日頃やられているということで、大変だと思えますけれども、これはどれだけやってもなくなることはないと思うので、ぜひ継続してやっていただきたいと思えます。

それから、もしよければ、地元から道路の危ない部分については、意見、要望が上がってくると思えますので、その辺の対応につきましても、なるべく迅速にやっていただけるようお願いをしたいと思えます。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第17号「損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について」を終わります。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第7 | 議案第84号 | 令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第85号 | 令和7年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第86号 | 令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第87号 | 令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第88号 | 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第89号 | 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第90号 | 益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第91号 | 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第92号 | 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第93号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第94号 | 工事請負契約の締結について |

日程第18 議案第95号 工事請負契約の締結について

日程第19 議案第96号 工事請負契約の変更について

日程第20 議案第97号 町道の路線廃止について

日程第21 議案第98号 町道の路線認定について

○議長（榮 正敏君） お諮りします。

日程第7、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第21、議案第98号「町道の路線認定について」までの15議案を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって日程第7、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第21、議案第98号「町道の路線認定」についてまでの15議案を一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第7、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第10、議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）から、議案第87号、令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案について御説明を申し上げます。

議案第84号、一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ12億80万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額247億2,373万3,000円とするものです。補正の主なものは、職員の人事異動に伴います人件費や、ふるさと納税増額に伴う返礼品等の諸経費、介護訓練等給付費等の障害者支援に関する事業費、地籍調査事業費、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業、街路事業、本年及び令和5年の大雨で被災しました農業用施設や公共土木施設、河川の災害復旧費を計上しております。また、第2表債務負担行為補正では、今後児童数の増加が見込まれる飯野小学校の放課後児童クラブプレハブ整備事業につきまして、債務負担行為の追加を行っております。第3表地方債補正では、二つの事業債を追加し、八つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正で、議案第85号、介護保険特別会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ93万2,000円を増額補正、議案第86号、産業団地特別会計補正予算（第2号）では、産業団地整備に係る債務負担行為の変更、議案第87号、水道事業会計補正予算（第2号）では、資本的支出を255万円増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課審議員に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、議案第84号から御説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）です。第1条で歳入歳出予算の補正を行っておりまして、歳入歳出それぞれ12億80万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ247億2,373万3,000円としております。第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行っております。

5 ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。追加になります。

飯野小学校放課後児童クラブプレハブ整備事業、期間は令和8年度から令和14年度の7年間、限度額が2,300万1,000円となっております。児童数増加見込みによる債務負担となっております。

次の6 ページをお願いいたします。地方債補正になります。6 ページでは2件の追加、そして7 ページでは8件の変更を行っております。

まず、6 ページの追加は、土地改良施設突発事故の復旧事業債でございます。こちらは櫛島地区の揚水ポンプ復旧に係るものでございます。

次に、河川等浚渫事業債、こちらは秋津川の内水対策ポンプ周辺の浚渫を行うための地方債となっております。

7 ページです。変更になります。

寺迫消防団詰所建設事業債、それから緊急自然災害防止対策事業債、こちらは現在事業を行っております内寺地区の林地崩壊対策事業の増額分でございます。

次の社会資本整備総合交付金事業債、それから都市計画道路整備事業債、社会資本整備事業債につきましては、潮井公園ほかとなっております。都市計画道路では、町の東西線ほかの街路事業の整備費となります。この2件につきましては、国の補正予算を活用いたしまして、補正予算債充当率100%、交付税措置率50%を活用しているものでございます。

次に、小学校施設整備事業債、こちらは広安西小学校のトイレ、図工室を当初補助事業として予算計上しておりましたが、採択をされなかったために単独事業として切替えを行ったものでございます。

次に、農業施設等の災害復旧事業債、こちらは令和5年度の災害、それから本年度の大雨分の補正を行っているものです。

次に、道路等災害復旧事業債、こちらは本年度の大雨の事業債で、補助事業として採択されたもので減額を行っているものでございます。

次に、河川災害復旧事業債、こちらは本年度の大雨分の畑中川の復旧に関する起債となっております。

10 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項町民税です。均等割・所得割1億9,078万6,000円の増額です。2 項固定資産税、土地・家屋・償却資産9,004万3,000円の増額です。3 項軽自動車税、現年課税分706万5,000円の増額です。この3つの税につきましては、決算見込額増による増額ということです。

15 款 2 項 4 目農林水産業費負担金、農地等災害復旧事業受益者負担金1,127万5,000円です。こちらは本年度に発生した大雨の復旧に係る受益者負担金となっております。

11ページです。17款1項1目民生費国庫負担金で、障害者医療費国庫負担金360万円、障害者自立支援給付費国庫負担金4,962万5,000円です。利用者見込み増による増額となっております。2分の1国庫負担です。

4目災害復旧費国庫負担金が、公共土木施設災害復旧費負担金5,320万円で、こちらは本年度の大雨分の道路、河川に係る負担金となっております。3分の2の負担率となっております。

17款2項2目民生費国庫補助金です。地域生活支援事業補助金27万円で、移動支援事業に係る分です。2分の1補助です。

5目農林水産業費国庫補助金、農地集積・集約化等対策事業補助金233万円で、川内田地区への補助金となっています。

7目土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金（道路）6,050万円で、潮井線ほか、国の補正予算で前倒して実施をする分、2分の1の補助となっております。それから次の都市計画道路整備事業補助金5,500万円、同じく交付金1億2,650万円で、こちらは町の街路事業に伴う国の補助金となっております。こちらも国の補正予算で補助率が55%となっております。

それから9目教育費国庫補助金です。学校施設環境改善交付金3,632万1,000円の減額となっております。広安西小学校のトイレ、図工室についての採択がされなかったことによる減額でございます。

12ページをお願いいたします。18款1項1目民生費県負担金です。障害者自立支援医療費県負担金180万円、それから同じく給付費県負担金2,481万2,000円で、こちらは県分の4分の1の負担となっております。

次に、18款2項2目民生費県補助金です。地域生活支援事業補助金13万5,000円で、こちらも県分4分の1の補助金です。次の戦没者等遺族特別弔慰金事務交付金5万円、こちらは弔慰金事務の事務費の交付分となっております。

次に、5目農林水産業費県補助金です。土地改良施設突発事故復旧事業補助金765万9,000円で、櫛島地区のポンプ復旧に対する補助金です。地域特産物産地づくり緊急対策支援事業費補助金26万4,000円で、こちらは町内の茶園の被覆資材を導入するための補助金となっております。

次の7目土木費県補助金では、地籍調査事業費補助金（地上法）3,208万5,000円と、航測法5,246万2,000円がございます。こちらは事業費増に伴う県からの補助金で、補助率が3分の2、補助裏につきましても、特別交付税で80%ということになっております。

次に、10目災害復旧費県補助金です。農業用施設等災害復旧費補助金2,301万円で、本年の大雨に係るものでございます。

13ページです。20款1項1目一般寄附金のふるさと納税2億5,000万円の増額です。こちらは現在の寄附の状況から、前年度とほぼ同額程度を見込んでいるものでございます。

次に、21款2目基金繰入金になります。公共施設整備基金繰入金2億円の減額、次の公共下水道建設基金繰入金9,000万円の減額、こちらは今回、税等歳入の増によりまして、基金の取崩しを戻しているということがございます。それから次の平成28年熊本地震復興基金繰入金5,230万円を取り崩しております。こちらにつきましても、木山の土地区画整理事業に対する熊本県への

負担金が5,000万円。それから、復興10年の追悼式の行事代として230万円の取崩しを行っております。

次に、23款5項5目雑入です。後期高齢者医療市町村医療給付費負担金返還金3,665万8,000円で、令和6年度精算によるものです。

14ページをお願いいたします。24款町債につきましては、先ほど第3表地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、15ページになります。こちらから歳出になります。

歳出につきましては、今回全体的に人件費の補正を行っております。本年10月までの人事異動に基づく補正ということでございます。また、本年度の人事院勧告に基づく補正につきましては、1月以降の年度内に補正予算で計上予定としております。

2款1項1目一般管理費でございます。12節委託料では、熊本地震追悼式業務委託料230万円です。復興基金を活用しております。

次に、4目の企画費では、11節役務費でふるさと納税決済等手数料308万円、委託料ではふるさと納税業務委託料1億2,076万5,000円、13節使用料及び賃借料では同じくシステム利用料115万5,000円となっております。こちらは寄附金を2億5,000万円増やしたことによる返礼品等の発送費用を計上しているものでございます。

16ページをお願いいたします。22節償還金利子になります。物価高騰対応地方創生臨時交付金過年度返還金302万円です。こちらは令和6年度に実施いたしました低所得世帯支援もしくは子ども加算分の精算分でございます。7目諸費の10節需用費、修繕料150万円、こちらは防犯灯及びポールの改修を見込んでおりまして、現予算が不足することから増額を行っているものでございます。

17ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費の19節扶助費です。障害者自立支援医療費720万円、介護・訓練等給付費9,300万円、身体障害者補装具交付費625万円、移動支援事業費54万円、こちらは障がい者支援に関する費用で、利用者の見込み増による増額となっております。

3目国民年金事務費では、年金生活者支援給付システム改修業務委託料37万円で、本年度の税制改正に対応するものでございます。

4目老人福祉では需用費で消耗品費が3万円、11節役務費で通信運搬費2万円、弔慰金事務費となっております。

次のページをお願いいたします。18ページです。3款2項1目児童福祉総務費の22節償還金利子です。過年度児童虐待防止等総合支援事業費返還金31万7,000円で、令和6年度の精算によるものです。

3目児童福祉施設費では、10節修繕料で36万6,000円、第一保育所のブランコの設置を行う改修となっております。14節工事請負費では、給食室給水給湯布設工事費160万7,000円で、第二保育所の給湯設備の改修を行うものでございます。

6款1項3目農業振興費では、18節負担金補助で、地域特産物産地づくり緊急支援対策事業費

補助金26万4,000円で、こちらが町内の茶園の被覆資材に関する補助となっております。農地集積・集約化等対策事業補助金233万円で川内田地区への補助です。

19ページでは、5目農地費で10節需用費の修繕料400万円では、馬水農道中道1号、それから杉堂の木山川右岸水路の修繕などを予定しております。13節使用料及び賃借料では、農地・農業用施設整備機械借上料45万円と、15節原材料では、改良資材代25万円を計上しております。こちらは寺迫地区の水路の転落防止柵ほかを予定しております。18節負担金補助では、天君ダム管理協議会負担金17万7,000円の増額で、施設の改修とシステム改修の負担金増となっております。土地改良施設突発事故復旧事業補助金987万9,000円で楡島地区の改修にかかる補助金となっております。

次に、6款2項1目林業振興費です。林地崩壊防止対策工事費3,650万7,000円の増額で、内寺地区の対策事業になりますが、予算を既に計上しておりましたけれども、第1期、第2期の工事費が増額になったことにより、第3期の工事費の不足が見込まれるということからの事業費増となっております。財源としては、緊急自然災害防止対策事業債充当率100%、交付税措置率70%となっております。

次に、21ページをお願いいたします。8款1項2目地籍調査事業費になります。12節委託料で、登記業務等委託料1億1,273万円で、こちらは津森2地区、それから小池2地区の合わせて4地区の測量業務等の委託となっております。県3分の2、補助裏につきましては、特別交付税で8割見るというところでございます。

8款2項1目道路維持費です。10節需要費、修繕料で900万円、こちらは町道府内広崎線の側溝蓋修繕などとなっております。12節委託料では、道路等雑草処理等業務委託料900万円で、こちらは町道迎田新道線除草等となっております。13節使用料及び賃借料では、道路整備等機械借上料900万円で、安永地区の町道道路等の補修等となっております。

次に、6目社会資本整備総合交付金事業です。14節工事請負費で、道路改良等工事費1億2,000万円、こちらは潮井公園線の整備及び西原線のカラー舗装となっております。国の補正予算を活用して実施するものでございます。

22ページをお願いいたします。8款3項2目河川維持費になります。14節工事請負費です。秋津川浚渫改良工事費5,000万円です。こちらは、秋津川に設置してあります内水対策のポンプ周辺の浚渫を行うものでございます。こちらは緊急浚渫事業債を活用いたしまして、充当率100%、交付税措置70%となっております。

次に、8款4項6目土地区画整理費です。18節負担金補助では益城中央地区土地区画整理事業負担金5,000万円で、木山の土地区画整理事業に対する負担金となっております。こちらにつきましては、単独事業ですので復興基金を充当しております。

次に、8目街路事業費です。12節委託料では、測量設計業務委託料1,000万円、それから補償費算定業務委託料3,000万円、14節工事請負費では、都市計画道路改良費1億2,000万円、23ページで16節公有財産購入費では道路用地購入費4,300万円、21節補償補填費では、工作物等補償費1億2,700万円となっております。こちらは町の街路事業に伴います整備費となっております。

国の補正予算を活用し、令和8年度事業を前倒して行うというところでございます。

次に、9款1項2目消防施設費でございます。11節役務費から18節負担金補助まででございますが、こちら全て寺迫消防詰所の工事に関わる費用となっております。財源としては、緊急防災減災事業債充当率100%、交付税措置率70%となっております。

次のページ、24ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費です。10節需用費の消耗品費21万4,000円、光熱水費が40万円、修繕料470万6,000円で、エアコン改修等となっております。14節工事請負費では、益城中央小学校整備費で252万円。こちらはプールろ過機の設置位置の改修を行うものでございます。17節備品購入費では、施設金庫購入費184万1,000円で特別教室の椅子、ロッカーほかを予定しております。AED購入費では181万5,000円で、小学校町内5校分の更新を行うものです。

25ページ、10款3項1目学校管理費では、10節需用費、修繕料213万2,000円で、エアコン改修ほかとなっております。14節工事請負費では、木山中施設整備費185万円で、サイクルポートの増設を計画しているものでございます。17節備品購入費では、施設器具費105万7,000円で、老朽化した配膳台などの更新を行うものなどとなっております。AED購入費としては、72万6,000円で、こちら2校分の更新を予定しているものです。

26ページをお願いいたします。10款6項9目交流情報センター運営費です。10節需用費で光熱水費100万円、こちらは夏場の使用料の増額により予算不足が見込まれることから増額しているものでございます。

10款7項3目学校給食費です。17節備品購入費で、施設器具費808万1,000円です。こちらはクラス増等によるコンテナ、それから消毒装置を各2基ずつ購入するものでございます。

27ページです。11款1項1目農業用施設災害復旧費です。10節需用費では、修繕料368万円、14節工事請負費では、農業用施設災害復旧工事費4,480万円です。こちらは令和5年、それから本年の大雨災害に対応するものです。18節負担金補助では、町土地改良区災害復旧費補助金48万6,000円で、土地改良区が実施しております飯野地区での水路の自動転倒ゲートを復旧するための補助となっております。

2目農地災害復旧費では、災害復旧工事費として4,010万円、こちらは本年度の大雨に対応するものでございます。

次に、11款2項2目河川災害復旧費です。14節工事請負費で、河川災害復旧工事費6,000万円となっております。こちらは本年度の大雨分の畑中川の復旧工事3か所を予定しているものでございます。

28ページです。14款1項1目予備費です。65万7,000円の増額となっております。

議案第84号につきましては、以上でございます。

次に、議案第85号になります。

1ページ目をお願いいたします。議案第85号、令和7年度益城町介護保険特別会計補正予算(第2号)です。第1条で歳入歳出予算の補正を行っております。歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ37億2,392万円としております。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。4 款 1 項国庫負担金では、介護給付費国庫負担金38万6,000円、こちらは介護サービス、それから介護予防サービスに関する負担となっております。

次の4 款 2 項国庫補助金につきましては、介護保険事業費の補助金として54万6,000円、こちらは介護保険システムの改修に係る補助金となっております。

7 ページです。こちらが歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費の12節委託料、介護保険システム改修委託料109万4,000円で、介護報酬の改定に伴うシステム改修となっております。

それから2 款 1 項介護サービス等諸費の18節負担金では、居宅介護福祉用具購入給付費58万9,000円、次の居宅介護住宅改修給付費94万1,000円です。

2 款 2 項の介護予防サービス等の諸費につきましては、18節負担金補助で、居宅介護予防福祉用具購入給付費40万1,000円となっております。いずれも支給見込額の増額に伴います増額ということでございます。

8 ページをお願いいたします。10款 1 項 1 目予備費で209万3,000円の減額となっております。議案第85号は以上でございます。

次に、議案第86号になります。

1 ページをお願いいたします。議案第86号、令和7 年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）です。第1 条で債務負担行為の補正を行っております。

次の2 ページをお願いいたします。第1 表、債務負担行為補正。変更です。産業団地整備事業、変更前、期間令和8 年度、限度額11億1,541万2,000円。変更後、期間の変更はございません。限度額11億3,745万3,000円で、契約内容に監督支援業務2,204万1,000円を追加するものでございます。

議案第86号は以上でございます。

次に、議案第87号でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第87号、令和7 年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）です。第2 条で資本的収入及び支出の補正を行っております。予算第4 条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2 億8,478万4,000円は、当過年度損益勘定留保資金等2 億8,478万4,000円で補填するものとし、今回補正予定額を255万円としております。

3 ページをお願いいたします。実施計画明細書になります。資本的収入及び支出になります。

41款 2 項 1 目73節企業債償還金です。令和7 年度企業債償還金255万円の増額です。こちらは令和6 年度に借入れを行いました水道事業の設備等に係る企業債のうち、元金の据置期間がない企業債を発行しておりました。水道事業の当初予算におきましては、据置期間があるものとして、利子のみの計上をしておりましたが、今回不足する元金分を増額するものでございます。

なお、支払う元金の総額についての変更はございません。

議案第87号につきましては、以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 日程第7、議案第84号「令和7 年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第10、議案第87号「令和7 年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明

が終わりました。

次に、日程第11、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第21、議案第98号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第88号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は益城町文化会館の使用料について、利用者の利便性及び利用率の向上を図るため、施設使用料の一部を減額改定するものです。主な改正内容は、別表のとおり、第3練習室の使用料を1時間当たり100円へ変更するのをはじめ、所要の減額変更を行うものです。

議案第89号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活用具の給付事務におきまして、マイナンバーの独自利用事務として位置づけ、情報連携を可能とし、住民の利便性向上と行政の効率化を図るため、本条例の別表に当該事務を追加しようとするものです。

議案第90号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令等の改正により、選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、条例第8条中、選挙運動用のビラ作成単価7円73銭を8円38銭に、第11条中、選挙運動用のポスター作成単価541円31銭を586円88銭に変更するものです。

議案第91号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、近年、幼稚園の利用者数が減少傾向にありますことから、今後の幼稚園園児数の実態に応じた適切な教育環境を維持するため、条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、条例第4条に定める益城町立益城幼稚園の学級数を5から4へ、また、定員を150人から90人へ変更するものです。本条例は令和8年4月1日からの施行となります。

議案第92号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

今回の事務の変更及び規約の一部変更は、規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することに伴うものです。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方自治体議会の議決を得る必要がありますので、今回議会に提案するものです。

議案第93号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました益城インター北産業団地造成工事2工区に

つきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、現在、本町で整備を進めております産業団地内の治水対策を目的とした調整池の建設工事を行うものです。契約金額は3億6,364万5,700円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町大字古閑497番地6、坂澤・長義・大豊建設工事共同企業体でございます。

議案第94号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました益城インター北産業団地造成工事3工区につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、現在、本町で整備を進めております産業団地の宅地造成工事を行うものです。契約金額は4億4,217万2,500円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町大字馬水557番地、幸明・奥村・安本建設工事共同企業体でございます。

議案第95号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました益城インター北産業団地造成工事4工区につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、現在、本町で整備を進めております産業団地の宅地造成工事を行うものです。契約金額は1億8,546万円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町大字田原167番地、城下・富田・松本建設工事共同企業体でございます。

議案第96号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

今回の変更は、令和7年第2回益城町議会定例会において議決いただきました議案第56号、広安西小学校トイレ改修工事2期の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額8,072万9,000円を8,168万8,479円に増額変更するもので、95万9,479円の増額となります。

増額の主な理由は、既存床タイル下地モルタルを撤去しましたところ、塗り厚が想定していた当初設計の塗り厚より厚かったため、下地モルタルを追加して塗る必要が生じたことなどによるものです。

議案第97号、町道の路線廃止について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号4041、平田堤線の1路線です。この路線につきましては、小規模住宅地区道路改良工事による道路区域変更に伴い終点が変更となるため、路線の廃止を行うものです。

議案第98号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号2234、広崎公園東線、路線番号4041、平田堤線の2路線です。まず、路線番号2234、広崎公園東線につきましては、道路用地の寄附に伴い起点から終点までの幅員が4メートル以上となったため、路線の認定を行うものです。

次に、路線番号4041、平田堤線につきましては、小規模住宅地区道路改良工事による道路区域の変更に伴い終点が変更となるため、路線の認定を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（榮 正敏君） 日程第11、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第21、議案第98号「町道の路線認定について」までの説明が終わりまし

た。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時12分

12 月 9 日（火曜日）

令和7年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月9日午前10時00分開会
3. 令和7年12月9日午前11時46分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 税務課長 | 山口拓郎君 | 住民課長 | 田上恵美君 |
| 福祉課長 | 菊川和幸君 | こども未来課長 | 吉住由美君 |
| こども未来課審議員 | 川原さおり君 | 健康保険課長 | 田上雅史君 |
| 産業振興課長 | 岩本武継君 | 都市計画課長 | 齊藤計介君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 建設課長 | 鶴野雅臣君 |
| 復興整備課長 | 吉本秀一君 | 下水道課長 | 相良憲二君 |

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 水道課長 | 豊田博文君 | 学校教育課長 | 内村康成君 |
| 生涯学習課長 | 中村康広君 | 生涯学習課審議員 | 内田博也君 |

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑ありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井でございます。

私の質問は、議案第84号、益城町一般会計補正予算書（第4号）の22ページ、8款3項河川費にあります秋津川浚渫改良工事費についてでございます。

この改良工事がポンプ場周辺の浚渫を行うということでございましたが、この浚渫を行う理由及び工事の概要をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野でございます。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、22ページ、8款土木費2項河川費2目河川維持費14節工事請負費の中で今回工事する理由、それとこの工事の概要の質問でよろしかったでしょうか。

では、まず理由について御説明したいと思います。今回、秋津川につきましては、通常であれば管理者である熊本県により秋津川の維持管理掘削が行われておりますけれども、近年頻発します内水被害にとりまして、本町としましても非常に危機感を覚えているところでございます。

今回、町内の内水被害を軽減するには現在稼働中の排水ポンプをより発揮させるために排水先の秋津川の流下能力の改善が必要不可欠と考えております。そのようなことから今回補正予算にて、秋津川の浚渫の工事のほうを計上させていただいております。

それと、今回の工事の概要につきましてですけれども、今回の秋津川の河川浚渫につきましては工事のほうをまず2か所発注したいと考えております。

1か所が、広崎橋から福富までの区間で、堤防のまず概要が、除草工が3,900平米、河川の土

砂掘削、こちらが約1,900立米となっております。

それともう1か所につきましては、安永から馬水、こちらが鉄砂川との合流点、秋津川ですね。それから安永のポンプ場のところまでの区間なんですけれども、そちらのほうが堤防除草工が6,000平米と河川の土砂掘削が約3,000立米となっております。以上が工事概要となっております。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

私の質問はこれで終わらせていただきますが、内水被害の対策をよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかにありませんか。6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

私は3点ほど質問させていただきます。

ページが、議案84号の21ページの土木費ですね。土木費の道路改良工事費1億2,000万円ということで、潮井公園と西原線というような説明がありましたが、潮井公園でどれぐらいの金額を使うのかと、場所ですね、潮井公園の道路改修ということで、どの辺の道路を改修するかを教えてくださいたいと思います。

それと同じく23ページの補償費及び賠償金で1億2,700万円、工作物等補償費で組んでありますが、場所と何かを教えてくださいたいと思います。

それと同じく消防費で、14節かな、工事請負契約の中で、消防団建設工事費4,000万円ですが、坪単価と平米数を教えてくださいたいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野です。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、21ページの8款土木費2項土木橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業14節工事請負費の中で、まず1億2,000万円、今回工事請負費を計上しておりますけれども、まず潮井公園に使う金額が幾らか、それと今回工事する場所がどこかという御質問でよろしかったでしょうか。

では、その質問についてお答えいたします。

まず金額につきましては、今回1億2,000万円計上しておりますけれども、潮井公園のほうに工事費としまして1億1,000万円、西原線に1,000万円という内訳となっております。

また、工事場所につきましては、今回、潮井公園線につきましては、現在、益城町から西原に行く農免道の出口というか、そこの入り口から潮井公園までつながるんですけれども、その交差点から南側に約300メートルほどの今回道路改良を計画しております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉本復興整備課長。

○復興整備課長（吉本秀一君） おはようございます。復興整備課の吉本でございます。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、23ページ、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費21節補償補填及び賠償金工作物等補償費1億2,700万円について、場所と何かということで御質問だったと思います。

こちらにつきましては、都市計画道路東西線4工区区間になります。そちらのほうに建ております社会福祉施設の主に営業補償費、営業補償金等を含む建物、工作物等の移転料補償費等を計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、23ページ、9款1項2目14節の工事請負費、消防団詰所建設工事費4,000万円につきまして、平米数と坪単価の御質問ということでよろしいでしょうか。

今回、消防団詰所建設工事につきましては、外構工事等を含んだ詰所建設に伴う工事費でございます。今回の建築に当たりましては、地元からの要望、それから2階建てよりも比較的安価になりますことから平屋建てでの建設を予定しております。

建築面積は60平米、坪でいきますと約18坪を予定しております。

工事費の内訳としましては、本体の建築工事費が約2,900万円、それから東側に民有地がございますので、そちらの境界、それから南側に高低差がございますので、転落防止等のフェンス、それからホース乾燥とそれから場内の一部舗装などの外構工事費、それから給排水設備、空調設備等含めまして1,100万円ほど見込んでおりますので、坪単価としましては本体の建築工事費約2,900万円を18坪で割りますと約160万円ということで試算をしております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございます。

潮井公園の道路用地はもうほとんど買収が終わっているんでしょうかね。その辺をもう1回教えてもらいたい。

それと工作物の補償、これは1件で1億2,700万円ですかね。その辺を教えてもらいたいと思いがすが。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。6番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。潮井公園の用地の今の進捗状況という御質問でよろしかったでしょうか。

今現在、用地につきましては、ほぼほぼ終わっているんですけども、パーセンテージで言わせていただきますと、地権者のベースで言いますと96%用地交渉が終わっております。あと数%ですので、こちらにつきましては早急に用地交渉を行いまして、道路のほうも早期に完了させたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉本復興整備課長。

○復興整備課長（吉本秀一君） 復興整備課の吉本でございます。6番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1件でそんなにかかるのかということで御質問いただいたかと思いますが、こちらの件につきましては社会福祉施設の1件でございます。

内訳につきましては、解体を含めます建物移転料、工作物移転料、不動産移転料、立竹木移転料、移転雑費補償金、営業補償金が含まれております。この事業損失補償につきましては、いずれも国の基準等を踏まえて適切に対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。すいません、質問がかぶりますけれども、再度といたしますか、今、同僚議員のほうから質問があった部分で申し訳ないんですけども、もう一度聞かせていただきます。

議案第84号ですね。まず11ページの17款1項9目ですかね、教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金、これはたしか広安西小学校だったと思うんですけども、これ、不採択になって3,632万1,000円が単費でやるというたしか御説明だったと思うんですけども。違ったっけ。この不採択になった理由を教えてください。

それと二つ目が、先ほど聞かれた潮井公園ですね。ページ21ページ、潮井公園の件なんですけれども、約1億円で300メートルというお話でした。メートル大体30万円程度の工事になるかと思うんですけども、すいません、要するに30万円の中身ですね。どこまで仕上げるのかを教えてくださいたいと思います。

それと次、そのまま22ページ、8款3項2目の秋津川の浚渫工事の件なんですけれども、5,000万円つけておられます。浚渫自体は反対ではないんですけども、やっていただいたらいいと思うんですけども、基本的にこれは県工事だと思うんですよ。基本のお話として、県工事。県がやらないから町がやるというお話なのか。先ほど建設課長のお話で流下能力の改善というお話がございました。

多分、県は河川を浚渫しても流下能力が改善しないんだよということを説明していると思うんですけども、その辺の整合性についてどのようにお考えなのかをお聞かせください。以上、3点です。

○議長（榮 正敏君） 内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君） 学校教育課の内村です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）、ページの11ページでよろしかったですかね。17款2項9目1節の小学校費補助金の不採択の理由ということでお答えさせていただきます。

まず、広安西小学校洋式トイレ改修工事2期ということと併せて、広安小学校図工室のバリアフリー化、これは特別支援教室のほうに改修をして教室を増やすという工事でございます、こちらのほうにつきまして補助申請をしておったと。採択待ちをしておったところですが、今年度の当初でございます。文科省のほうから施設関係者緊急説明会ということで、国の採択の方針について御説明がありました。その中で、地球温暖化対策ではございませんけれども、熱中症対策の体育館の空調の施設整備費、それと危険建物改築工事、こちらのほうを主体的に優先して今年度は採択するというようなことではございました。

その後、追加の採択があるかということで県を通じて問合せを行っていただきましたけれども、今年度中は難しいということでございました。

今回御承認いただいております二つの工事につきましては、来年度、教室が不足する部分につきましての教室確保のための工事と、もう一つは、昨年度に続くトイレの改修工事ということで、来年度が開始するまでに工事を終わらせておかないと学校環境に影響が大きいということで、こちらのほうを国庫補助の事業から町の単独事業のほうに急遽切り替えたところでございます。

その下段のほう、11ページの次の項目で、24款1項17目1節の教育債の1,180万円の増額につきまして、この部分の財源を切り替えた際の不足分の起債額として併せて計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、21ページ、8款土木費2項土木橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業14節工事請負費の件につきまして、今回計上しております潮井公園線の工事についてどこまで仕上げるのかという御質問でよろしいでしょうか。

今回300メートル農免道線から工事を行うわけなんですけれども、工事の道路の全幅が7メートルでございます。片側が2.75、路肩0.75ということで、両側合わせて7メートルということになっております。

今回の工事につきましては、用地が終わっておりますので、その全て舗装まで最終的に仕上げて工事を完了させるところで計上を考えております。

それと、2点目の22ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費14節工事請負費の中で、まず秋津川の今回の掘削を上げていますけれども、まず県がやらないのか、何で今回町がやるのかということについてなんですけれども、県のほうとしても毎年予算を取っていただきまして、秋津川だけじゃなくて木山川、金山川、岩戸川がやっただけでございますけれども、秋津川すべてを河川掘削ができないもので、町のほうとしましても今回頻繁的に大雨が降りますので、内水被害を少しでも軽減できないかということで、今回、河川法の20条河川管理者以外が掘削できるという許可のほうを県と協議をさせていただきまして、おおむね御了解をいただいているところでございます。

今回、先ほど言われた流下能力の件なんですけれども、流下能力につきましては、河川の改良

掘削をしないと流下能力は上がらないかと思っておりますけれども、今回町が行うのは河川改良までは改良掘削はできませんので、維持掘削ということで水面までの今回掘削の計画をしております。

したがって堆積した分につきましては、県とも整合性というか、打合せのほうもやっております、まずポンプが今2か所できておりますので、初期初動でできる限り排水が河川のほうに出して避難ができるような体制をとりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） るる御説明ありがとうございました。

まず、河川掘削のほうですけれども、私は浚渫自体はやったほうがいいと思っている考えなので全然やっていただいていると思うんですけども、あとはぜひ県との調整をお願いして、なるべくなら県管理なので県施工をお願いできるように調整をしていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

潮井公園線については、300メートル全て完成させますということだったんでいいことかなと思っております。少しでも先に進めるように今後もやっていただきたいと思います。

それと、一番最初に質問いたしました広安西小学校の不採択の件、理由はちょっと難しくてあまり分からない感じなんですけれども、いずれにいたしましても必要であるからやるということであれば、しっかりやっていただきたいと思います。それで結構だと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。宮崎です。2点ほど質問をさせていただきます。

まず、議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、22ページです。

8款土木費4項の都市計画費8目の街路事業費の中の14節工事請負費等も含めて、この街路事業費、今回の補正予算はどこの地区を工事をなさるのか、これについてお伺いしたいと思います。これが1点。

それから2点目は、議案第86号、ここもいいんですよ。令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）中、今回ページで言いますと3ページ目か。2ページ目の債務負担行為の補正がなされています。ここに書いてありますように、変更前と変更後、大体2,000万円ほど増えております。この2,000万円ほど増えた理由、これについてどういう理由で増えたのか。これだけちょっと教えてください。以上2点お願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、22ページ、8款土木費4項都市計画費8目街路事業14節工事請負費の街路事業のどこを今回やるのかというような御質問でよろしかったでしょうか。

質問についてお答えいたします。

まず、南北線につきましては現在整備を行っておりますけれども、南北線と東西線が交差しているんですけれども、その交差点より北側の区間延長が約90メートル、こちらのほうを工事をやるところで計画をしております。

続きまして、第2南北線につきましては、こちらも第2南北線と益城東西線が交差するところの交差点の角地の一部を延長20メートル改良する予定でございます。

益城東西線につきましては、こちらも今の第2南北線と同じところの箇所になるんですけれども、第2南北線と益城東西線が交差する交差点の交差部の西側のほうなんですけれども、こちらを30メートル今回工事するところを計画をしております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課の岩本でございます。

11番宮崎議員の1回目の御質問の議案第86号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）中、2ページの第1表、債務負担行為の補正についてお答えいたします。

約2,000万円増額になっているんですけど、その2,000万円の増額の内訳、どういった内容かという御質問だったと思います。

まず、この債務負担行為につきましては、当初限度額が11億1,541万2,000円というところで計上させていただいております。この金額につきましては、産業団地造成にかかります工事費のみを当初、債務負担行為としておりました。

今、増加分につきましては、産業団地の造成工事にかかります監督員支援業務委託費、こちらのほうを令和8年度の1年間分、12か月分、2,204万700円、こちらを債務負担行為のほうに計上させていただくというところで、今回補正予算のほうを上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

街路事業につきましては、大体予想されているところで特に心配はしないんですけれども、特に東西線のなかぞのクリニックの北から安永のところまでの東西線、これがこれから大変だろうなと思いますので、早く手をつけたいという気持ちは分かるんですけれども、つけた以上は完成してもらわなきゃ困るものですから、そこはよりよく慎重にお願いをしたいと思います。

なかなか地元としては、その道路の意義というか、これがまず理解されてない。ですから、そこに何で道路を造る必要があるんだと、これから始まるものですから、非常に我々も苦慮しているところです。俺が生きている間は絶対反対すると言う地権者さんたちも数名おられてなかなか大変だなと思っています。地元とよく連携を取ってよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の債務負担行為の話なんですけど、産業団地の、これにつきましては、今回契約といいますか、次のほうで新たな入札の要領というか、これが出てきた関係でどうしても請け負う業者さんが増加をしたということで、今までの計画どおりにはなかなか進まないんじゃない

か。やっぱりいろんな地権者さんや工事人さんがおると技能も違うし、あれも違う。だから監督業務が増えたんじゃないかと。それで、今回この2,000万円が追加補正されたんじゃないかと、ここがちょっと心配だったものですから確認を取ろうと思って質問しました。

もう1回この件について、これは全く違うんだと、従来のおりなんだということが分かればそれはそれでいいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 11番宮崎議員の2回目の御質問の産業団地特別会計補正予算（第2号）中の債務負担行為にかかります監督員支援業務の委託については、工事発注形式とか、それに伴って増えたものなのか、そもそも、もともとからこういった業務は必要だったのか、その内容についてという御質問だったと思います。

通常、工事発注に際しましては監督員支援業務というのを委託をしております。こちらにつきましても、今現在も造成工事にかかります監督員支援業務というのを委託をしております。令和8年度につきましても造成工事が続きますものですから、単年度で監督員支援業務を委託するとなりますと、新年度予算が成立後、4月1日以降に監督員支援業務の委託を発注するということになる、どうしてもその間にタイムラグが発生してしまいまして、継続事業にもかかわらず4月1日から円滑な運営ができないというところで、債務負担行為として追加をさせていただきまして、今年度中にいろいろな事業を発注業務を円滑に進めて、4月1日以降も円滑な監督支援業務に移行させたいということで債務負担行為の追加としております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、課長のほうから答弁いただいたんですが、私の質問は、要はこの工事費の見積りの中で、本来は監督業務を含めて見積もるべきだろうと思うんですよ。それが見積もられてなかったというのがあるのかなのか。

それから、あともう1点は、監督業務は常に工事費は別にして、工事費は上がったと。これは補正で監督業務というのは上げるもんなんですか。

私の質問はそれじゃなくて、要は、今回の入札で工事をやる人たちが非常に多くなりました。だから、その監督業務が仕事が増えたんで、ここに万難をつけるために経費は要ったじゃないかという疑問なんですけど、これに対して分かるようにお答えをしていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 11番宮崎議員の3回目の御質問の産業団地特別会計補正予算書（第1表）債務負担行為にかかります監督員支援業務についてですけれども、通常は工事発注と同時に、工事費の中、もしくはそのとき一緒に監督員支援業務とかの予算も計上すべきではなかろうかというところについてですけれども、私どもも債務負担行為を計上する段階で工事費だけを債務負担行為に最初計上してしまっていて、令和8年度の当初予算で監督員支援業務を上げたらどうだろうか当初は思っておりました。

ところが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、どうしても単年度発注となりますと、4月1日からもう円滑な監督員支援業務ができないというところで、原課のほうで協議を重ねました結果、債務負担行為のほうに入れて、4月1日から円滑な監督員支援業務を行うと、そちらのほうで業務を推進する上で有利であろうというところで債務負担行為にしたところです。ですから、発注形式が変わったから新たに出てきたとか、そういったものではございません。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村建文でございます。2点お伺いいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、ページ数は16ページ、2款総務費1項総務管理費の7目諸費で需用費修繕料ということで150万円計上されております。

昨日の説明だと、防犯灯と言われていらっしゃったと思うんですけども、これはどこの場所でも何か所、防犯灯の修繕料を計上されているのかお聞きいたします。

それから17ページ、3款民生費2項児童福祉1目児童福祉総務費の2節の給料で1,027万7,000円が計上されております。これは何名分の金額でしょうか。まずお答えください。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、16ページ、2款1項7目10節需用費修繕料150万円につきまして、この修繕料につきましては、防犯灯の修繕ということで当初予算計上しておりました。

今般、落雷等によりまして防犯カメラの修繕が複数台ございました。そちらのほうの修繕費として修繕費のほうを使いました関係で、防犯灯の修繕費用のほうが不足しました。実際、防犯灯のほうも器具の劣化ですとか、あとはポールの腐食、それから電線への雑木等の巻き込み等が各地で発生しております。そういったところの緊急的な修繕の財源としまして、ちょっと不足をしているというところで今回計上させていただきました。

具体的な場所につきましては今、優先度の高いところからと思っております。1か所10万円、15か所というところで今回算定をして計上させていただいております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）の17ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費2節給料、この給料の増額は何名分の金額かということでございますが、今回の補正につきましては、4月以降の人事異動に伴う補正でございます。明確に何名分

というわけではございませんで、異動がありますので。

大きなものとしたしましては、福祉課の審議員がこども未来課に異動したことで、4月に児童福祉係が新設されたことにより主幹が1名増加、プラスもう1名の主幹が増加ということで、大体3名が新しく増員という形になっております。ほかにも人の異動により多少の給与の増減はあっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

修繕料については10万円の15か所で、落雷等におけるカメラの破損等に費やすということで、これは優先順位を決めて場所は確定するというところでございます。これはこの件で結構だと思います。

2款民生費2項児童福祉費1児童福祉総務費で、これは何名分というよりも4月以降の人事異動の分で計上したものであると御回答をいただきましたけれども、この人事異動の分の予算は12月のこの補正で上げなくちゃいけなかったのでしょうか。3月でも、その前の9月議会でも上げられてたんじゃないかと思うんですけども、なぜ12月に計上されたのか、そのことだけお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

例年、大体、人事異動に伴う補正は12月に計上させていただいているところでございます。今回、款項目節全てではないんですけど、ほとんどのところで給料と職員手当と共済組合負担金で補正を行わせていただいております。全て合計いたしますと、補正額といたしましてマイナス326万2,000円となっております。

ここは大きなものとしたしましては、任期付職員が減少したためのマイナスの計上になっておりますが、あくまでも10月までの異動で計上しておりますので、また大まかな補正でございます。これで最後というわけではございません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。2点ほどお伺いいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、23ページの16節ですかね、公有財産購入費4,300万円のどこのところからの御説明をお願いいたします。

それと、先ほど潮井公園のほうで、同僚議員からだいぶ聞かれましたけれど、私1点お伺いいたします。進入するところから300メートル道路を造られますと非常に交通量が多くなると思うんですね。そうしますと、一番潮井公園に近いところのカーブの道路で事故あたりが起きないかと心配するわけでございますが、あそこのほうはいつ頃大体、道路の改良ができますか。そ

の点をお伺いしたい。よろしくお願いたします。

○議長（榮 正敏君） 吉本復興整備課長。

○復興整備課長（吉本秀一君） 復興整備整備課の吉本でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、23ページ、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費16節ですかね、用地購入費の用地の場所ですけれども、こちらは先ほど申し上げましたけれども、都市計画道路東西線の4工区、こちらの用地の2件分になります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、21ページ、8款土木費2項土木橋梁費8目社会資本整備総合交付金事業14節工事請負費のうち、潮井公園の今回工事が発注されますけれども交通量が増えるんじゃないか、それに伴いましてカーブの箇所がありますので、そのカーブの工事をいつするのかの御質問だったかと思えます。

今回の工事では、補正予算では農免道から南側へ300メートル程度工事するように計画しております。令和7年度につきましても現在工事を発注しておりまして、今回補正予算から出した分から南側のほうに大体200メートル、それとちょっともうだいぶん南のほうにはなってくるんですけれども、その1か所の100メートルぐらいの工事を3本出しております。

渡辺議員が言われるカーブのところについては、多分潮井公園の入り口のところかその下のほうかと思っておりますけれども、まだ今回の来年度の工事の予定ではございませんけれども、補正予算なり県のほうに要望しながら、早急に危険箇所のほうから工事を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 用地購入については分かりました。潮井公園のだいぶん、何て言いますか、今300メートル、そして200メートルという、もうほとんど恐らくあのカーブにかかるかと思えます。そうしますと、そこを早急にやるということで、なるべく早めにやっていただかないとあそこは非常に危険な道路だろうと思えますので、よろしく願いしておきます。以上でございます。すいません。お世話になりました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 私は1点だけお伺いします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、再三の質問で恐縮ですが、ページ22ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費14節工事請負費の秋津川の浚渫改良工事費5,000万円についてでございます。

この工事に関して、何ら異論はございません。これにつきましては、内水氾濫の対策というこ

とで、今回浚渫を県がやるべきところを町がやるということでございます。

さきの大雨によりまして、秋津川の水位が堤防からも約二、三十センチまで迫ったというような時期に安永の排水ポンプ、福富の排水ポンプが稼動されて、その効果は非常に性能は優秀なものであるということは検証されたかと思えます。

ただ、安永の排水ポンプから鉄砂川と合流するところの馬水南地区の内水氾濫、これはさきの一般質問でも同僚議員から改良していただきたいという質問もございましたけれども、この大雨のときの状況を顧みますと、大雨の降った約1時間から2時間後に有明海の満潮があったということで、いろんな状況が重なって、あのような災害になったかと私は思っております。

南側の内水氾濫につきましては、ちょうどポンプ場と鉄砂川の合流地点のちょうど中央に排水口がございます。これ、秋津川の排水口を見ますと、非常に低いところに設置されております。これは内水氾濫があったときにすぐに検証いたしまして、県にも逆流しないようにフラップゲートが設置できないかということをお願いしておりました。ただ、県の検証もしていただいて、あそこは形状からしてフラップゲートは非常に難しいという答えを私は聞きました。

であれば、完全に止めるというやり方がまず1点、一つですね。通常は流しても、大雨のときにどうにか止めるというやり方が1点。

それと、今、安永に設置されております排水ポンプ場のほうに水路をつくって、その内水を迂回して、ポンプ場の排水能力に委ねて内水の水位をなるべく下げるといような抜本的な改革案を私は提示をしておりました。

ただ、今回、この浚渫で5,000万円お金を使ってやるということであれば、私が提案したようなことも、浚渫であれば何年かすればまた土砂は堆積します。いちごっこになりますので、できれば抜本的な対応策を検討していただけないかなということ、そのような議論はこの浚渫の際、出なかったのか、お伺いをいたします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。3番西山議員の御質問にお答えいたします。

議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、22ページ、8款土木費3項河川費2目河川維持費14節工事請負費、今回5,000万円計上しておりますけれども、今回河川浚渫をする際にほかの議員から御提案とかあった内水の対策について議論はなかったのかという御質問でよろしかったでしょうか、についてお答えしたいと思います。

確かに議員がおっしゃるとおり、大雨時、安永、馬水とか南側につきましては内水被害のほうが発生はしております。今回の5,000万円の補正予算につきましては、河川のまず維持掘削だけということで、まず町のほうでも内水被害が少しでも軽減できないかということを前提に置きまして今回計上しております。

今後は内水被害も含めてということですので、主に下水道課の内水対策係、そちらと協議しながら益城町全体の内水被害についても今後どういうふうに対応していくか、議論していくべきだと思っております。今回につきましては、そこまでは議論をしておりません。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。

前にも言いましたように、これだけのお金を使うのであれば、できればなるべく抜本的な対策ができるように検討していただいて、そのほかにもたくさんの内水氾濫等が町内にはあると思いますので、そこら辺の優先順位等もあると思いますが、ぜひ今後、災害が少しでも軽減できるような検討、協議をして対策をしていただきたいということをお願いしまして質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分から開始します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第91号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井です。

私は、議案第88号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

この条例の説明の中で、第3練習室をより利用しやすくするため、利用金額を時間当たり300円から100円に減額するとの説明を受けました。

まず、第3練習室がどのようなものであるのか。また、これによって何を指すのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課の中村です。1番坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第88号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての内容、第3練習室の使用料を100円に変更するというので、この第3練習室とはどのような練習室なのか、また、100円に変更することによって何を求めているのかというような御質問の内容かと思えます。

益城町文化会館には、第1練習室、約60平米から第3練習室、こちら第3練習室は14平米、ま

での三つの練習室がございます。

第1練習室及び第2練習室については、約30平米になっております。こちらの用途については個人の練習や団体での練習、またはメインホールでのコンサート等のイベント開催時の待機練習等に現在使用されております。

今回料金改定の提案をさせていただいております第3練習室につきましては、狭小、非常に狭いため、メインホールでのイベント時の荷物置き等の使用が多く、本来の練習室としての使用があまりなされておられません。せっかくの練習室であり、どのようにしたら利用率の向上が見込めるのかを考え、今回の利用料改定を行っております。

併せて、こちらドラムセット等の資機材を常備し、利用者が資機材を持ち込まなくても気軽に立ち寄り、バンドなどの軽音楽の練習ができるよう、ほかの施設との差別化を図り、試行的に行ってみたいと考えております。

当然、このような取組を行うことの周知を行う必要があると考えておりますので、現在のパンフレットのリニューアルや広報紙及びSNS等の媒体を活用し、広く周知を行えるよう、指定管理者と協議を行っていき、利用者増、利用率の向上に努めていきたいと考えております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 今、利用率向上ということでしたので、何とぞよろしく願いいたします。私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第91号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第92号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第98号「町道の路線認定について」までの7議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番の上村でございます。

議案第93号から議案第95号までの工事請負契約の締結についてを通して質問させていただきます。質問というか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今回のこの落札について、いずれにしても条件付の一般競争入札ではありましたが、地元業者で全て取ることができたということで、非常にありがたいなと思います。

この3議案とも、いずれにしても入札価格、入札、落札率がどれも一番低いもので落札ができているということで、これについてもよかったと思っております。

ただ、開札ですね。恐らく県の入札システムをこれも利用されているんだと思うんですけど、

開札についてはどうなのか。システムの中で開札が行われるのか。それともそこに開札の順番というのが人為的なものが含まれるのか。それについてちょっと教えていただきたいと思います。

恐らく私が想像するに、94号が最初に開札がされて、続いて93号が開札された。最後に95号が開札されたということで、失格、無効か、無効の業者がそういうふうな順番でなっているんだろうなとちょっと想像したもので、開札に人為的なものが入るのか入らないのか、これだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木でございます。4番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第93号から95号工事請負契約の締結について、開札は県の入札システムを使っているのか、関与の余地があったのかということと、順番に何か操作があったのかということについてお答えさせていただきます。

今回の入札の条件公告の中で、6、その他、本公告及び入札説明書に掲げるもののほか、本案件と同日に開札が行われる本案件と同一業種の工事または業務案件のうち、率先して開札を行う案件を落札した者は、その後において同日に開札を行う案件について落札することはできず、後発案件について提出された入札書は無効とするという規定により、先行して開札された案件で、既に落札候補者となった団体がその後の工区に入札していた場合、無効としております。

よって、このような形になっておりまして、もちろん入札、開札は県の入札システムを使用しておりますので、町の関与は一切ない、できないという状況でございます。よろしかったでしょうか。

公告のその他欄で決めておりまして、これは取り抜け方式といたしまして、これも今回の入札における無効案件はこの規定によって発生したものでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

ちょっと考えたのが、本当だったら開札が最初に行われた94号というのが本来の93号じゃないのかなと。その辺が順番がどうなんだろうと、ちょっとその辺が気になったもので。

あと、やっぱり今回はいずれを落札された業者さんも、その入札金額の中で一番落札率が低い業者さんが落札をされているんですね。これについては本当にいいんですが、例えば、この金額がもうちょっとばらけていた場合、下手すればその順番によって、恐らく落札業者も、これらだいぶん変わってくるのかなとも思いましたので、ちょっと気になって質問させていただきました。

いずれにしても、工事のスムーズな進捗を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井でございます。

ただいま同僚議員の一回出されました議案第93、94、95号までの議案について質問いたします。内容はかぶりますが、あえてやらせていただきます。

まず、第1点目、これは産業団地ですね。産業団地の造成工事について三つに分けられてやられたわけですが、これを一括で設計した場合と、これ分けて設計されたんですけれども、その場合の価格差はどのようになるのかが第1点でございます。

それから、入札の最低価格、大体96.04%から97%までございますが、これ、実際、各93、94、95号についてそれぞれの最低制限価格を教えてくださいと思います。

それから3番目が、今、同僚議員がされたんで非常にやりにくいところなんですけれども。今、同僚議員の御答弁を聞きますと、入札と開札と順番を聞こうと思ったんですが、入札をしてあって、それとあと機械というか、県のシステムで開札をされるということでございます。今の説明をいただきますと、1個取った人は、次は取れないということでございます。

完全な一般競争入札においては、例えば1社入札も、もともと公示者がしたことであって、公示を行って入札に応じる可能性を可用していることから、1社入札は構わないということになっています。

ただ、これを見ますと、93、94号で同一の会社が3社で入札されています。そこで、前のほうの今御答弁ありました一つを取った会社は次を取れないということを行いますと、これは実質的に最終がやっぱり1社入札になる可能性があるんですよ。

そこら辺をどうお考えかを1、2プラスこれを3番目として、以上の1、2、3号についてよろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

議案第93号から95号の工事請負契約の締結についてということで、今回、造成工事3本を分けておりますけれども、これを1本で工事を発注したとき、格差がどれだけ出るかという御質問だったかと思います。その質問についてお答えいたします。

今回の工事の3本に分けて1本にしたときの格差につきましては、これについてはちょっとやっておりますけれども、当初、この造成工事を発注するときの発注方法がこれと若干変わっております。前回工事を契約いたしました地盤改良、そこを含めたところの一体工事との比較はやっております。

その全体の工事をしたときと改良工事を入れた場合で、調整池、地盤改良、それと造成工事、それを三つに分けたときの格差はちょっと出ておりますので、その格差について御参考で説明させていただきますと思います。

全体で出したときと全体を三つに分けた場合、そのときは約8,600万円ぐらいの格差が出ております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課荒木でございます。1番坂井議員の御質問にお答えいたします。

最低制限価格と落札価格だったと思います。いずれにしても、県の入札システムでも御覧にはなれる状況にはなっております。第93号の最低制限価格は3億4,832万5,958円でございます。第94号の最低制限価格は4億2,333万9,419円でございます。第95号につきましては、最低制限価格1億7,265万4,337円となっております。

落札率の件もお答えしたほうがよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

3番目ですけれども、すいません、先ほど開札の順番のお話を私はしてなかったんですけれども、公告は予定金額の大きい順に行っておりまして、開札も公告順に行っております。

それと、あとは1社になる可能性が分かっていたんじゃないかというようなところだと思いますけれども、この取り分け方式の規定を設けるに至った背景としまして、事前に町に指名願を提出されており、今回の入札に参加が見込まれる事業者の皆様の企業規模を総合的に判断した結果でございます。

各工区の予定価格を考慮すると、一つの事業者が複数の工区を同時に受注した場合、その事業者が事業を適正な品質を確保しつつ、契約で定められた期限までに竣工することが難しい可能性が高いと判断をいたしました。

具体的には一度に複数の大規模な工事を抱えることで必要な人員配置、資機材の調達、さらには資金繰りといった経営面で過度な負担がかかり、結果として各工区の確実な施工体制の構築が難しくなり、工事品質の低下や工期遅延のリスクが増大する懸念がございました。

このような事態を避けるというところで、各工区において事業者が責任を持って施工できる体制を確保し、結果として工事品質の維持と工期厳守につなげたいと考えたところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

またいろいろ質問を考えておったんですが、これは範囲を超えて一般質問の範囲になりますので、また別の機会に一般質問で行いたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。

今、同僚議員から質問がございました点について1点、確認だけいいですか。すいません。

議案93号から第95号の工事のほうを益城町の業者の方でやっていただくことは、大変結構なことだと考えております。

今回の条件付一般競争入札で、るる質問があったんですけれども、今回の場合、条件の中に営業所の所在地が益城町に主たる営業所を置くというのが入っております。これは代表構成員とその他になっております。これは益城町のほうで、益城町の単費工事なので、ぜひ益城町の業者の

方にやっていただくという御配慮をいただいたものでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木でございます。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第93号から95号につきまして、地元企業への配慮の案件なのかについてお答えさせていただきます。

この条件の本質は、震災からの復興と地域経済の活性化を目的としたものもでございます。熊本地震からの復興において地域経済の活性化と雇用の創出は喫緊の課題であり、本事業は町主体で進める初の産業団地整備としてその重要な役割を担っていると思っております。また、町内企業が主体的にこの工事に関わることで工事費が町内で循環し、地域経済の活性化、雇用の創出、そして地域の自立的な発展に直接貢献することを期待しております。以上でございます。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。ぜひ、益城町でやれることは益城町でやっていただくというのが大前提だと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。

私のほうから、議案第93号、議案第94号、議案第95号について2点質問させていただきます。

まず1点目は、ホームページの入札参加者の格付一覧を見ますと、Aランクが12社、そしてBランクが10社、そしてCランクが7社ございます。

今回のこの入札に参加されたのはAランクの9社であります。その9社がそれぞれ3社ごとに企業体をつくって応札されたという話なんですけど、まず1点目の質問は、なぜ9社3企業体なのか。4企業体にする、もしくは2企業体で参加会社を増やすというやり方もあったんじゃないかと思うんですけども、何で3・3にされたのかについて1点お伺ひします。

それから、3工区を今回、入札、落札決められましたけれども、3工区を9会社でおやりになります。町の業者ですから非常にこれはありがたいことだと思うんですけども、同じところを9人のほとんど技術が一緒だと言うんだったら問題ないんですけども、やり方とかあれなんかもだいぶ違うんだらうなと。そうするとその3社の企業体の中で、よくよく調整を図りながら工事を進めていかないと、なかなか大変だらうなと。そこには監督業務とかいろんな業務がプラスアルファされるんだらうなと、こういうふうには素人なりにも感じます。

質問なんですけど、今回の入札におけるメリットについては、今総務課長が言われましたけれども、デメリットですよね。これについてどういうふうには考えられてどういうふうには処置されるのか。

特に我々は町民にこれをお知らせする上において、非常にこら辺りが誤解をされないようにしないといかんものですから、その辺りについて教えていただきたいと思ひます。

デメリットに対してどういうふうに克服していくのか、これについて2点目です。

取りあえず2問、質問をお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課荒木でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第93号から95号について、なぜ3企業なのかという御質問にまずお答えいたします。

共同企業体JVでの入札を必須としたのは主に二つ理由がございます。1点目に、今回の産業団地造成工事は、その規模から町内企業単独では対応が難しいケースと判断したためでございます。共同企業体を組むことで複数の企業がそれぞれ持つ技術や経営資源を結集し、大規模工事にも円滑に対応できる体制を構築できると考えました。

2点目に、共同企業体の形成は、工事の品質確保とリスク分散に有効だと考えております。複数の企業が協力することで、より高度な技術や専門知識を持ち寄り、高品質な工事を実現できると考えます。また、予期せぬ事態が発生した場合でもリスクを分担し、安定した事業遂行を可能にできると考えております。

加えて、共同企業体への参加を通じて町内の企業が大規模工事の経験を積むことで、技術力や経営能力を向上させるという町内企業の育成効果も期待しているところです。

2回目の質問に重なる部分もございます。以上の部分がメリットと考えておきまして、デメリット等を考えて今回の工事を入札に出したということはございません。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、総務課長から答弁いただきましたけれども、まず、私の質問は、今回なぜ3企業体でそれぞれ1企業体が3社ずつで9社になったのだろうか、これがまず1番の質問です。これについてはほとんど答えられておりません。

それから二つ目についてはデメリット。非常にメリットの話はよく分かるんですよ。だけど、デメリットがこれは非常にあるんですよ。町民から非常に誤解を受けやすいんですよ。何か話し合っただけで決まっちゃったんじゃないかと、そういうふうにとらえられたら、せっかくいい施策が駄目になってしまうんじゃないかと。だからそこをどういうふうにご説明されているのかをお尋ねをしております。もう1回答弁をお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。先ほどは失礼いたしました。

なぜ3社なのかというところでございますが、先ほど申し上げましたように、今回の工事の規模からして、3企業体という選定をしたというところでございます。

そことなぜ3企業体の3社だったのかというところは、先ほどおっしゃいましたように、何か話し合いとかが行われたのではなからうかと、町民が考えるのではなからうかというお話でございましたけど、JV結成は各企業の任意判断でございますので、町の入札条件には町内土木一式A

クラスを求めており、当該企業は、先ほどおっしゃいました12社ございます。この規模から4団体程度結成をこちらのほうとしては想定をしておりました。

今回の結果は、各企業の受注状況や手持ち工事、JV編成の可能性を総合的に判断した結果とこちらのほうでは分析をしております。以上でございます。

あと、もう1件を、すいません、もう一度よろしいでしょうか。

○11番（宮崎金次君） デメリット。

○総務課長（荒木 薫君） デメリットは先ほども申し上げましたように、デメリットは考えておりませんでしたということで、メリットのほうを先ほど述べさせていただいたところでございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。3回目です。

○11番（宮崎金次君） 最後になりますが、今、総務課長からお答えになりましたように、最終的な企業体は請負側の企業が決めるんですから、それは町が介在するところではないと。だけど、やっぱり12企業体がある以上、何となく、何で3社に、三つの仕事に振り分けたのか、どうしてもやっぱり皆さん疑問に感じられる、こういうふうに思います。

それからデメリットの話なんですけど、これはいろいろデメリットがあると思うんですよ。やっぱり一つの企業体でやればスムーズにいくところも、三つの会社に振り分けるわけですから、いろいろ考え方も違うし、やり方も違うかもしれません。それを調整しながら一つの作業、工事をやり遂げるとなると、やっぱりそこにはかなりの時間と調整といろんなトラブル防止、これがかかってくるんじゃないかとは思っています。

ただ、それよりもさらにメリットがよければ、それはそれでいくんだろうと思いますけど。そのほか、まだデメリットがいろいろあると思うんです。よくよく発注者側としてもこここのところを考えてやっていかないとやっぱりあれかなと思いますので、よろしくをお願いします。私の質問は以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第92号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第98号「町道の路線認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第98号「町道の路線認定について」までの15議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第98号「町道の路線認定について」までの15号議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時46分

12 月 10 日（水曜日）

令和7年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月10日午前10時00分開議
3. 令和7年12月10日午後3時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 富田徳弘議員
- 7番 吉村建文議員
- 11番 宮崎金次議員
- 4番 上村幸輝議員
- 3番 西山洋一議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 山口拓郎君 |

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 住 民 課 長 | 田 上 恵 美 君 | 福 祉 課 長 | 菊 川 和 幸 君 |
| こども未来課長 | 吉 住 由 美 君 | こども未来課審議員 | 川 原 さおり 君 |
| 健康保険課長 | 田 上 雅 史 君 | 産業振興課長 | 岩 本 武 継 君 |
| 都市計画課長 | 齊 藤 計 介 君 | 建 設 課 長 | 鶴 野 雅 臣 君 |
| 復興整備課長 | 吉 本 秀 一 君 | 下 水 道 課 長 | 相 良 憲 二 君 |
| 水 道 課 長 | 豊 田 博 文 君 | 学 校 教 育 課 長 | 内 村 康 成 君 |
| 生涯学習課長 | 中 村 康 広 君 | 生涯学習課審議員 | 内 田 博 也 君 |

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は10名です。一般質問は本日と明日11日の2日に分けて行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に富田徳弘議員。2番目に吉村建文議員。3番目に宮崎金次議員。4番目に上村幸輝議員。5番目に西山洋一議員。明日11日は、1番目に稲田忠則議員。2番目に中村健二議員。3番目に甲斐康之議員。4番目に坂井金次郎議員。5番目に野田祐土議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） 皆様、おはようございます。5番富田でございます。

おととい8日の午後11時15分頃、青森県で最大震度6強を観測する地震が発生し、気象庁から北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されました。テレビで住宅火災、道路の損壊や水道管が破裂した様子など、ニュースで見ても、改めて自然の脅威、災害の恐ろしさを感じたところでございます。被害状況につきましては、これから詳しく分かってくるとは思いますが、まずは被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、季節がら、特に東北、北海道の寒さは厳しく、避難所で生活をされる方々には大変な御苦労であろうかと思っております。お体には御自愛いただきたいと思っております。

この12月定例会、10名が一般質問をさせていただきます。一般質問の最初にその機会を与えていただきましたこと、誠にありがとうございます。また、本日は朝早くからたくさんの皆様に傍聴においでいただきましたことに、まず深くお礼を申し上げます。日頃より町政に関心を持っていただき、本当にありがとうございます。

今回、私の一般質問は、西村町長の政治姿勢について通告しておりました二つのことについて

質問させていただきます。一つ目は、これまでの3期12年、特に熊本地震からの10年間の総括について、二つ目は、地震からの復旧復興にめどがつきつつある今、その先にどのような町の将来像を見据えておられるのか。また、その実現に向けての課題や政策、対策などについて質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは一般質問に入らせていただきます。

来年4月には2度の最大震度7の大地震が益城町を襲い、未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震から10年を迎えます。同時に、来年は西村町長の3期目の任期が満了を迎える年でもあります。町長就任から2年余りで熊本地震に見舞われ、役場庁舎も被災したことから、しばらくは保健福祉センターに災害対策本部を移しての災害対応は被害状況の全容が分からず、刻々と被害状況の報告が上がってくる中、その時々で厳しい判断を迫られる日々であったかと思っております。道路や上下水道などの公共インフラ被害の早期復旧を目指し、しばらくは災対本部に泊まり込みで指揮され、その後も被災した多くの公共施設の復旧事業は、家や生業を失った町民の皆様の生活再建をして、災害に強いまちづくりへと益城町の復旧復興に向け、ひたすら走り続けられた12年間であったかと思っております。

そのような中、自らの政治姿勢である町民の皆様の声を聞き、町民の皆様との対話を常に大切にされ、二十数回にわたる地区別住民意見交換会や応急仮設団地での意見交換会など数十回にわたる説明会、座談会を重ね、町の復興、発展ビジョンをともに作り上げられ、オール益城で復旧復興を進めてこられました。その町長と町民の固い決意が、国や県の全面的な支援と、全国の自治体、大学、ボランティアなど多くの方々からあたたかい御支援を得ることにつながったものと確信しております。災害において、これまで前例がなかった多くの事業や制度、財政支援措置を国や県から引き出し、熊本地震からの復旧復興は加速的に進んでいったのではないのでしょうか。今日、益城町は全国から震災復興の模範モデルとして高く評価されております。被災した自治体はもとより、数多くの自治体からも視察研修に来庁され、そのノウハウを求められるなど、見事な再興を遂げつつあると言っても過言ではないと思っております。

来年はいよいよ震災から10年を迎えます。それまでに矢継ぎ早に取り組んできた様々な事業にもめどがつきつつあり、町の復興計画も終期を迎えます。いろいろな意味で大きな節目と言えます。そこで、2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目、これまでの3期12年の西村町政、とりわけ熊本地震からの復旧復興に注力されてきた10年を振り返って、改めてどのような総括、自己評価されておられるのか、そして2点目は、熊本地震からの復旧復興にめどがつきつつある今、その先にどのような益城町の将来像を見据えておられるのかをお伺いいたします。また、その実現に向けてどのような課題があり、どのような政策、対策を講じていくべきとお考えなのか、併せて町長にお伺いいたします。

以上2点についてよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 改めまして、おはようございます。令和7年第4回益城町議会定例会も

3日目を迎えております。傍聴席には早朝からたくさんの皆さん方にお越しいただきまして、心から感謝を申し上げます。

先ほど富田議員のほうからお話がありましたように、8日午後11時15分頃、青森県八戸市で震度6強の地震が発生し、後発地震の注意情報が発表されております。心からお見舞いを申し上げますとともに、被害の情報を随時入れながら、必要な支援をしっかりと行ってまいります。

さて、本日は一般質問ということで5名の議員の皆様の質問をいただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、5番富田議員の御質問の1点目、これまでの3期12年の西村町政、熊本地震からの復旧復興の10年を振り返ってどのように総括、自己評価しているのかにつきまして、お答えをします。

町長に就任しました1期目から数えますと11年と8か月が過ぎようとしております。私の就任当時のスローガンであります、町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくりの実現、町民が主役のまちづくりは、ふるさと益城町が熊本地震で甚大な被害を受け、そして町民の皆様とともに復旧復興に向けて、着実に歩みを進めている現在でも、私の信念として生きております。

では、熊本地震からの復旧復興を中心に、私の町政を振り返ってみたいと思います。

震災後、まずは町民の皆様の生活再建を最優先に、道路や上下水道などのライフラインの復旧、応急仮設団地の整備など、被災された方の住まいの確保、安心して生活が再建できるための事業としまして、宅地耐震化事業や戸建て木造住宅耐震改修等事業、内水氾濫対策事業などを行っております。また、農地等復旧事業や仮設店舗の整備など、産業の復旧、自治公民館や消防詰所の復旧事業など、地域コミュニティ再建のための復旧も行っております。あわせて、役場庁舎をはじめとした公共施設の復旧も、本年3月に完成しました地域共生センターカタルをもって震災からの復旧事業は完了しております。

一方で、将来を見据えたまちづくりのため、平成28年12月に益城町復興計画を策定しております。策定に当たりましては、全ての町民の皆様の思いや、声を計画に反映するため、全町民を対象とした21回の説明会を開催するとともに、仮設住宅におきましても説明会を開催し、さらに、小中学生のアンケート調査など、私自ら町民の皆様の意見や思いを直接お聞きし、積極的に計画に取り入れました。この復興計画が、現在の益城町の復旧復興の原点となっているところです。

この町民の皆様の思いを実現し、町の完全復興を達成するために、町長3期目に八つの公約を示しました。

一つ目、熊本地震からの復旧復興とコロナ対策が何より優先、二つ目、被災経験を生かした防災に強いまちづくり、三つ目、地域と一緒に進める新たなにぎわいづくり、四つ目、未来を見据えた攻めの産業振興、五つ目、ワンランク上の、子育てしやすい町へ、六つ目、町民が主役になれるフィールドづくり、七つ目、スポーツ、健康、福祉で益城クオリティーを確立、最後に八つ目、行政サービスをもっと便利でスマートにを掲げ、取り組んでまいりました。

具体的な取組事業を幾つか申し上げますと、一つ目の「熊本地震からの復旧復興とコロナ対策が何より優先」では、被災者に寄り添う支援の一つとして、被災された方々の住まいの確保と被

災した民間賃貸住宅経営者の生業支援を町独自事業として行っております。ほかに、被災された商店主の事業復旧支援のための仮設店舗の運営を現在も行っているところです。

また、地域コミュニティの再構築としまして、震災により活動休止を余儀なくされた地域サロンの再開や新規立ち上げの支援などを進めております。その結果、地域コミュニティ活動も徐々にではありますが、活発化していると感じているところです。また、復興まちづくり事業としまして、木山地区の土地区画整理事業と県道熊本高森線4車線化事業を熊本県とともに進めております。

木山地区の土地区画整理事業は、令和9年度末の事業完了を、県道熊本高森線4車線化事業は、来年3月末の全線供用開始を目指して進めていますが、これらの事業は、町の安全安心なまちづくりとにぎわいづくりに寄与する事業となりますので、町としましても、事業推進に鋭意努めているところです。

二つ目の「被災経験を生かした防災に強いまちづくり」では、住宅地内狭隘道路拡幅や避難地避難路整備事業を実施しております。特に避難地避難路の整備に関しましては、地域の町民の皆様がまちづくり協議会の中で、自らの地域の安全安心の確保を念頭に御検討をいただきました。

また、災害に強い道路ネットワークの構築としまして、町道東西線をはじめとする都市計画道路の整備を進めています。この事業が完成すれば、災害時にも機能を発揮する幹線道路ネットワークが構築され、さらなる防災に強いまちづくりにつながると考えております。ほかにも、学校や地域における防災訓練、震災遺構の保存、活用や震災の語り部活動の支援などを通して、町民の皆様の防災意識も高まっていると感じております。

また、近年は日本全国で地震や大雨の被害が発生していますが、その都度多くの職員が派遣を希望し、熊本地震の経験を生かして頑張ってくれ、派遣先の自治体から大変感謝をされているところです。これが熊本地震の支援に対する恩返しの一つと考えております。

三つ目の「地域と一緒に進める新たなにぎわいづくり」では、都市施設の一つとしまして、木山地区中心部に交通広場を整備しました。交通広場はバスターミナル広場及び駐輪場で構成されますが、そのうち、バスターミナルが本年3月に完成し、4月から供用開始をしたところです。このバスターミナルには路線バスやデマンド型乗り合いタクシー、AIオンデマンドバスが乗り入れており、町民の皆様の町内外への移動に寄与する施設となっております。また、本年10月からは、交通広場と空港及び西原村総合体育館を結ぶ益城西原空港ライナーの実証運行も実施しておりまして、町民の皆様からの要望が多かった空港方面への移動利便性の向上と併せまして、町外からの誘客にもつながるものと期待をしているところです。

また、木山地区のコワーキングスペースでは、学生による各種イベント等も実施されており、木山地区の新たなにぎわいづくりの拠点の一つとして、今後も支援してまいります。

津森地区におきましては、大型遊具やキャンプ場、水遊びを有した潮井自然公園を整備しております。現在、一部を供用開始していますが、週末は町内外の多くの子ども連れの家族に利用されており、本町の新たなにぎわいの拠点となっております。

福田地区におきましては、谷川展望広場が完成し、近くにはキャンプ場も開設し、アウトドア

スポットとして発展が期待できるところです。春には桜や芝桜が満開となり、秋にはトレイルランが開催されるなど、地域の方々の憩いの場となっているところです。

飯野地区におきましても、新しく住宅を建てた若い世代が親子で砥川の獅子舞に参加されたり、櫛島などでは住民手作りのイベントを開催されるなど、地域づくりに積極的に取り組まれております。

ほかにも、地元の農産物をPRする事業として、東海大学九州キャンパス農学部、日本航空、上益城農協などと共同でスイカのアイスなど新たな特産品開発を進め、農業の振興とともに、本町の全国的な知名度の上昇にもつながっております。

四つ目の「未来を見据えた攻めの産業振興」では、現在、臨空テクノパークに半導体関連を含む4社の工場建設が進んでいるところです。また、益城熊本空港インターチェンジ隣接地には、町が3区画の産業団地を整備しております。これらの事業等が完了すれば、町民の皆様の雇用に寄与するとともに、本町産業の成長や新たな活力に満ちたまちづくりにつながることで期待をされます。また、町内で起業したい方等を対象に、町商工会とともに起業創業支援も行っております。この支援制度を利用された方は、令和2年度から現在まで50名おられ、そのうち約20名が女性の方となっております。

五つ目の「ワンランク上の子育てしやすい町へ」では、子育て世代が直面する問題を早期に発見、対応し、子どもたちが健やかに育つ環境を提供することを目指して子ども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯等への相談支援を強化しています。また、民間活力を活用しつつ、保育の質を確保することを目的に、旧第4保育所において、公私連携型保育所を導入しました。導入後の保護者アンケートでは、おおむね満足をされているようです。

学校教育では、質の高い教育の提供としまして、ICTを活用した教育の推進、キャリア教育の推進などに取り組みました。また、まちづくりは教育からとの考えの下、地域住民による学校でのボランティアの実施やコミュニティスクールの実施を通して、地域と学びの連携を図りました。

六つ目は、「町民が主役になれるフィールドづくり」では、復興まちづくりセンターにじいろを拠点に集落支援員が住民団体等のまちづくり活動を支援することで、町民主体の新たなまちづくり活動が行われております。ほかにも、町民が企画運営を行うイベント等も開催されており、町民主体のまちづくりが少しずつではありますが、進んでいると感じております。また、ましき女性みらい塾などを通して、女性の社会進出なども支援しており、女性の起業も見られるなど、女性が活躍するまちづくりも少しずつ進んでいる状況です。

七つ目の「スポーツ、健康、福祉で益城クオリティーを確立」では、全国レベルのスポーツ大会の誘致や健康フェスタなどスポーツに触れる機会を創出し、生涯スポーツを通じた健康づくりを推進しております。また、地域共生センターなどにおける生涯学習や健康づくりの講座など、幅広い世代の健康づくり活動に資する事業も実施しているところです。

八つ目の「行政サービスをもっと便利でスマートに」では、町DX推進計画に基づき、町公式LINEの機能の強化やウェブによるアンケート調査を実施するなど、町民の利便性の向上に努

めております。今後は既存のシステムや新たなシステムの活用等により、まずは、書かない窓口を実現し、将来的には役場に来なくても各種手続等ができる、行かない窓口の実現に向けて検討を進めているところです。

このように、震災の復旧と併せ、将来を見据えた復興事業を展開しましたことで、熊本地震後に1,500人に減少した町の人口も、本年10月末の住民基本台帳上で3万4,378人と、震災前の人口にほぼ戻りつつあります。また、益城台地土地区画整理事業の振興や定住促進補助金により、町外からの転入者も増えており、昨年度、本町の人口ビジョンを改定し、2040年の人口見通しを3万8,000人としたところです。これは町民の皆様と21回にわたる対話を重ねて策定しました益城町復興計画に掲げる益城町が目指す復興将来像である、住みたい町、住み続けたい町、次世代に継承したい町の実現に向けて取り組んだ成果だと考えております。

次に、御質問の2点目、益城町の将来像とその実現に向けての課題、講じるべき政策、対策につきまして、お答えをします。

1点目の御質問の答弁のとおり、様々な復旧復興事業に取り組んでまいりました。復旧は元の形に戻すことであり、復興は以前より、よりよくすることと考えております。熊本地震やコロナ禍により失われた町民の皆様の心の復興、そして、熊本地震からの完全復興が達成されるまで、これからまた、次の10年、20年に向かってますます力強く歩みを進めていかなければなりません。まずは町の中心部である木山地区をはじめ、各エリアの新たなにぎわいづくりが必要です。

昨年から、みんなの秋祭りとして町民の祭りと花火大会を復活させ、昨年も今年も約1万人の来場者の皆様に御来場いただきました。このような住民、町民主体で取り組む様々な活動に対しまして、支援を行いますとともに、各エリアの特性を最大限に生かし、人、物、事が集まるまちを目指します。この新たなにぎわいづくりには、若い世代、子育て世代に、住みたい、住み続けたいと思ってもらう必要があります。そのため、今年3月に益城町子ども計画を策定し、子育てしやすい町の実現を図っています。この計画の理念に基づき、全ての子ども、若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できる町の実現を目指します。

3期目のマニフェストに攻めの産業振興を掲げ、町として初となる産業団地を整備しました。益城インター北産業団地の予約分譲につきましては、先月末までの受け付け期間に、複数社からの申込みがあり、産業用地としての本町のポテンシャルの高さを実感したところです。本町の将来における持続的発展のため、本町の基幹産業である農業の振興を図ることはもちろんのこと、農地を守りながら、産業用地を確保し、積極的な企業誘致に取り組むなど、農業と産業がベストバランスで共存し、ますます発展する町を目指します。

先ほど申しましたとおり、県道熊本高森線の4車線化事業は、来年3月には全線供用開始の予定です。この4車線化事業に当たりましては、私は当初から、災害に強い町に加えまして、ウォーカブルな町を目指し、子どもからお年寄りまで、町民の皆様が安全で安心して通行できる広い歩道を要望してまいりました。県道熊本高森線や中心市街地を中心に、誰もが歩きたくなる空間の実現を図り、ウォーキングなど町民の日常的な健康づくりを支援するなど、いつまでも健康に暮らせる町を目指します。

これまで、熊本地震からの復旧復興に向けて、防災公園の整備や狭隘道路の解消など、ハード面の災害に強いまちづくりと併せまして、学校での防災教育や町民参加型の防災訓練などソフト面の取組も実施しています。このような防災減災の取組につきましては全国からも注目を集めており、全国の自治体等から、現在でも毎年数十件の視察がっております。本町に暮らす町民お一人お一人が熊本地震の記憶を継承し、防災減災に対する高い意識を持ち、日頃から災害に備えることができるよう、引き続き町民の皆様と一緒に日本の防災減災を牽引する町を目指します。

3期12年、特に熊本地震からの10年は熊本地震からの復旧復興に町民の皆様とともに全身全霊で取り組み、一定の成果を上げることができたと感じております。これからも、益城町のさらなる発展のため、町民の皆様に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる益城町にするため、引き続き身命を賭して頑張ってまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 答弁ありがとうございました。

熊本地震からの完全復興を達成するために取り組まれた熊本地震からの復旧復興と新型コロナウイルス感染症への対策、被災経験を生かした防災に強いまちづくり、地域と一緒に進める新たなにぎわいづくりなど、西村町長3期目の公約に挙げられた八つの取組について、現在の状況も含め、詳しく答弁をいただきました。

町の人口も震災前にはほぼ戻りつつあり、益城台地土地区画整理事業の進行により転入者も増え、2040年の人口見通しを3万8,000人に改定されるなど、改めて熊本地震から今日まで必死に町政のかじ取りをされてきた、その御苦勞に頭の下がる思いでございます。そしてまた、益城町の将来像、将来に向けたビジョンについてもしっかりと描かれており、熊本地震からの完全復興の総仕上げをし、益城町のさらなる発展へのレールを敷くために、多岐にわたる課題を解決していかなければならないこともよく分かりました。益城町にとって大事な時期に差しかかっていると感じました。

そこで、単刀直入に町長にお尋ねします。

益城町の将来発展に向けたしっかりしたレールを敷くこと、そのためには、オール益城で総力を結集して進まなければなりません。その任には西村町長をおいてほかにはないと考えているのは私だけではないと思います。町長の政治姿勢、町民からの厚い信頼、これまでの経験と実績は言うまでもなく、自ら築いてこられた国や県との信頼関係、太いパイプも益城町にとって大きな武器ではないでしょうか。再び来年4月の次期町長選挙に出馬していただき、引き続き益城町のかじ取りを担っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。西村町長の思い、覚悟をお聞かせください。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の2回目の御質問についてお答えします。

まずもって、これまでの町政運営に過分なる評価をいただきまして、また、4期目へのエールまでいただきましたこと、大変うれしく思います。私自身も、熊本地震からの復旧事業に一定の区切りをつけることができ、安堵をしているところです。

思い返しますと、地震後すぐに町民の皆様とともに復興計画を策定し、オール益城として心を一つにしながら復旧復興に邁進してまいりました。国や県から数々の特別な財政支援を引き出し、町財政の悪化を最小限にとどめながら、スピード感ある復旧が実現できたと考えております。ここに来て、地震後に流出した人口がV字回復を遂げていることも全国に誇れるものと考えております。

しかし、これらのことは、益城町が本来のスタートラインにようやく戻ってきたということだと考えております。これからの将来を見据えた、新しい益城町をつくり上げていく復興の道のりこそがいわゆる本番で、これまで以上に大変で困難な道のりが待ち構えていると思っております。町が抱える課題は山積しております。町民の皆さんの心の復興、高齢化社会への対応、子ども真ん中社会の実現、町のにぎわいづくり、企業誘致の加速化、公共交通や街路の整備の充実など、多岐にわたっております。

現在のこうした社会情勢の変化が著しい時代の中で、10年後、20年後の先を見据えたビジョンをしっかりと示していくこと、そのための政策や事業を選択するための決断力と実行力が求められます。それに応えるべく、これまでの経験と情熱が私にはあります。

私が熊本地震からの復旧を通じて築き上げてきました国や県との大きなパイプ、チーム熊本を通じた政治的ネットワーク、多額の災害復旧事業の遂行を健全な財政運営とうまく両立させてきたノウハウは、これから新しいステージに入る益城町にも必ずお役に立てると考えます。益城町に生まれ、この町に育てていただき、首長としての仕事をさせていただいた私のこれまでと、そしてこれからの益城町の未来のために、持てる力の全てを注ぎます。

ここに改めて、熊本地震からの完全復興と新しい益城町の礎づくりに全身全霊、全力で取り組むことを町民の皆様にお約束しまして、4期目への挑戦を表明させていただきます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） ただいま西村町長から4期目を目指すとの強い決意表明をいただきました。ありがとうございました。

そこで、少し気が早いかもしれませんが、出馬に向けては、今後、マニフェストなどの形で町民の皆様には様々な政策を約束されていくものと思います。それは多岐にわたるものになるでしょうが、中でも町長が特に重点的に取り組みたいと思われるもの、目玉とでも言えるものがあれば、支障のない範囲で結構ですのでお聞かせください。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の御質問の3回目、今後重点的に取り組みたい事項につきましてお答えします。

熊本地震からの復旧復興を進めるため、ただひたすら駆け抜けた10年間だと感じております。道路橋梁や公共施設の復旧はほぼ終わることができ、復興も進んでおります。しかし、完全復興を成し遂げ、町のにぎわいをさらに進めるためには、これからの取組が非常に重要だと考えております。企業誘致、スポーツ、健康づくり、にぎわいづくり、子ども女性高齢者施策、福祉施策、

道路河川整備、防災、交通、行政サービス産業振興など、積極的に進めなければなりません。すぐに取り組むべき事業、進行中の事業、構想中の事業、10年後、20年後を見据えて取り組む事業など考えていることがたくさんありますが、どういう町政運営をしようとしているのか、これはまず、町民の皆様、議会、そして職員に考えを示すことが大事だと考えております。

その少しだけ考えの一端をお話しさせていただきますが、まず、木山仮設団地跡地の整備です。地元の農産物を中心とした産直施設やレストラン、カフェ、防災機能を備えつつ、親子で余暇を楽しめる公園、さらに、良質な住環境の住宅地などを専門家や地域住民の意見をお聞きしながら整備を進める予定です。新たに居住される方にも、現在町内にお住まいの方にも愛されるランドマークとなる場所を目指しているところです。

教育関係では、11月に開催しました町PTAとの町長懇談会で要望のありました小・中学校体育館への空調設備につきまして、幾つかの冷却方式の中から費用対効果や安全性などをしっかり精査し、導入を進めてまいります。さらに、小学生の給食費につきましても、国や県の動向を注視しながら無償化に向けてしっかり取り組んでまいります。

このほか、多くのやるべきこと、検討していることがあり、今後、マニフェスト等により考えを分かりやすく示してまいります。いずれにしましても、5年先、10年先どういう益城町をつくり上げるといふ、私には事業感覚が求められます。しかし、1人だけで成し遂げることはできません。私自身が町民の皆様、議会、職員など多くの人々から学び、衆知を集め、町政に反映することで達成できると思っております。何より一番大事なことは、何としても実現するという熱意です。知恵や知識は優秀な職員がいます。私自身は、今後も、子や孫の世代のためにも、益城町を住みよい町にする。わくわくするような町にする。つくり上げるといふ最高の熱意を持って仕事に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 富田議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

10時55分から再開します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文委員。

○7番（吉村建文君） 皆さんおはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

一昨日11時15分頃、青森県八戸市で震度6強の地震が起きました。2万8,000人の方々に避難指示が出ていたようでありまして、被災された全ての皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

熊本地震より9年8か月が経過いたしました。早いもので、来年には10年を迎えることになり

ます。様々な行事が行われると思いますが、益城町の復旧復興の姿を全国の皆さんに紹介できるように、これからも頑張っていきたいと思います。

国政に目を転じますと、高市早苗新総理の下、日本維新の会との新しい政権が発足し、我が公明党も野党の立場で町民の皆様と手を携えて政治に向かっていきたいと決意をしております。

傍聴者の皆様方、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださりありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は4点にわたって質問させていただきます。

1点目、感震ブレーカー設置に対する助成制度の検討について、2点目、乗り合いバス「のろーとUMEらいん」の運行実績、効果、財政、今後の展望等について、3点目、旧第二幼稚園の跡地について、4点目、ケアマネジャー更新の研修費補助について、以上、4点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、感震ブレーカー設置に対する助成制度の検討についてであります。

本町は平成28年熊本地震において甚大な被害を受け、災害時の火災発生予防対策の重要性が改めて認識されました。特に高齢者世帯においては、避難行動の遅れや初期消火の困難さなどから、地震時の電気火災による被害が懸念されます。そのため、地震の揺れを感知して自動的に電源を遮断する感震ブレーカーの設置支援を行うことは、高齢者をはじめとする要配慮者の安全確保に寄与するものと考えます。感震ブレーカーの設置は、比較的 low コストで地震時の電気火災を防止できる実効的な対策であり、特に高齢者の生活と財産を守る上で有効です。

感震ブレーカーは震度5強以上の揺れを感知すると電流を遮断する仕組みで、断線した電気コードによる火災などを防ぎます。工事が必要な分電盤に内蔵するタイプのほか、ばねや重りでブレーカーを落とす簡易タイプ、コンセントに内蔵するタイプなどがあります。ちなみに県内では、芦北町には感震ブレーカー住宅用火災警報器設置事業補助金交付要綱があり、感震ブレーカー設置費用の3分の2を補助、上限3万円としている自治体もあります。

そこで質問です。

1、現在益城町において、感震ブレーカーの設置を推進、支援する制度、または防災機器に対する補助制度はありますか。

2、他自治体での感震ブレーカー助成制度の事例を踏まえ、本町として同様の制度導入を検討する考えはありますか。

3、高齢者世帯や要配慮者への設置支援を進めるに当たり、民生委員や地域包括支援センター等と連携した周知、支援体制を整備する考えはありますか。

よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、益城町においての感震ブレーカーの設置を推進、支援する制度、または防災機器に対する補助制度についてお答えをします。

平成28年熊本地震の際には、14日の前震直後に母屋1棟と小屋2棟の火災が発生しましたが、

翌15日に消防団や自治会の方々が地域内を巡回し、住宅のガス元栓や電気ブレーカーの遮断の確認、周知を行っていただいたこともあり、16日の本震以降は電気火災を含む火災が、幸いなことに1件も発生しませんでした。

また、総務省は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震での大規模災害の半数以上が電気に起因するものであるという見解を示しており、経済産業省では、特に火災リスクの高い地域におきまして感震ブレーカーの普及を推進しています。このようなことから、議員がおっしゃるとおり、感震ブレーカーの設置は地震発災時の電気火災を防止できる有効な対策と考えております。一方、感震ブレーカーには幾つかのデメリットも挙げられていることから、現在、本町では感震ブレーカーに対する補助制度は設けておりません。

次に、御質問の2点目、他自治体での感震ブレーカー助成制度の事例を踏まえ、同様の制度導入を検討する考えにつきましてお答えをします。

地震による火災原因としまして、電気ストーブの転倒など可燃物に接触して発火する電気火災や、損傷した電気配線や電気機器の基盤の損傷によるショートトラッキングなど、停電から復旧した際に発生する通電火災が挙げられます。地震火災防止の一つとして、感震ブレーカーは有効であると考えられ、議員御指摘のように、県内では芦北町が令和6年度から補助制度を創設されていることは、承知をしているところです。

一方で、感震ブレーカーには地震以外の振動や軽微な揺れで反応するなど、センサー等の不具合による誤作動や、電気が遮断されることによる在宅酸素療器具などの医療機器や冷蔵庫の食品保存などへの影響や、照明が使用できなくなるため、夜間や早朝では室内が暗くなり、避難経路の確認や安全な移動が困難となるなどのデメリットも挙げられます。しかしながら、先ほども述べましたとおり、大規模災害時における火災原因の半数以上は電気に起因するとの国の見解もありますことから、感震ブレーカーは地震火災予防に一定の効果が見込まれると考えられます。

このようなことを踏まえ、議員御提案の感震ブレーカーの補助制度導入につきましては、対象要件や補助金額など、先行自治体の制度内容等を参考に、本町のニーズや公平性などを考慮しながら検討を進めてまいります。

熊本地震から10年の節目を迎えるに当たり、大規模災害を経験した町として、通電火災対策にとどまらず、防災、減災、復興を一体的に高める益城型の総合防災へと踏み込み、全国に誇れる安全安心なまちづくりへさらに取組を進めてまいります。

次に、御質問の3点目、高齢者世帯や要配慮者への設置支援を進めるに当たっての民生委員や地域包括支援センター等々連携した周知、支援体制の整備につきましてお答えをします。

高齢者世帯や要配慮者への周知や支援につきましては、本町には現在のところ具体的な取組はございませんが、今後必要に応じた支援体制につきましても、暮らしに寄り添った配慮ができるよう、併せまして検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

現在、益城町においては、感震ブレーカーに対する補助制度はないということは分かりました。

また、県内の自治体では、芦北町が唯一補助制度を採用していることを承知しているとのこと。そして、耐震ブレーカーのメリットやデメリットも把握しているとのことですが、助成制度については、様々な観点やニーズ、導入自治体の状況を参考に検討していくとのことでしたが、熊本地震から来年で10年を迎える本町において、地震への対応として、感震ブレーカー助成を考えたときが来ているのではないかと思います、いかがでしょうか。

具体的に幾らぐらいかかるのか。また、助成も申請主義で行われると思いますので、予算もある程度試算されるべきではないかと思います、芦北町の助成制度を参考にして検討してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2回目、地震への対応として感震ブレーカー助成を考えてはどうか。また、必要な予算の試算も検討してはどうかにつきましてお答えをします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、熊本地震から10年の節目を迎えるに当たり、大規模災害を経験した本町といたしましては、防災減災復興を一体的に推進し、安全安心のまちづくりへの取組をさらに強化していきたいと強く思っているところでございます。その取組の一つとして、議員御提案の感震ブレーカー助成制度につきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。

また、助成制度に必要な予算につきましては、まず、対象世帯の範囲、助成率、さらには先行自治体の制度内容などを詳細に研究し、本町の地域特性や住民ニーズに合致した制度設計を行う必要がありますため、現時点では試算には至っておりません。今後、助成制度を検討していく中で、当然のことながら、予算面も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、予約制乗り合いバス「のるーとUMEらいん」の運行実績、効果、財政、今後の展望等についてお伺いいたします。

「のるーとUMEらいん」は、昨年10月1日から今年9月30日までの実証運行をして、今年10月1日から本格運行へとステージが上がりました。目的として、公共交通空白地区の解消や既存の路線バスが薄い地域やバス停まで歩く距離が長い利用者の利便性向上を目的としています。チラシにもお子様連れのお出かけに、習い事の送迎に、毎日の通勤に、そしていつもの買物や通院にと書いてあります。予約に応じてAIが最適ルートを生成することで、少人数の需要でも効率的に運行できる仕組みを試みています。

そこでUMEらいんの実績、効果、財政、今後の展望等をお伺いしたいと思います。

- 1、登録者数及び利用者数の推移。現時点での登録済み件数、利用会員数の動向。
- 2、停留所別利用回数上位5か所のランキングを利用目的とともに説明をお願いいたします。
- 3、利用が少ないエリア、地区、時間帯について課題として把握をしているのか。
- 4、実証運行にかかった経費総額、補助金、委託費の内訳及び運賃収入とのバランスをお示し

ください。

5、本格運行移行に向けて、町として設定している目標指数、利用者数、登録件数、運行コストなどをお示しください。

6、「のるーとUMEらいん」を通じて実現したい益城町の将来像について、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の御質問1点目、予約制乗り合いバス「のるーとUMEらいん」の登録者数及び利用者数の推移、利用者の動向につきましてお答えをします。

まず「のるーとUMEライン」と益城西原空港ライナーの運行に使用していますアプリは同じものになりますので、登録者数のみ益城西原空港ライナーを含んだ数字になることを御了承ください。

令和7年9月末時点での登録者数は1,054名。利用者数の推移は、実証運行開始の昨年10月が538名、本年3月が611名、9月が720名と順調に伸びており、昨年10月から本年9月までの実証運行期間中の延べ人数では7,205名の方に御利用をいただきました。また、本年10月に本格運行に移行し、11月末現在の登録者数は1,333名、10月の利用者数は919名、11月の利用者数は731名で、月を追うごとに登録者数が伸び、多くの方に御利用をいただいている状況にあります。

次に、御質問の2点目、停留所別利用回数上位5か所のランキングと利用目的につきましてお答えします。まず、収集データの都合上、昨年10月から本年6月までのデータでお答えをさせていただきます。

乗車での上位は益城町役場、広崎第2団地、総合体育館、スーパーよかもんね！ましき、益城インター口の順となっております。降車での上位は益城インター口、スーパーよかもんね！ましき、益城町役場、広崎第2団地、総合体育館の順となっております。次に、利用目的につきましては、利用状況から推察しますと、買物施設の利用、役場での各種手続、総合運動公園内施設の利用、停留所近隣の医療機関の受診、高速バス利用などが考えられます。

続いて御質問の3点目、利用が少ないエリア及び時間帯に係る課題把握につきましてお答えをします。

まず、エリア別の登録者の利用状況は、広崎や安永の方の利用が多く、福富や寺迫の方の利用が少ない状況となっております。また、時間帯での利用状況は、午前9時から10時台での利用が多いため、予約が取りづらい状況にありますが、このほかの時間帯におきましては満遍なく御利用いただいている状況です。

「のるーとUMEライン」は時刻表や決まった運行ルートがなく、利用される方の予約に応じてAIが最適な運行ルートと配車をリアルタイムに行う公共交通で、高齢者から小学生まで幅広い年代の方々に御利用をいただいているところです。今後も利用者が増加し続けた場合には、時間帯によりましては予約が取りづらく、希望する時間に乗れないなどの状況が出てくる可能性がありますので、その対応を検討しなければならないと考えております。

具体的な内容につきましては、今後予定しております町公共交通計画改定時に「のるーとUM

Eらいん」の課題等も整理してまいります。

次に、御質問の4点目、実証運行にかかった経費総額、補助金、委託費の内訳及び運賃収入とのバランスにつきましてお答えします。

まず、昨年10月から本年9月までの実証運行期間中の経費は、システムの運用を含めた運行業務委託費が2,983万円となっており、この中には当初のシステム導入費813万円が含まれています。また、停留所設置等その他の経費が213万円で、経費総額は3,196万円となっております。収入は、運賃収入が106万円、国からの令和6年度共創Ma a S実証プロジェクト補助金が584万円となっており、県の生活交通維持活性化総合交付金につきましては、今後申請することとしております。さらに、最終的な町の負担に対しましては、特別交付税による支援措置も予定をされております。

次に、御質問の5点目、本格運行に向けて、利用者数、登録者数、運行コストなどの目標指数につきましてお答えします。

「のるーとUMEらいん」は、本年10月から本格運行に移行しておりますが、実証運行開始時に1日当たりの平均利用者数の目標を20名以上に設定しましたが、実証運行期間の実績は24.27名となり、当初の目標を達成しております。本格運行に当たりましては明確な目標は設定していませんが、これまで以上の利用者増を目指しますとともに、運行コストにつきましては、県の補助金など様々な補助金等を活用するなど、効率的な運行に努めてまいります。

最後に、御質問の6点目、「のるーとUMEらいん」を通じて実現したい益城町の将来像についてお答えをします。

町では、第6次益城町総合計画に掲げる町の将来像、住みたい町、住み続けたい町、次世代に継承したい町の実現に向けて各種施策に鋭意取り組んでいます。「のるーとUMEらいん」をはじめとした公共交通施策につきましては、町民の皆様の移動手段の確保と移動利便性の向上に向けた取組を推進しておりますが、あわせて、公共交通の充実が町民の皆様の外出機会の創出にもつながるものと考えます。

今後は、木山交通広場を拠点として、益城台地土地区画整理事業や木山仮設団地跡地開発事業など、新たなまちづくりにも対応した公共交通を検討し、誰もが便利に暮らせる公共交通の充実を図ってまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

「のるーとUMEらいん」と益城西原空港ライナーの運行に使用しているアプリは同じもので、登録者数のみ益城西原空港ライナーを含んだ数値で、令和7年9月末時点での登録者数が1,054名で、実証運行期間中の延べ人数では7,205名ということで、本格運行した本年10月を含めた登録済み件数が1,259名であり、10月の利用者数が919名で、月を追うごとに登録者数及び利用者数が伸びていることは分かりました。

また、停留所別利用回数上位5か所のランキング利用目的も、乗車上位が益城町役場、広崎第2団地、総合体育館、スーパーよかもんね！ましき、益城インター口。降車上位が益城インター口、スーパーよかもんね！ましき、益城町役場、広崎第2団地、総合体育館。

利用目的として、買物施設の利用、役場での各種手続、総合運動公園内施設の利用、停留所近隣の医療機関の受診、高速バス利用などが考えられるとのこと。

また、利用が少ないエリア時間帯について課題として把握しているのかについては、エリア別の登録者の利用状況は、広崎や安永の方の利用が多く、福富や寺迫の方の利用が少ないことが分かっている。時間帯での利用状況は、9時から10時台での利用が多く予約が取りづらいが、ほかの時間帯においては満遍なく利用されている。今後予定している町公共交通計画改定時に「のるーとUMEらいん」の課題等も整理することができたということでございます。

次に、実証運行にかかった経費総額、補助金、委託費の内訳及び運賃収入とのバランスですが、ここが一番重要な部分ですが、経費総額が3,196万、収入が運賃収入で106万、補助金で584万、また、今後申請する県の生活交通維持活性化総合交付金が幾ら出るかまだ分かっていないということなんですね。

そして、本格運行に向けて、町として設定している利用者数、登録件数、運行コストなどの目標指数については、令和6年度共創Ma a S実証プロジェクト補助金申請時の実証運行期間の1日当たりの平均利用者数の目標20名に対し、実績が24.27名であり、それ以上の利用者増を目指すとのことですが、また、様々な補助金を活用して運行コストの軽減に努めるとのことでした。

そして「のるーとUMEらいん」を通じて実現したい町の将来像の町長の所見であります。今後は木山交通広場を軸として、益城台地土地区画整理事業や木山団地跡地開発事業など、新たなまちづくりにも対応した公共交通を検討し、誰もが便利に暮らせる公共交通の充実を図ってきたいとのことでした。

そこで1点質問させていただきます。

地域公共交通機関として「のるーとUMEらいん」は、町で育てていかななくてはならないと思います。先日テレビを見ていましたら、福岡県那珂川市の地域交通公共機関の乗合バスUMEらいんの運行実証実験の様子が映っておりました。どこの自治体も頑張っていらっしゃると思いつつ、その映像では、地元の区長さんたちに実際乗ってもらい、その実用性を体験してもらう内容でした。

本町でも区長さんたちに体験使用してもらい、実感してもらい、区内での会合等において話をさせていただくとか、また、医療機関にパンフレットを置かせてもらうなど、利用者の増加を図っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2回目。「のるーとUMEらいん」の利用者数の増加を図っていくべきではないかにつきましてお答えします。

「のるーとUMEらいん」の導入に当たりましては、木山地区及び広安地区の区長、民生委員、児童委員、高齢者相談員、町議会議員の皆様などにお集まりいただき、事業の説明を行った上で御意見等をいただき、乗り場の設置等を行ったところです。その際、お集まりいただいた皆様に、それぞれの地域の方々に周知していただくようお願いをしているところです。また、依頼があった地域サロンをはじめとした地域での会合、町介護支援専門員連絡会の会議等に出向き、事業内

容や予約方法などの説明も行いました。

ほかにも、運行対象区域内の世帯へのパンフレット配布、停留所が設置してある買物施設や医療機関、地域包括支援センター、公共施設等へのパンフレット設置、木山交通広場のデジタルサイネージや町ホームページへの掲載等により、町内外への周知を図ってきたところです。さらには、昨年の実証運行期間には、実際に乗車いただけるようにキャンペーンとして800円分のデジタルクーポンを発行し、「のるーとUMEらいん」の利用促進に努めたところです。

今後とも、今までの周知活動に加えまして、議員御提案をはじめとした他自治体の周知活動等も参考に「のるーとUMEらいん」の利用者増加に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

ぜひ「のるーとUMEらいん」は地域公共交通の軸として、今後も育てていかなければならないと思っております。乗車人数を増やすべく、様々なアプローチをしていただきたいと思います。

次に、旧第二幼稚園の跡地についてお伺いいたします。

1、公共施設の寄附に関する打診について、どのような対応を町当局はしたのか。旧第二幼稚園跡地については、公共施設としての寄附の申出があったと聞いております。この件について、町当局としてどのような経緯、検討、対応を行ったのか。また、寄附受入れに際しての判断基準や今後の方針をお伺いいたします。

2、不登校児童生徒のための教室をつくるということですが、具体的にどのような形態となるのか。跡地活用の一環として、不登校児童生徒を対象とした学びの場を設けるとされていますが、その運営主体、教育支援内容、学校との連携体制、人員配置など、どのような形態を想定しているのか、具体的にお伺いいたします。

3、町社会福祉協議会の事務所を併設することになっておりますが、その全容をお示してください。建物構成、利用区分、事務機能の移転時期及び町との連携体制はどのように整備されるのかお伺いいたします。

4、供用開始は令和8年4月に予定されているが、計画どおりに進むのか。現時点での設計工事進捗、予算確保、補助金申請等の状況を踏まえ、予定どおり令和8年4月の供用開始が可能と見込んでいるのか。また、遅延のリスクや対応策についてお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、公益施設の寄附に関する打診への対応につきましてお答えをします。

今回施設の寄附をいただくことになりました永寶株式会社は、社会貢献活動の一環として、被災地を中心に全国各地の自治体に様々な寄附活動をされておられる東京の法人で、台湾の李寶珠会長により設立をされております。本町におきましては、令和4年度にひとり親世帯や子ども食堂向けに、しょうゆ、素麺、米などの食材を寄附いただいたことをきっかけに御縁が始まりました。

その後、複数回にわたり寄附金をいただき、子ども向け図書の購入や放課後児童クラブの備品購入などに充てておりますほか、コミュニティバスや移動図書館、町立保育所への大型遊具の現物寄附など、子育てや教育に関する分野を中心に役立ててほしいと、度重なる御支援をいただいております。これらの温かい御支援に対し、私自身、何度も上京して感謝の気持ちをお伝えしております。また、寄附を受けた保育所の園児たちが心温まるお手紙を送ってくれるなど、先生方を含め、皆様が丁寧な対応をしてくださったおかげで、強い信頼関係が構築されてきたと思っております。

そのような中、昨年9月に永寶株式会社から、町の復興のために必要となる公益施設を寄附したいというありがたい申出をいただきました。寄附に当たりましては、先方が、教育、福祉分野での活用や、可能な限り迅速に整備してほしいという要望がありました。庁内で幅広く検討を重ねつつ、幾つかの案を先方に御提案する中で、不登校の児童生徒の居場所である教育支援センターの施設及び町社会福祉協議会の事務所を併設した施設であれば寄附が可能ということで御承諾をいただくことができました。

寄附の受入れに際しましては、町全体の発展と町民の皆様の幸福に資するかや、寄附された方の町を応援したい、町のために貢献したいというお気持ちや具体的な御意向を最大限尊重しつつ、町の施策と合致する形で実現可能であるかなど広い視点からも総合的に判断しており、今後も同様の対応を考えております。

2点目につきましては、教育長が説明を申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の2点目、不登校児童生徒のための教室の具体的な形態についてお答えします。

本町では、不登校児童生徒の教育支援センターを益城中学校区と木山中学校区にそれぞれ1か所ずつ設置しているところでございます。今回の計画では、このうち、益城中学校区の惣領神社近くにありますが「ましきこがみ舎」に設置している教育支援センターを移転する予定であります。

「ましきこがみ舎」での教育支援センターは、現在、民間のコワーキングスペースを間借りする形で運営しておりますので、専用施設としての利用には制限がありました。しかし、新しい施設におきましては専用のスペースが確保できることなどから、通所する児童生徒や保護者のニーズに応じた、よりきめ細やかな対応が可能となります。

具体的に申しますと、フリースペースでは、対人関係スキルを学ぶためのソーシャルスキルゲームなどができます。また、独立している学習ルームでは、静かな環境の下で学習に取り組むことができるというような多様な活用を予定しているところでございます。

なお、今後の運営もこれまでどおり、町教育委員会が運営主体となりまして、各教育支援センターに支援員を配置し、学習支援や生活自立支援を通して、学力の保障や学校への復帰を目指し、学校と連携しながら取組を進めることには変わりはありません。

また、新たな施設が完成しました後も木山中校区に設置しております教育支援センターにつきましては、新施設に集約することはせず、次年度以降もそれぞれに不登校支援の拠点として、不

登校児、児童生徒への支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、御質問の3点目、併設する町社会福祉協議会の事務所の全容につきましてお答えします。

寄附を受ける施設は、木造平屋建て、延べ床面積340平米です。そのうち、社会福祉協議会の事務所部分は約116平米、共用部分が約103平米となります。

新しい事務所には、現在、保健福祉センター内にあります総務課、地域福祉課、在宅福祉課が移転する予定です。さらに、社会福祉協議会専用の相談室も新たに設けることとしております。

なお、保健福祉センターの社会福祉協議会移動後の空きスペースにつきましては、熊本地震前に利用していた形に戻し、施設利用者が休憩等ができるラウンジと託児室、創作活動室として活用する予定です。

最後に、御質問の4点目、施設の供用開始につきましてお答えをします。

施設の建設は、本年10月に着工しており、来年2月末に竣工、3月に落成式を行う予定です。現在のところ工事は順調に進んでおり、計画どおりに進めば、来年4月には施設の供用を開始できる見込みです。

移転の時期につきましては、4月は年度の切り替わりで繁忙期となるため、教育委員会及び社会福祉協議会事務局と協議し決定したいと考えておりますが、4月下旬から5月の連休明け頃となる見込みです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

旧第二幼稚園の跡地に不登校の児童生徒の居場所であるフレンドネットの施設と、町社会福祉協議会の事務所を併設する施設に決定したとのこと。大変喜ばしいことだと思います。

現在、工事も順調に進捗しているようで、施設の供用開始は令和8年4月を予定しているが、移転時期については社会福祉協議会と教育委員会と協議して決定されるということですが、5月の連休明けになりそうですか。また、落成記念式典については、永寶株式会社さんと関係各社を招待して式典を開催される予定があるのかと思いますが、その日時は決定しているのでしょうか。

また、今回、不登校児童生徒の教育支援センターにつきましては、「ましきこがみ舎」の民間施設を移設する形で専用のスペースが確保でき、よりきめ細やかな対応が可能となり、職員室、フリースペース、学習室、相談室などを備え、通所する児童生徒や保護者のニーズに応じた活用が期待できます。今後の運営に関しては、町教育委員会が運営主体となり、各教育支援センターに支援員を配置することになると思いますが、現在の支援員は何名体制を考えられているのでしょうか。今後増えるであろう不登校児童生徒に対する支援員の先生方の確保についても検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の三つ目の御質問の4点目の2回目、まず、落成記念式典時の日時についてお答えします。

施設の落成記念式典につきましては、3月下旬を予定しております、現在、永寶株式会社をはじめとした関係者の方々と日程調整を行っているところです。移転の時期につきましては、4月下旬から5月の連休明け頃となる見込みと申しましたが、なるべく早く移転ができるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、教育支援センターに配置する支援員の配置人数についてお答えします。

まず、今年度10月末現在の不登校児童生徒数は50名で、そのうち、保護者からの申出により通所による支援が必要と認められた19名の児童生徒が教育支援センターに通所し、学習支援や生活自立支援を通して、学校への復帰を目指しています。その内訳としましては、益城中校区の教育支援センター10名、木山中校区の教育支援センターに9名で、各教育支援センターには常時2名程度の不登校児童生徒が通所しております。

本町では、教育支援センターにおいて、不登校支援業務を行う職員を8名採用し、来年度につきましては、益城中校区に5名、木山中校区に3名を配置し、各施設に常時2名ずつ業務を行っていく予定であります。今後、教育支援センターの整備に伴い、通所希望者が増加することも考えられますので、職員の不足が生じないよう、職員確保についても対応してまいりたいと思います。

また、新たに整備いたします教育支援センターの機能として、職員室、相談室及び学習室を常設します。各室には、学習のための教材備品や什器備品を配置するとともに、施錠可能な収納庫も整備しますので、通所する児童生徒の個人情報などの適切な管理を行うことができます。あわせて防犯のための機械警備を行い、不登校児童生徒のための安全な教育環境の整備を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

来年完成する新施設ですが、これからの町の発展に資する施設になるよう運営をよろしく願いいたします。

最後に、ケアマネジャー更新の研修費補助についてお伺いいたします。

1、ケアマネジャーは町内で何名いるのか。現在町内で活動しているケアマネジャーは、何名いらっしゃるのか。また、そのうち、町内在住者と町外勤務者の割合について把握されている範囲でお示してください。

2、介護人材の確保定着のため、支援事業の活用に向け、町で研修費補助等の検討はできないものか。ケアマネジャーは高齢者福祉の最前線を担う専門職であり、資格更新のための法定研修には相当の費用負担が生じます。介護人材の確保、定着を図る観点から、町として研修費補助や助成制度の創設など、支援策の検討を行う考えはないのかお伺いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、ケアマネジャーの人数と、そ

のうち、町内在住者と町外からの勤務者の割合につきましてお答えをします。

11月末現在で、町内には、居宅事業所に37名、包括支援センター8名、町が指定を行っている地域密着型施設の専属として6名の計51名のケアマネジャーが勤務をされております。なお、そのうち町内在住者と町外からの勤務者の割合につきましては、事業者等から提出いただいている書類等にそのことを把握できる情報がないことから、把握をしておりません。

次に、御質問の2点目、介護人材の確保、定着支援事業の活用に向けた研修費補助等の創設につきまして答えをします。

ケアマネジャーすなわち、介護支援専門員は、介護を必要とする高齢者やその御家族に寄り添い、適切なサービスの利用を支援する、まさに高齢者福祉の最前線を担う専門職であり、その確保及び定着は本町の介護サービス提供体制の根幹をなす喫緊の課題であると認識をしております。私自身も、5年間介護保険係長を拝命しておりましたが、そのときにケアマネジャーの業務の大変さは強く認識をしているところです。

ケアマネジャーの資格を維持するためには、5年ごとに法定研修を受講することが義務づけられております。専門職としての資質を維持、向上させるためにも不可欠な研修ではございますが、その費用は決して安価でなく、事業所の支援が得られない場合には個人の負担となります。日々多忙な業務に従事する中で、研修時間を確保し、さらに高額な費用を負担しなければならない状況は、ケアマネジャーの皆様の意欲や経済的な安定に影響を及ぼし、ひいては人材の流出や新たな担い手確保の障壁となりかねない重要な課題であると受け止めております。

こうした課題に対し、どのような支援が可能か検討を進めていたところ、新たな情報がございましたので御報告いたします。

これまでケアマネジャーの法定研修に係る費用負担の軽減策は限られておりましたが、本年4月1日から熊本県介護支援専門員協会及び保健福祉振興財団が実施するケアマネジャーの法定研修につきましては、国の教育訓練給付制度が利用できることとなりました。この制度を利用することにより、受講者が者支払った研修費用の一部がハローワークから支給されるため、個人の経済的負担は直接的に軽減をされます。最大で支払った受講料の50%に相当する額をハローワークが支給することとしております。

本町といたしましては、まずはこの教育訓練給付制度が研修費用の負担軽減に有効な支援策と考えており、対象となるケアマネジャーの皆様にこの情報が確実に行き届きますよう、熊本県のホームページや熊本県介護支援専門員協会及び保健福祉振興財団が行っている周知などと併せまして、本町におきましても制度の周知を積極的に進めてまいります。

高齢化が進行する本町におきまして、質の高い介護サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、介護人材の確保及び定着が不可欠でございます。本町といたしましても、今回の教育訓練給付制度の活用促進を第一歩とし、今後とも国や県の動向、他自治体の先進事例などを注視しながら、本町の実情に即した実効性のある支援策について、引き続き調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） まずは国の教育訓練給付制度の利用をケアマネジャーさんたちに周知徹底されることを希望いたします。実際に私もケアマネジャーさんに問合せをしたところ、誰も御存じではありませんでした。今年の4月1日からの法定研修について教育訓練給付制度が利用できることができたということ、やはり県も周知徹底を図るということですが、全然周知徹底はなされておられません。

熊本県内では、ケアマネの研修費を補助している自治体は、玉名市が介護人材育成、ケアマネの実務研修、更新研修、試験対策講座などの受講料に対する補助を実施しております。また、山鹿市、高森町でも実施をしております。県全体としての制度として、教育訓練給付制度を使って研修費の一部を支給してもらえ場合がありますけれども、これにも条件等を満たせば、一定割合の費用が給付されます。補助の対象となるのは、受講料だけでなく、試験対策講座や更新研修など、様々な種類が分かれている場合があります。

なぜ、私はこのケアマネジャーの点を質問内容にしたのかといいますと、私も今年9月に母を亡くし、その際、ケアマネジャーの方に大変お世話になりました、もう認知症も入っていた上で、どこの病院に入院させたほうがいいのかとか、非常に家族はケアマネジャーさんに頼って、また、ケアマネジャーさんも一生懸命に対応していただきました。家族一同、感謝をしておりました。

ケアマネジャーさんたちを含む介護人材の確保、定着のため、もっと積極的に研修費の補助を考えていただければと切望いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を始めます。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。11番宮崎でございます。本日は年末の忙しい時期、午後のこのゆったりしたい時間帯にもかかわりませず、議会の傍聴に足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。

本日は一般質問の初日で、午前中に2名の同僚議員が一般質問を行い、町長が質問にお答えになるという中で、来年の4月の町長選挙に4期目として立候補されるという意思を表明されました。なお、新聞によりますと、先日、町内の徳永さんが立候補の意思を示されましたので、前回と違って今度は選挙が行われるということになり、町としては非常に喜ばしいことだろろうと思います。本日はその件もありまして、欲張って5点質問させていただきます。

質問は、既に通告してありますように、一つは、令和7年度中期財政見通しと今後の財政運営、

二つ目に交通広場、3番目にふるさと納税、4番目に地方自治体の二元代表制について、最後に本町の政治について、5点だけ本日は質問させていただきます。5点で非常に多いものですから、私の質問も回数をなるべく重ねないようにしたいと思いますが、答弁もできるだけまとめていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、質問席に移動します。

では、早速ですが、本日も元気よく質問させていただきます。

まず、中期財政見通しと今後の財政運営について質問します。

質問に入る前に皆さんにお配りをしております資料から説明させていただきます。この資料なんですけど、本資料は、さきの9月の議会で執行部より示された令和6年度一般会計の決算に基づく各年度ごとの歳入歳出及び収支の見通しを表にした執行部の資料に、町の財政を考える上で必要となる各年度の町債残高、これは町の借金の残高なんですけど、これの予測及び令和6年度一般会計決算の総括をした資料であります。

この数字については、一応、企画財政課にも確認をしていただいております。カラーで刷っていただきましたのでよく分かりやすいと思いますが、上の黄色が町債、それから2段目、これが公債費、それから少し紫がかったのが未償還残高、つまり町の借金であります。借金の総額であります。

令和6年度の公債費の内訳、この資料の内訳、つまり公債費を出すための資料、これを今回、町のほうから開示請求を行いまして、町の借金の総額が大体この表なんです。大体見ていただきます。

これが、各年度ごとに一つの事業ずつで、現在のところ296事業、これが町の借金の項目なんです。それが10年、この熊本地震では20年かけてローンで支払っていく。それが毎年毎年二百九十何事業がたまりたまって、例えば、令和6年度は25億円だったんですが、今年は31億円、来年度は36億円、これぐらい払うという計算になります。その一番土台はこれです。これが町の借金の状況であります。

そこで、2点質問します。

まず1点目は、令和7年度中期財政見通し資料の中で、令和8年度から令和11年度までの4か年間に新たに起債を予定している事業と起債額について伺います。

2点目は、本中期見通しは町の財政を中期にコントロールするものではなく、単年度ごとの予算の中で扱われた結果、町債残高がやや無視された結果、令和6年度末の町債残高は500億円を超え、来年度以降、その借金の返済、つまりこれは公債費というんですが、が本格化し、令和9年度には40億円を超え、歳出予算の5分の1以上になることが確実視され、これが10年間以上続くこととなります。このため当然、新たな投資的事業は制限されることが予想されます。このことは当然、これまでも予想されていたのに、なぜ町は中期財政計画により、中期的に財政運営をしないのか伺います。

以上、2点まず伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の御質問の1点目、令和8年度から令和11年度までの4年間に新たに起債を予定している事業と起債額につきましてお答えをします。

平成29年度から毎年策定しています中期財政見通しにつきましては、熊本地震に伴う復旧復興事業をはじめ、作成時点で想定される事業を全て実施する場合の町の財政状況の見通しをお示ししているところです。この見通しへの影響が大きい投資的経費につきましても、詳細な設計等を行った事業費ではなく、過去の実績などを参考とした推計となっております。そのため、実際の事業費と乖離する可能性も十分ありますし、推計に組み込んだ事業をそのまま実施するということでもありません。

令和8年度から令和11年度までに見込んでいる主な投資的経費の内容は、町の街路事業が約40億円で、うち起債額が約17億円、九州自動車道のアンダーパス整備事業が約18億円で、起債も同額の約18億円、学校施設の改修等に係る事業費が約18億円で、うち起債額が約13億円、潮井公園整備や公園までのアクセス道路整備事業、広安町民グラウンド整備、木山仮設跡地開発費が約19億円で、うち起債額が約13億円、益城台地土地区画整理事業の進展に伴う高速道路西側の街路整備費が約17億円で、うち起債額が約7億円を見込んでいます。そのほか、町道の新設改良費や農業用ため池の改修費等を主な投資的経費として見込んでいるところです。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、事業費は推計値であり、実際には予算編成の中で事業の必要性や効果的な手法の検討、他の財源の確保など過度な財政負担を招かないよう、しっかりと議論をしております。また、事業執行に当たりましても、適正な手続により、効率的な事業実施を図ります。

次に御質問の2点目、中期的な財政運営につきましてお答えをします。

中期財政見通しにおける公債費は、これまでに発行した起債に対する公債費と今後発行する予定の公債費の合計となっております。また、公債費以外の事業につきましても、扶助費や各種補助金、負担金、または保健、医療、介護に関する事業費など町民の皆様の暮らしに直接影響を及ぼす費用を見込んだ上で試算を行っています。将来的な町民サービスの維持を前提としつつ、復旧復興事業によって生じる負担なども考慮し、中期的な試算を行っているのが中期財政見通しです。

また、地方債残高につきましては、毎年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき実質公債費比率や将来負担比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会の報告及び住民への公表を行っているところです。

これらの財政指標におきまして、本町の財政状況は本年度も健全段階であり、新たな投資的経費が制限される状況にはありません。今後も中期財政見通しを作成し、収支のバランスを確認しながら、財政健全化と熊本地震からの完全復興の両輪をしっかりと回し、本町の発展へ向け、それぞれの事業を着実に進めてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

まず、令和8年度から11年度までの起債は、街路事業等17億円、九州自動車道アンダーパス18

億円、学校改修等に13億円、潮井公園、広安町民グラウンド、木山仮設団地跡地等の整備に13億円、高速道路西側街路整備に7億円、その他町道新設整備に17億円、こういうのを見込んでおられるということでした。また、なぜ中期財政計画により中期的に財政運営を行わないかについては、中期財政見通しの中で中期的に試算を行っており、本町の財政指標は今年度も健全段階となっており、新たな投資的経費が制限される状況にはないとお答えになりました。

そこで伺います。

まず、答弁にあった令和8年度から令和11年度までの中に出てきた九州自動車道路のアンダーパスや高速道路西側側道の街路事業等はいつ町の事業となったのか。従来、町は益城町総合計画、それに基づく基本計画及び金目を積み上げた実施計画、つまり一応、お持ちしましたが、これですよね。これが総合計画、そしてこれが基本計画、そして、これが実施計画です。これで町は財政運営を行ってきたんですけども、最近、この実施計画が目につきません。探したんですが、実施計画はなくなったのか。それとも何かで代替をされているのか。これについてお聞きしたいと思います。これは二つあります。先ほど言ったアンダーパス等の事業はいつ決められたのか、それからもう一つは、この実施計画はどういう形で今、運営されているのか、この2点だけ質問をします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、アンダーパスにつきましては、私の前か、前々町長時代か、計画があって、それをそのまま継続してやっているものと私の中では判断しております。宮崎議員もよく御存じではないかと。アンダーパスにつきましては、もう私が来る前から話があったかなと思っています。

また、実施計画については、予算編成の中でずっと出していつているかなと思っています。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） アンダーパスについては、前々町長からという話で、私はあんまり知りませんでした。そういうのがあったんでしょうね。

それから実施計画については、何かでやっておられるという話だったんですが、ちょっとよくこのところは分からないので、もう1回、ちょっと申し訳ないんですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

実施計画につきましては、熊本地震以降、柔軟に対応するとか、そういったことがたくさんいろいろなことに対応していくということで、その計画そのものにはつくってないということで確認をしております。以上です。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

何回も質問しないつもりだったんですが、質問してしまいまして申し訳ありません。実施計画

は今はつくってないということですよ。ですから中期的な財政運営計画というのはないという話になります。それでは非常に困るかと思しますので、よく検討していただいて。やっぱり中期的な財政計画、財政見通しはあくまでも見通しです。これは何も各年度規制するものではありません。ですから、それに代わる各年度多少規制するような計画が絶対必要じゃないかなと思います。

いずれにしても、我が町は熊本地震からの復旧復興のため大きな借金をし、これから十数年間にわたって返済していかなければなりません。これから益城町を背負っていく子どもたちにできるだけ負担をかけないように、新たな借金は慎重に、借りた金は先送りせず、自分たちの時代にできるだけ借金を減らすように努めることが私たちの義務だと思います。どうぞそのような観点に立って町の財政を運用していただきたいと要望して、次の交通広場の問題に入ります。

益城町役場南側の交通広場について、まだこの付近の整備が完全ではありませんので、現在の利用客は非常に少なく、住民の皆様から、あの施設は必要あるのかとの質問をよく受けます。そこで住民の皆様理解していただくためにも、まず一つは、交通広場建設の目的、建設のためにかかった工事費、今後の利用客増大策、この三つについてまず伺います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問、交通広場の建設目的、工事費用及び今後の利用客の増大策につきましてお答えをします。

まず、交通広場の建設目的についてお答えをします。

本町では熊本地震からの復興を図るため、平成28年12月に益城町復興計画を策定し、古くから本町の中心部であった木山地区を都市拠点と位置づけて、行政、商業、サービス、業務、交通結節などの高次元の都市機能を誘導するエリアと位置づけをしております。このため、交通広場は益城町復興計画に基づき、都市拠点となる木山地区において交通結節機能を持つ広場として計画をしたところです。なお、この都市拠点に関する方針は、その後の平成30年12月に策定しました第6次益城町総合計画や令和5年に作成しました第6次益城町総合計画第2期基本計画にも受け継いでいるところです。

このように交通広場は都市拠点における交通結節機能を持つ施設として建設していますが、災害時には緊急車両の集積場所としての活用が計画されるなど、災害に強いまちづくりに寄与する施設であるとともに、イベント広場が隣接していますことから、本町のにぎわいづくりの場としての機能を併せ持つ施設でもあります。また、令和4年3月に策定しました益城町立地適性化計画では、将来的な人口減少社会の到来を念頭にコンパクトシティ・プラス・ネットワークというまちづくりを目指しており、交通広場はこのネットワークの拠点として都市拠点と集落部を結ぶ重要な役割を担う施設です。

次に、交通広場の工事費用につきましてお答えをします。

全体工事費用につきましては、完成部が約4億5,000万円、未完成部が約5,000万円、合計約5億円になります。なお、未完成である交通広場南側につきましては、令和8年度に土地区画整理地内の造成工事等と調整を図りながらイベント広場及び駐輪場を整備する予定です。

最後に、今後の利用客の増大策につきましてお答えをします。

現在、木山交通広場には本町と熊本市中心部及び御船町を結ぶ路線バス、飯野地区、福田地区及び津森地区の集落部と町中心部を結ぶデマンド型タクシー、乗り合いタクシー、木山地区及び広安地区の地区内を運行しているA I オンデマンドバス、そして西原村と共同で実証運行しています益城・西原空港ライナーが乗り入れており、交通結節点としての機能を発揮しています。

まずは町内外の皆様に対し、今申し上げた公共交通の利用を促してまいりますとともに、現在、第2空港線を運行している空港リムジンバスについて、九州産交バスに木山交通広場を経由した運行を要請していますので、その実現を図りたいと思います。あわせて、交通広場南側に整備を予定しているイベント広場や復興まちづくりセンターにじいろ、震災記念公園、文化会館など、木山地区内の公共施設や民間の施設を有機的に活用しながら木山地区のにぎわいづくりを創出する施策等を講じることで、町内外からの誘客等にも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁をいただきました。

先日の平日の夕方、午後4時から6時頃まで約2時間、交通広場の利用状況を確認しました。バスの乗り入れ7台、利用客10人、高校生が6人と一般客4人、乗用車の乗り入れ4台、デマンドカーが1台、スケボーと自転車の子ども、これが2人、今のところ利用状況は非常に低調でした。これでは約5億円近くもかけた施設として、住民から疑問や不満が出るのは当然かなと思いました。とは申しましても、既に整備した施設ですから、みんなで知恵を出し合って整備してよかったですと町民の皆様から言われるような施設、特に十分な駐車場の併設、これが決め手かと思えます。よろしく整備を図っていただきたいと思ひまして、次の質問、ふるさと納税に入らせていただきます。

まず、本町のふるさと納税額の推移を見ますと、令和元年度に3億6,000万円、令和2年度に14億5,000万円、令和3年度に20億1,000万円、令和4年度に10億2,000万円、令和5年度に13億2,000万円、令和6年度、昨年度ですが、10億6,000万円となっています。しかし、これは返礼品や中間業者への支払いなどで町への収入はその半分の額となってしまいます。

そこで、2点伺います。

まず1点目は、ふるさと納税額を増やすための方策及びふるさと納税額をある程度予測できるための方策について。

それから2点目は、本町のふるさと納税を全国的に有名にするための方策について、以上2点伺います。よろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の御質問の1点目、ふるさと納税額を安定的に確保し、増やすための方策につきましてお答えをします。

ふるさと納税につきましては、本町において大変重要な財源となっております。思い出すのは、町長就任直後、町のふるさと納税は年間500万円でした。これは何とかならないかということで

職員が頑張ってくれて、現在は約10億円ぐらいで推移しているかなと思っています。また、本町のふるさと納税の傾向としましては、熊本県の共通返礼品である馬刺しやユッケ、あか牛肉や町内企業が製造するいきなり団子、お菓子、基礎化粧品、ゴマ油、そして農産物ではスイカや柿などが人気の返礼品となっております。

議員御質問の寄附金を安定的に確保する方策につきましては、これさえすればという特別な方法はありませんが、過去に寄附をいただいた方に対して旬の果物などをメールでお知らせしたり、また、来年度は寄附者へ返礼品を送る際、一緒に復興10年の歩みと感謝のチラシを入れることなども考えています。他自治体との差別化を図りつつ、本町だからできるPRをしっかりと検討し、取り組んでいきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、本町のふるさと納税を全国的に有名にするための方策につきましてお答えをします。

先ほども申し上げましたが、ふるさと納税は大変重要な町の財源と認識していますので、全国的な知名度を高め、収入を増加させるため、事業者と知恵を出し合いながら取り組んでいるところです。

ただし、ふるさと納税の返礼品及び経費につきましては国の基準があり、返礼品は寄附金額の30%以下、経費を含め50%以下となっております。

本町におきましては、国の基準内に収まっており、適切な運用がなされているところですが、経費50%をやや下回る状況でありますことから、宣伝広告費等に今以上の大きな費用を使える状況ではありません。

益城町に寄附をされる方を分析してみますと、東京、神奈川、埼玉をはじめとした関東地域、大阪、愛知等の都市圏から特に多くの寄附が寄せられておりますので、それらの地域との結節点である阿蘇くまもと空港を有する本町といたしましては空港を活用したPRを行っております。

本年9月には、空港のそらよかパークにおきまして、同パーク管理者や町内の木製遊具製作メーカーとタイアップし、町のPRと併せましてふるさと納税のパンフレット配布を行っております。2日間のイベントでありましたが、出展ブースも盛況で、準備したパンフレット約500部を全て配布することができました。

今後とも費用がないので何もできないということではなく、本町ならではのPR方法について検討し、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長からいろいろと答弁ありました。

町もふるさと納税については非常に努力をされているというのは我々も見聞きしてはおりますが、ただ、このふるさと納税による寄附金というのは非常に財政が厳しい我が町にとっては本当にありがたい収入であります。少しでも増やす努力をこれからも続けなければならないと思えます。そこで若い職員さんたちを中心に、柔軟な発想の下に担当課の区分なく、寄附の拡大を真剣に考えるプロジェクト等をおつくりになったらいかがでしょうか。

現在は中間業者が大体大半を占める寄附の要領になっています。これはもちろん必要だろうと

思います。しかし、それ以外にも何とか寄附をしていただく人につながる対策、これをつくっていく必要があるのかなど。そこで考えられるのは、本町の出身者の都会暮らしの人たち、例えば家族から声をかけてもらうとか、それから町内の業者さんにつながりがある人たちにも声をかけるとか、こういうのは非常に比較的予測というか、計算ができる寄附金になろうかと思います。これも含めて努力をしていただきたいなと思います。

また、全国的に益城町を有名にする方策としては、やっぱり町長も言われましたけれども、熊本地震で有名になった益城町の名、これは私も従来全国的にいろんな勤務をしました。それでいろんな人に聞くんですが、私の出身地、益城町、「ましきまち」って読める人はほとんどいません。「ますき」とか、「えきし」とか、いろいろ呼び方をします。熊本地震で「ましき」と、この益城の本当の呼び名を全国の人が知ってくれたと思います。やっぱり我々は全国的に有名になるためには、熊本地震で受けた被害、ここを立ち直った益城の姿、これを全国的にアピールして皆さんの協力を得ると、賛同を得る、こういうふうにしたらいいかと思います。どうぞそれも一つ考えていただけたらと思います。

それで、このふるさと納税のことについては以上で終わりにして、次の地方自治体の二元代表制について入らせていただきます。

先般、私たち議員は令和7年度議員研修として、京都府の精華町の議会を研修しました。その研修資料の中で、精華町では、地方自治法に基づき二元代表制を明確にするため、執行部（町長が設置する各種委員会）には議会議員は参加しないとのことでした。

我が町ではこれまでの慣習からか、執行部が設置した委員会や検討委員会に議長以下参加をしている状況にあります。本件は、まず議会で当然議論すべきこととは思いますが、地方自治の二元代表制の片方の立場から町長の考えを伺いたいと思います。忌憚のない意見をよろしく願います。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の四つ目の御質問、執行部が設置する委員会や検討委員会に議長以下参加しているが、地方自治の二元代表制の観点から町長の考えを伺うにつきましてお答えをします。

二元代表制とももちろん常々言っていますように、議員の皆さん方も町民の皆さんから選ばれています。私自身も町民から選ばれているということで、しっかりと議論しながら町政を進めていく。そして同じ方向を向いてまちづくりを進めていくというのが一番うまく車の両輪という形で例えられますので、調整が動いていくかなということだと思っています。

まず、この質問につきましては、令和6年第3回定例会におきまして、坂井議員から同様の質問がっておりますので、答弁が重複することを御了承ください。

執行機関と議決機関は、それぞれが独立した立場で相互に緊張関係を保ちながら、民意を町政に反映させていくという二元代表制の趣旨から、執行部の附属機関の構成員に議員が参加することはその機能を損なうおそれがあるため適当ではないという見解があることは十分に認識しております。その一方で、町民の皆様の多様な意見を政策形成への過程に反映させることは、住民

の福祉の増進に不可欠であると考えており、これは私が常々申し上げております町政を進める上で最も大切なことは、町民の方々の御意見を聞きながら各種施策を推進していくという信念に基づくものでございます。

こうした考えから、本町では各種計画の策定や施策の検討を行うために設置する審議会等におきまして、有識者や公募による町民の代表者に加えまして、町議会の意向も踏まえた上で議員の皆様にも委員として参画をいただいております。この審議会等に議員の皆様に参加いただくことには、主に次の三つの重要な意義があると考えております。

一つ目は、政策形成過程における多様な視点の確保でございます。議員の皆様は、町民の直接の負託を受けた代表であり、特定の分野にとどまらない町政全般への広い視野と地域の実情に対する深い知見をお持ちです。その視点を政策形成の初期段階から取り入れることは、計画や施策の実効性を高める上で極めて有益であると考えます。

二つ目は、町政運営における透明性の向上と説明責任の強化です。審議の過程において議員の皆様が直接関与することにより、議論の経過が議会に対してもより明確に共有されます。これにより、町民への説明責任を一層果たしやすくなるとともに政策決定プロセスの透明化が図られます。

三つ目は、執行部と議会の連携強化です。政策が形成される背景や論点を執行部と議会が共有することでその後の議会での審議がより円滑かつ深みのあるものとなり、建設的な議論につながることを期待できます。

もちろん、二元代表制における執行機関と議決機関の健全な緊張関係は常に尊重されなければなりません。審議会等への議員の参画が議会において議員が本来備えている行政の監視やチェック機能を妨げるものではあってはならないことは言うまでもございません。本町といたしましては、執行機関としての最終的な決定責任は明確にしつつ、住民の福祉の増進と共通の目標を町民、議会、行政が一体となったオール益城で達成するため、議員の皆様から専門的かつ大局的な御意見等を賜りながら、よりよい町政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

確かに政策形成過程における多様な視点の確保や町政運営における透明性と説明責任の向上、附属機関と議会との連携強化等について、本当に大きな意義があることは理解できます。しかし、なぜ私が今回この問題をあえて執行機関の長に投げかけさせていただいたかと申しますと、日本国憲法の地方自治及び地方自治法で言う二元代表制の趣旨から、我が町の現状は一部においてかなり逸脱してしまっているのではないかと思ったからです。

特に議会の長たる議長の行動は、二元代表制の観点から特に慎重であるべきなのに、昨年、町長の諮問機関として設置された町民憩の家のある方検討委員会の10人の委員の中に議長と常任委員長が町長から委嘱をされ、町長の諮問への回答書、これは廃止すべきかというやつですが、の賛否に加わられました。議員は執行部が設置した委員会での賛否の意思表示は二元代表制の観点から望ましいことではないかと強く感じました。

とは申しましても、これまでの経緯から議員の参加が条例で規制されている分野もあり、情報交換や認識統一等の分野は有効性もあると思いますが、議員が参加して議会と同様な意思決定をすることについては避けるべきではないかと思いますが、町長の考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の2回目の御質問ということでお答えをしたいと思います。確かに入れることのデメリットといいますか、二元代表制で議会は監視者ということになりますし、行政は執行者ということで、こちらについても中身については入れるべきでない審査会であったり、問題が少ない審査会とかあたりはしっかり精査をすることが必要なと。審査とか許認可とかこちらのほうについては、1回議会側とまたしっかり精査してやっていかなければということで、私としてはそういった感じで思っております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

特にこの問題では、私感じるのは、やっぱり議員がいろんな執行部が設置した委員会等に参加するのは十分効果があると思うんです。ただ、議会から議員さんを選ぶ手段が、議会に投げかけて議会から代表者を選ぶならまだ話分かるんですが、何となく1本釣りで委嘱をすると。そしてその委員さんが執行部が設置した委員会に参加をされて、それが議会には何ら報告がない。ですから、議会のほかの人たちはあんまり知らない。こういうのがどうしてもやっぱり多いような気がしました。ですから、そこら辺りを、今後やっぱり、もちろん議会もですけども、議会と執行部で調整を図る必要があるのかなと思ひまして、今回あえてこの問題を取り上げさせていただきます。

町長から答弁をいただきましたので、大体それで納得をいたしましたので、次の最後の質問のほうに入らせていただきます。

来年4月26日には益城町の町長選挙が行われます。先ほど申しましたように、既に益城町の徳永さんが町長選に立候補したいと態度を表明されております。本日の午前中に、西村町長も4期目に挑戦する旨を明らかにされました。これからさらに立候補者もあるかもしれません。前回は無投票でしたので非常に寂しい思いをしたんですが、今回は、町の未来をかけて堂々と政策を論じ合うことができ、町にとって本当によいことだろうと思います。

では、本題の質問のほうに入らせていただきます。

私たちの益城町は熊本県内でも政争の激しい町だと言われて久しいと思います。私は政策をグループとして議論または論争することは望ましいことだと思いますが、町内外の人たちの言葉は、益城町は政策論争ではなく、派閥間の争いだとよく言われます。そこで、私はこれまでのような政争をできるだけなくすることが、これからの益城町の発展に必要なことだと思ひますが、町長はどのように考えられますか、町長の考えをまずお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の五つ目の御質問、益城町は熊本県内でも政争の激しい町と言われて久しい。これまでの政争をできるだけなくすことが今後の益城町の発展に必要であると思うが、町長の考えを伺うにつきましてお答えをします。

まずはこれまでの政争をできるだけなくすことが今後の益城町の発展に必要であるという議員のお考えにつきましては、私自身全く同じ考えでございます。

議員御指摘のとおり、益城町が政争の町と見られてきた歴史は、私も町長就任以前から憂慮をしておりました。だからこそ私は町長就任当初より、あらゆる対立を乗り越え、選挙が終わればノーサイドとの精神で、町民、議会、行政が一体となってオール益城による町民が主役のまちづくりを進めることを町政運営の最も重要な基本姿勢としてまいりました。このオール益城の理念は単なるスローガンではなく、具体的な行動指針として町政の様々な場面で実践をしております。例えば、特定の課題に対し行政だけで結論を出すのではなく、地域の皆様と直接対話し、共に解決策を練り上げるプロセスを重視しております。

直近では、昨年度に引き続き、10月にタウンミーティングを開催し、10年後の益城の地域コミュニティをテーマに地域住民の皆様の多様な御意見を伺っております。議員、区長、民生委員、児童委員、地域で活動されている住民の皆様やテーマに興味を持たれた多くの町民の皆様、そして私と役場の若手職員も参加し、これからの地域コミュニティのあり方に対して様々な意見交換を行ったところです。

このように、立場や考えの違いを超えて、町の将来のために知恵を出し合う場を設けることこそ、オール益城の第一歩であると考えております。今後の町政運営におきましても、この姿勢を揺るがすことなく、さらに進化させてまいりたい所存です。

また、令和4年に策定しました第5次行政改革大綱におきましても、多様な主体によるまちづくり活動への支援を改革目標に地域協働の推進を重点項目にそれぞれ掲げております。この行政改革大綱を着実に実行するとともに、町民全体の利益に資する政策本位の議論の場を設けることで行政と地域の連携を図ってまいります。

町が抱える課題は複雑かつ多様であります。その解決のためには町民一人一人の力、そして議会の皆様との連携が不可欠です。これからもオール益城の理念の下、対話を重んじ、開かれた町政運営に全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いからお祈り、お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長からオール益城というような力強い言葉をいただきました。

ところで、この新しい庁舎になって私が町長室に入らせてもらったのは、新年の挨拶のほか、誰かの案内をして入らせていただいたとき1回ぐらいで、副町長室の前の会議室にはまだ入ったことはありません。町長とお茶を飲んだり、酒を酌み交わしたり、政策を述べ合ったりしたこともほとんど記憶にありません。私の性格がそうさせるのかと思いますが、とにかくこれまではこれまで、これからはこれまでとは違う、1点未来の益城町づくりのため、町民の幸せを第1に、議員としての務めを頑張らなければならないと思っております。

そこで町長に重ねてお聞きしますが、これまでの政争が激しい益城町との不名誉な言葉を払拭するには、確かに先ほど町長がいろいろ言われましたけれども、これから私たちは何をどうすればよいと町長はお考えになりますか。お伺いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎委員の2回目の質問にお答えします。

酒を飲み交わすとか、とてもいいことだと思います。実は今回の議会の終わった後も飲めないかなと思っていたらまだまだ時期尚早ということで、様々な形で皆さん方と酒飲み交わしたいなということで、私の本音は飲んべえですのでよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、やはり政争の町と。田舎におりますが、やっぱり選挙とか終わった後に一緒に酒も飲まない、スポーツもしないと、そんな状況はとても不幸だなというのが私の中ではずっと職員時代から思っているところもありました。そういったことも選挙に出る一つの一因だったかなと思っております。

また、職員についても新しい職員がどんどん入ってきておまして、半分以上は政争の町とかそういったのは知らないんじゃないかと私の中では思っているところです。全ての職員とまた一緒になって酒を飲んだりとか、なかなか機会が今少ないんですが、そういったこともやっているところです。また、昇格とか昇任につきましても全て実力主義で、男性だ、女性だとかかわらず、年齢だとかかわらず、昇格あたりもして行って、職員がどんどん飲みやすいこともやっているところです。

また、やはりその中で意見が全て一緒になるということはないかなと思っています。もちろん様々な意見、異なる意見があることが一番大事であると私の中では思っています。その意見を私が受けながら職員も受けながら、どういったことで施策に反映していくかというのが一番大事かなと。それで、いろんな方々たちと分け隔てなく対話し、そして飲み交わし、話をし、同じいろんな行事に参加し取り組んでいくことが一番、政争の町、そういったことをなくしていくことと思っております。

私の中ではもう今、政争の町というのはあんまり頭の中にはないと。そういったことは全て分け隔てなく進んでいるということが私の中では今浮かんでいるところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

まだ11分残っておりますので、最後の3回目の質問をさせていただきます。

確かに、派閥なり、政争をなくすためには急になくすというわけじゃないと思うんですね。やっぱり平素の声かけ、そこから始まる。急に酒を飲もうと言われてたって、それは平素のつながりがなければ、あんまり飲む気もしないんじゃないですかと私は感じます。ですから平素の声かけ、つながり、これがやっぱり一番必要かなと。

それからあとは、私、議員になって15年は過ぎました。これまでよく言われたのは、議員は町長の下につくんだと、こういうことを言われたことがあるんです。つまりこれが派閥ちゅうか、これのあれでしょうね。ですから議員は議員なんですが、町長を支えるんだと、こういう言葉も

よく聞きます。議会の議員が町長を支えてどうするのって話があるんですが、考え方が、そこがやっぱりこれまでの政争を生んできた根っこなんでしょうと思います。

なるべく今後選挙があって、新しい人たちがどんどん出てくる形になればこういうのをなくして行って、本来、普通の、政争のあんまり激しくない町に益城町もなっていたら非常にいいかと思えます。

これまで町長がいろいろ答弁していただいたことについてはもっともだと私は思います。けどさらにもう一步踏み込まないと、これはなかなか改善されないだろうなと感じます。町長も同じ考えでございますので、どうぞひとつ今後ともよろしく、派閥をなくす方向で頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時35分から開始します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝委員。

○4番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。4番の上村でございます。

まず、8日に発生しました青森県東方沖地震におきましては、負傷または被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。後発地震が心配されていますが、年末のこの時期です。安心できる生活、少しでも早い復旧を願っております。また、改めて備えておくことの大切さを再認識したところでした。

さて、今回も一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。また、傍聴席、そして傍聴モニター前の皆様におかれましても、日頃より町政に関心を持っていただきまして感謝いたします。

本日は、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業地内、木山交差点付近の町の構想と計画の進捗について、国道443号線沿い総合運動公園南西側付近での町による開発の提案について、そして、益城町独自の防災の日の制定についての三つのことについてお尋ねいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは早速、一つ目の質問の益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業地内木山交差点付近の町の構想と計画の進捗について質問をさせていただきます。

6月議会でも触れたことですが、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業は、熊本地震で被災された方々の生活の再建と災害に強い都市拠点の形成を図るため、第6次益城町総合計画に位置づけされた重要事業であり、昨年度末である本年3月に100%の仮換地指定となりました。こ

の事業は10年ですので、残すところ約2年4か月、完了が見えてきたところです。

この益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内に位置し、県道28号線と町道宮園線、横町線が交差する木山交差点付近には、町の当初計画では、交差点北東側角地にちょっとしたオープンスペース広場を設けた商店店舗街、そして北西側角地には地元特産品等の生産品を扱うような物産館の計画がありました。また、令和元年12月議会において、現在、益城町総合運動公園ミナテラス東側に設置されているワンピースのサンジ像の聖地巡礼の件に触れましたが、その当時の答弁によりますと、現在は仮の設置であり、最終的には木山区画整理地内に移転、本設置をするとのことでした。

先日、短時間ではありましたが、運動公園を利用した折、平日にもかかわらず、それぞれ3人ほどの外国人旅行者の方がサンジ像を訪ねていらっしゃっていました。像と同じポーズで写真を撮ったり、麦わらの一味像のほかの設置場所でも同じようにSNS等で人気となっており、その移転先というものが気になるところです。

そこで、3点について伺います。

1点目、この木山交差点付近は、町はどのような構想を考えていらっしゃるのでしょうか。

2点目、当初計画で伺っていたオープンスペース広場を設けた商店店舗街と、そして町の物産館の計画はどうなっているのでしょうか。その進捗を伺います。

そして3点目、オープンスペース広場を設けるのであれば、ワンピース、サンジ像の本設置はぜひここにすべきと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の一つ目の御質問の1点目、木山交差点付近の構想についてお答えをします。

木山交差点のある木山地区は古くからの本町の中心部でありますことから、熊本地震からの復興を図るために策定しました益城町復興計画に位置づけた都市拠点を形成することで、高次の都市機能の誘導を図ることを目的に益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に取り組んでいるところです。

施行主体は協定に基づき熊本県になりますが、それとともに都市拠点としてふさわしいまちづくりを行う必要があるため、平成30年10月の国による土地区画整理事業の施行認可に先立ち、まちづくりや都市拠点整備などにつきまして議論する学識経験者や地域の代表者などで構成する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業協議会を設置し、木山交差点周辺における物産館等や町の商店街などのにぎわいを創出する導入機能の必要性に関する議論を行いました。

このような議論を踏まえ、本町ではまちづくりに関係する全ての町民が共通のイメージを描くことが必要であるとの思いから、イメージの基礎となる都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンを同年12月に策定をしております。このビジョンが議員の御質問への答えとなる現在の町の構想となります。

しかし、この構想は、今申し上げましたように共通のイメージの基礎となるものですので、こ

れを具体化していくには、木山地区のこれまでとこれからの両方を見据えることが重要であると考えております。このような観点から、まず木山地区のこれまでを見てみますと、土地区画整理事業は仮換地の指定が完了し、地区内の住民の方々の生活再建が進んでいます。また、重要なインフラであります県道熊本高森線の4車線化が完成に近づき、横町線もより地域の誇りとなるような整備が進んでいます。

一方、これからにつきましては、木山地区を取り巻く状況変化として、先ほど宮崎議員の御質問にお答えしましたとおり、木山交差点付近には交通広場とその南側に予定しているイベント広場、復興まちづくりセンターにじいろ、震災記念公園、文化会館などの公共施設が連なり、民間の商店などの再建も進んでいます。さらには、木山仮設団地跡地周辺における生活利便施設を含む開発を進めていくこととしており、これらの開発との連携も見据えているところです。

このような木山地区を取り巻くこれまでとこれからの変化を適切に捉えて、構想をよりブラッシュアップし、にぎわいあふれ、誰もが住みたくなるようなまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、当初計画にあったオープンスペースを設けた商店店舗街、物産館の計画の進捗につきましてお答えします。

にぎわいづくりビジョンに位置づけている町の商店街につきましては、町の構想とは別に民間事業者による開発構想があることが判明しました。本町ではこれらの開発を別々に行くと機能が重複し、効率のよい土地利用にならないため、公民連携の一体的整備ができないかと考え、地元を交えて協議をいたしました。地元においても益城町と民間の計画を統合した一体的なにぎわいづくりが町民のためになる。また、いわゆるクランク道路である区画道路6-11号線を廃止すべきであるとの御意見、要望書をいただきました。

本町ではこのような地元の御意見を踏まえ、県に対しまして区画道路の廃止のための事業計画の変更を要望し、事業計画が変更されたところです。また、民間事業者に対し、公民連携の整備に関する協議を行っていますが、現在のところ合意には至っていない状況です。

次に、物産館等につきましては、交差点付近のにぎわいづくりのため、適地と思われる複数の土地について担当課からの交渉と共に私自身も何度も直接お願いに参りましたが、これまでのところ、御理解を得られていない状況です。1点目の御質問でお答えしましたとおり、構想は木山地区のこれまでとこれからの両方を見据えてブラッシュアップしていく必要があると考えていますので、今後も状況を的確に把握し、適切かつ柔軟に検討をしてまいります。

次に、御質問の3点目、オープンスペース広場へのサンジ像の本設置につきましてお答えをします。

サンジ像の設置につきましては、平成30年4月、熊本県と株式会社集英社との間で覚書が締結され、設置場所につきましては、町中央被災市街地復興土地区画整理事業地内とされ、仮設場所として交流情報センターミナテラスとされております。このため、サンジ像の最終の設置場所は益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内であり、議員御質問のオープンスペース広場も適地の一つと考えられます。

しかし、サンジ像は麦わらの一味というすばらしいコンテンツの一員であり、現在でも国内外から多くのファンが訪れるなど、熊本地震からの復興応援とともに本町のにぎわいづくりにも大きな効果が期待されますことから、最終の設置場所につきましては本町のさらなるにぎわいにつながる適地を慎重に検討する必要があると考えております。このため、サンジ像の設置場所につきましては、今後の土地区画整理事業の進展やまちづくりの動向などを見極めつつ、集英社の了解が必要であることも念頭に置きながら熊本県と協議をしております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

まず1点目の町の構想については、2018年12月に策定された都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンが現在の町の構想であるというわけですね。この策定されたにぎわいづくりビジョン、木山まちと復興計画というもので、木山まちが熊本地震により傷つけられたことは町全体の活力やにぎわいの停滞にもつながっている。町全体が復興を成し遂げ、さらに魅力とにぎわいのある町へと発展していくためには、町の中心である木山まちが元どおりになり、さらに元気になっていく必要があると考えられると、このビジョン冒頭にあり、これから木山まちが都市拠点として復興していくに当たって、「人で常ににぎわっている」「情報や文化が集まり、そして生まれていくという」という、いわゆる「ヒト・モノ・コトの集積によるにぎわい」のあるまちづくりが必要であり、それを地域で受け継ぎ、誇りに思っていくことが重要になると、将来に向けてというのにぎわいづくりの必要性の中でもつづられています。

この考えの下で、益城町、そして木山地区を取り巻く周辺環境のこれまでとこれからの両方を見据えて構想をさらに磨き上げていくということで分かりました。

2点目の当初計画のオープンスペース広場のある商店店舗街と町の物産館の計画については、そうなんです、さきの都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンの中で新たなにぎわいの場というふうに位置づけされております。

まず、計画にしっかり残っていること、そして、オープンスペース広場のある商店店舗街については多少進捗が見られていることにとっても安堵しました。

民間事業者においても、同じようににぎわいづくりを考えた開発構想があったこと、地元の協議においても公民連携の一体的整備が望まれていて、その際に一体性を分断させることとなる区画道路6-11号線、これは市ノ後地区内から直接、県道へ出る道路のことですね。これの廃止を県に要望し認められ、計画変更に至ったということ。そして、大事なことなんですけど、民間事業者に公民連携の整備に関する協議を依頼して、協議を行うことの同意を得て協議を行っている。でも、現在のところまでにおいては合意にはまだ至っていないということで分かりました。何事も交渉事は時間は必要かと思えます。これについては民間事業者さんもいらっしゃることで、静かに見守りたいと思っております。

また、物産館については、適地と思われる複数の土地について交渉を行い、町長も自ら動かれているが、今のところ理解が得られていない状況ということで分かりました。

そして、3点目のサンジ像については、オープンスペース広場も適地の一つということで、そ

れ以上は言えないのかもしれませんが、やっぱり人の流れをつくる、人のにぎわいをつくる、情報を発信するという事で考えると、ここをおいてほかにはないと、そういうふうに思います。設置となると、答弁にありましたように、熊本県や集英社との間の様々な制約や条件というものがあるかと思いますが、その対応をしっかりと考えていただいて、ぜひ設置できるようお願いをいたします。

2回目の質問ですが、若い方々の要望として、「ちょっと友達と集まれる場所が欲しい」「カフェも欲しい」という声を本当によく聞きます。そして、それに続く言葉が、「益城は何もないから」という言葉です。この言葉を聞くのは非常に寂しい限りです。

ちょっと目を閉じてみてください。寝たら駄目ですよ。あなたは横町方面から整備拡張された木山交差点を見えています。交差点の左奥の角地には物産館が建ち、益城町の特産品や名産品などを求める人の姿があります。そして、右奥の角地にはオープンスペース広場にサンジ像が設置してあり、その先にはオープンテラスを囲むように店舗街が並んでいます。

サンジ像の周りには、外国の方をはじめ、多くの方がサンジ像と同じポーズを取ったりして、写真撮影でにぎわっています。そして、その先にはオープンテラスに設置されたガーデンテーブルに多くの方がそれぞれにカフェを楽しむ姿があって、思い思いの時間を過ごしています。

どうですか。いいと思いませんか。ぜひ町長、やりましょうよ、これを。

オープンスペース広場のある町の商店店舗街、公民連携のいかににかかわらず、このような要望を形づけられる整備を必ず行っていただきたいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

また、物産館については、益城町のすてきな品物や情報に触れられる場所であり、いろんな人がいろんな目的で集い、交流する場所、そして、まちの未来に向けた新たな価値と新たなつながりを創造する場所との位置づけで、益城の未来箱とされています。交渉は難航しているようですが、諦めることなくやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の一つ目の御質問の2回目、町の商店街や物産館の整備についてお答えをします。

今ビジョンをいろいろ思いを示されましたが、非常に私も同感かなということで。まず、高森線を4車線化するとき、やはり電柱も無電柱化になるということで、あの付近、周辺がやっぱりイタリアとかフランスみたいに外で皆さん方が食事をされているとか、いろんなことをされると非常に上質なまちづくりができるかなということで常々思っていたところです。ぜひ実現に向けて頑張っていきたいということで思っております。

まず、都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンは古くから本町の中心部としてにぎわう木山町がある交差点付近をその対象エリアとしています。そして、ビジョンではにぎわいづくりの進め方について、商店、病院、金融機関や公共施設などのいわゆる既存のにぎわいの場と適切に連携した新たなにぎわいづくりの場づくりを考えることが重要であるとしております。この基本的な考えは現在も変わっておりません。

そして、議員がおっしゃられる、ちょっと友達と集まれる場所やカフェ、オープンスペース広場のある町の商店街、物産館などがこの新たなにぎわいの場の一つではないかと認識しております。このため、これらのにぎわいづくりの構想の実現に向けて、今後も諦めることなく継続して取り組んでまいり所存です。

熊本地震発生から来年で10年となります。町民の皆様の頑張り、国や県をはじめ全国からの温かい御支援により、町並みは震災前の姿を徐々に取り戻し、にじいろや交通広場、カタルなどの新たな施設も整備されています。こうした新たな施設の誕生などを踏まえ、新たな店舗の誘致なども視野に入れながら、オール益城でにぎわいにあふれ、誰もが自然と集まってくるようなまちづくりを実現してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

県道熊本高森線4車線化工事が来年3月完了予定として、現在、ほぼ完成の姿というのが見えてきたところですが、沿線付近を含めてにぎわいのあった店舗はどんどんなくなっている。移転を余儀なくされている、こういった現状があります。これから先、にぎわいは以前のように戻ってくるのか。活性化はするのか。非常に不安があって質問させていただきました。にぎわいづくりをしっかりと意識した整備、政策をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、二つ目の質問の国道443号線沿い総合運動公園南西側付近での町による開発の提案について質問をさせていただきます。

令和4年12月議会の一般質問、市街化調整区域の集落部を活性化させるための政策や事業の展開をという質問の中で一度提案を行ったことではありますが、当時の答弁では、都市計画マスタープランの産業用候補地ではないことから、開発の候補地にはなっていないとすることわりでありました。あれから3年たった今、それに代わるものが計画されているかといえばそうでもありません。また、町で買物ができる大型の商業施設が欲しいといった声や道の駅をなぜつくらないのかといった声も相変わらず町民の方々の要望としての大きい声があります。

そこで、再度提案をいたします。

当時の提案は、総合体育館、おおむね南西方向国道443号線沿いで、木山川と赤井川の合流点を頂点とした三角形の広大な農地である場所に、町により買収開発し、道の駅の建設や郊外型店舗に代表される大型商業施設等の誘致でありました。ここであれば、国道443号線という基幹道路沿いであり、なおかつ集落部からの利便性、そして地域活性化の一翼を担うことが期待でき、最近よく聞きます総合運動公園利用者の方からの、「付近には食事場所も何もない」と、「不便だ」と、こういった問題も解消することができ、何より多くの町民の方々の要望に応えることができます。

そこで、再度伺います。ぜひ買収開発、そして誘致をやっていただきたい。町の考えはどうか。1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の二つ目の御質問の1点目、国道443号沿い総合運動公園南側付近での開発につきましてお答えをします。

議員からは、令和4年12月定例議会でも同様の御質問をいただいております、議員の集落部の活性化に対する強い思いを感じているところであり、集落部の活性化に対する思いは私も同じでございます。

さて、議員御提案の場所は基幹道路である国道443号線沿いにあり、集落部からの利便性や地域の活性化に寄与する可能性を秘めていると認識をしております。しかし、議員も御存じのとおり、本町は県の都市計画区域に指定され、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きが行われており、市街化調整区域での開発行為は原則として厳しく制限をされています。このため、市街化調整区域での開発を行う場合は都市計画法に基づく開発許可が必要であり、その許可を受けるためには県の定める開発許可制度基準に適合する必要があります。

さらに、大規模小売店舗法、大店法は2000年に廃止され、出店規制の一部を緩和しました大規模小売店舗立地法、大店立地法が都市計画法、中心市街地活性化法の改正と併せ、まちづくり三法として2006年に施行されたため、1万平方メートルを超える大規模な施設は都市計画法で定められた商業地域、近隣商業地域、準工業地域の三つの用途地域のみで出店が可能であり、郊外への出店は公共施設も含めて原則として禁止をされています。

このようなことから、議員御提案のエリアではこのような開発は開発許可が得られないとともに、そもそも大規模な出店が可能となる用途が設定されていないエリアです。加えまして、木山川と赤井川の合流点付近の浸水想定区域に含まれており、災害リスクが相対的に高い地点でありますため、現状では開発に適さないエリアであると認識をしております。

このような制度上や防災上の制約がある一方、議員から御指摘いただいたように町内に飲食などを楽しめる場所などが少ないという御意見が多いことは、以前から本町としても大きな課題として認識をしております。現在、復興を推進するために設定しました復興推進エリア内に位置する木山仮設団地跡地周辺の開発を進めているのもそうした課題解決に向けた取組の一つでもあります。

なお、集落部におきましては、日常生活に必要な物品の販売等を行う店舗の立地について、住宅開発型の地区計画基準の中におきまして開発面積の1割以内で1店舗当たり3,000平米までの店舗が認められております。このため、本町では集落部におきまして民間による良好な開発が計画される際には、店舗の進出を支援するため、積極的に地区計画の策定を検討してまいります。

今後も集落部の開発につきまして、地域住民の皆様の意向や周辺環境への影響、防災面での安全性などを踏まえながら、持続可能なまちづくりに総合的な観点から取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

提案しました場所について、基幹道路沿いで、集落部からの利便性、地域活性化に生かせる場所としての認識ではあると。しかし、開発行為が厳しく制限される市街化調整区域であり、開発

行為については都市計画法に基づき熊本県の定める開発許可基準を満たす必要があるが、実際問題として、住居系や産業系の開発が可能な地域ではない上に基盤整備された優良農地であり、なおかつハザードマップのハザードマップにある浸水想定区域に含まれ、災害リスクも高いと。そのためできないということですよ。

また、商業施設については、大規模集客施設等の開発における大規模小売店法、大店法が廃止され、それに代わるものとして大規模小売店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法などが改正と併せ、現行の関係する法令としてまちづくり三法があり、大規模施設については、商業地域、近隣商業地域、準工業地域のみに出店が許可され、郊外への出店は、公共施設を含め、原則として禁止されていると、そういうわけですよ。

そういったこともあって、集落部において、地区計画基準に適合する宅地開発で、開発面積の1割以内で、1店舗当たり最大で3,000平方メートルまでの店舗が認められていて、木山仮設団地跡地についてもこの手法を活用した計画だというわけで、分かりました。

集落部においてはということですが、確かに国道443号線沿いという基幹道路沿線に位置する飯野地区に限ってはそういったことも考えられないことはない、そういうふうに予想のほうはされるんですけど、基幹道路沿いに位置しない福田地区、そして津森地区においては開発行為というものは行われたとしても、民間事業者が店舗展開に興味を示してくれるのか。実際問題として、甚だそこは疑問に思います。

提案しました場所も確かにハザードマップを見ると、1000年に一度という単位では浸水想定区域となっていますが、この想定区域ライン上には多くの小中学校や保育園、総合体育館等の指定避難所が存在しているのも事実です。適切なかさ上げ、造成等により、対応はできるのではないかと思います。ただ、市街化調整区域にあり、集落からも離れているということ、基盤整備をした農業振興区域内にある優良農地であるということ。農地法、都市計画法など関係する法令により、まず困難な場所であるということは、私も建築業に携わっていますので十二分に分かっています。

どれだけ困難か分かっているにしても、広大な敷地面積を取ることのできることで町民の方々が求められる大規模店舗を誘致、また、道の駅にも対応ができる。そして、なおかつ集落分の買物利便性の改善と活性化、また、益城町総合運動公園利用者の利便性の向上など、これだけのことが一つのことで対応できるような場所ということでの提案なんです。では、どうしますか。このような声があること、もう以前からずっとありました。また、耳を塞ぎ、聞こえないことにはおきますか。それとも一つ一つのことをそれぞれ対応していきますか。また、いつもの民間の活力でということにはおきますか。

本来であれば、民間の活力でというのは、至極もつとも当たり前のことなんです。しかし、現状として、出店を考えたくともそのような規模の土地がなかったり、関係法令によりがんじがらめであったり、このような状況を考えると、どうしても町の、公の肩入れが必要なんです。

できないということできない理由で固めてしまうのではなく、できないならできないなりにそれに代わるものを考えていく、私たちもそうですけど、行政においても、住民の方々の負託に

応えていく、そういった使命があります。では、提案した場所が開発困難で対応できないということであれば、この提案の基となっている町民の方々の以前からの大きな要望である、さきに述べた内容についてどう対応していきますか。2回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の2点目の御質問、町民の方々の大きな要望にどう対応するのかにつきましてお答えをします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、集落部の活性化に対する思いは私も議員と同じ思いです。また、町民の方から買物利便性の改善や地域の活性化に関する強い思いがあることも十分承知しており、何とかしたいという気持ちでいっぱいです。しかし、この集落部の活性化のための大きな課題は、集落部が市街化調整区域であり、開発を行うには厳しい基準があることで、これも先ほど答弁したとおりです。

中でも最大のネックは、商業施設のみが開発が認められていないことであり、県は商業施設のみが開発は市街化調整区域の性格を変えることから適切ではないとの慎重な姿勢に終始をしています。歴代町長、私も合わせましてじくじたる思いがあります。

持田審議監から市街化調整区域に議員研修がありましたとおり、非常に市街化調整区域の開発については難しいものがあります。しかし、地域の実情は地域ごとに異なるものであり、市街化調整区域としての集落部の開発を画一的に規制するのではなく、地域の実情に応じて運用していくことが重要であると認識をしております。

このため、本町と合志市、菊陽町、嘉島町の1市3町で組織します市街化調整区域活性化連絡協議会におきまして、県に対して商業施設のみを開発を含む要望を行いますとともに、私自身も機会をとらえて県に要望してきたことは過去の答弁でも申し上げましたとおりです。民間企業であれ、役場の事業であれ、開発に関する基準の緩和がなければ、地域の実情に即した土地利用を推進することは難しい状況です。今後も地域の実情や私の考えを県に対してしっかりと伝え、地域にとって必要な開発を実現してまいりたいと考えております。

なお、集落部に対する対策としまして、これまでも移住、定住による活力の維持を図るため、子育て世帯などが集落部で住宅を新築などをする場合に補助金を交付したり、住宅地の開発を促進するための益城町集落部住宅地開発支援事業補助金交付要綱を定めて補助金を交付するなど様々な取組を行ってきたところです。さらに、将来の少子化、少子高齢化社会の到来に備えまして、市街地をコンパクト化するとともに、市街地に商業、医療、福祉といった都市サービス機能を集積させ、これらの都市サービス機能を集落部の方々が車を使わなくとも利用できるよう、益城町地域公共交通計画を策定し、公共交通の整備、充実にも鋭意取り組んでいるところです。

なお、先ほども申し上げましたとおり、集落部における日用品を扱う店舗の要望などにつきましては、県の開発基準におきましてそのような店舗の出店が可能となる制度がありますことから、事業者に対し情報提供をしますとともに、町からの支援などにつきましても地域の方々の声に耳を傾けながら他の自治体の状況なども注視し、集落部の活性化につながる対策に今後とも全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

市街化調整区域活性化連絡協議会、私がこれまで開発関係や集落部活性化など質問してきた中で、結論として、市街化調整区域活性化連絡協議会において、県に対して開発における規制緩和の要望を強く行っていくという言葉は、もう四、五回目になるかと思えます。納得はできないんですが、分かりました。しかし、この1市3町の中にあっても、どんどん開発の進んでいるところは進んでいますので、地域に合ったいろんな手法を考えていただきたいとお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

三つ目の質問の町独自の防災の日の制定について。

人的、そして物的にも町として想像もしなかった未曾有の大きな被害を受け、災害に対する考え方に大きな転機を与えた平成28年熊本地震の発生から、来年4月には10年という大きな節目を迎えることとなります。毎年の節目には、熊本地震慰霊献花や熊本地震4.14の集いなど開催され、このことを色あせさせることなく継承していくための取組が行われています。この地震の記憶と記録をしっかりと後世と継承していくことがいかに大事か、後々の防災・減災に大きく意味をなしていくものであります。

さきの9月に開催されました益城町平成28年熊本地震記憶の継承検討推進委員会でも提案をしまして、ぜひ議会のほうでとのことでありましたため、1点について伺います。

熊本地震の前震が発生した4月14日を町独自の防災の日として制定してはどうでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問、前震の4月14日を町独自の防災の日として制定してはどうかにつきまして、お答えをします。

御承知のとおり、来年4月には平成28年熊本地震から10年という大きな節目を迎えます。議員がおっしゃるとおり、この地震と記録をしっかりと後世に継承し、防災・減災につなげていくことは私たちの使命であると強く認識をしております。議員御提案の4月14日を町独自の防災の日と制定することにつきましては、過去、役場内でも議論を行った経緯がございます。当時、いろいろな意見を基に検討を重ねましたが、本町では14日の前震と16日の本震のそれぞれに犠牲になられた方がおられますので、御遺族の心情などを考慮しますと、いずれかを防災の日とすることは非常に難しいことから防災の日の制定には至っておりません。

しかしながら、熊本地震で得た多くの教訓を風化させることなく、災害に強いまちを目指していくことは、本町におきまして非常に重要なテーマ、課題であるため、熊本地震から5年の節目を迎えた令和3年に町議会と連名で、益城町安全・安心まちづくり宣言を公表させていただきました。また、あわせて、自助・共助・公助を念頭に防災におけるそれぞれの責務及び役割を明確にし、地域防災の充実及び強化を図るため、益城町防災基本条例を制定しております。

現在のところ防災の日の制定は考えておりませんが、10年の節目を迎える来年には、4月12日に追悼式、14日から16日には例年どおり献花台を設置するなど、県のくまもと防災ウィークに合

わせた取組を予定しており、そのほかにも町独自で年間を通じた様々な震災関連イベントを計画しているところです。町としましては、このような震災に関するイベントの開催はもとより、これまでと同様に防災意識の向上や記憶の継承に向けた取組を継続していくことが後々の防災・減災に大きな意味をなしていくものと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 以前に一度、庁舎内で防災の日の制定について議論されたということなんです。その際、前震と本震ともに犠牲になられた方がいらっしゃるということで、制定日の特定が難しいこともあって制定には至らなかったと、こういうわけですね。

制定には至らなかったが、地震の教訓を風化させず、なおかつ災害に強い町を目指していくために、益城町安全・安心まちづくり宣言を発表し、益城町防災基本条例を制定したということと、そして10年目となる令和8年度は県の防災ウィークに合わせて追悼式、献花台の設置や独自のイベントを計画をしていると、後々の防災・減災に生かしていくために、このような震災関連のイベントなど、防災意識の向上と記憶の継承に向けた取組を今後も継続をしていくということで分かりました。

現在の気象庁震度階級が制定されてから初めて震度7が2回観測された熊本地震、益城町で観測された揺れの大きさは計測震度で6.7で、東北地方太平洋沖地震のときに宮城県栗原市で観測された揺れ、このときは計測震度6.6、これを上回って国内観測史上最大となりました。さらに、一連の地震回数、マグニチュード3.5以上は内陸型地震では1995年以降最多となっていると。内陸直下型地震と言われる活断層地震でマグニチュード6.5以上の地震の後にさらに大きな地震が発生するのは地震の観測が日本において開始された1885年以降で初めての事例であり、また、同じ地点で震度7が2回観測されるのは初めてのこととなりました。これだけの規模の地震に襲われたわけです。

地震で犠牲になられた直接死者数20名、関連死者数25名と合わせ、町全体に対する建物の被害の割合、そして避難生活もとても長期に及びました。このようなことを考えると、県が決めた防災ウィークに乗っかっていろいろとやるのもいいんですけど、熊本地震で中心となった代表される町であるからこそ、防災・減災に対し率先して情報を発信していく、そして記憶、記録として継承していくことはとても大事なことであり、この町に課された使命だと思います。それがためにも全国に先駆けた防災の日の独自制定は必要だと考えます。

先ほどの答弁にありましたが、制定日の判断が難しいということであれば、14日から16日、この3日間を制定し、熊本地震を振り返り、防災についてじっくりと考えていただく日としてはどうかと思います。

また、防災の日の制定は考えていないが、様々な震災関連イベントを継続していくということで、防災意識の向上や記憶の継承を行っていくということでしたが、今現在は直接見聞きした体験者ばかりであるということもあって、20年、30年先はしっかりとまだまだ受け継がれているものだと思います。では、50年先、100年先、150年先はどうでしょうか。そういった先々、つながり受け継がれているのか分かりませんよね。

1889年、明治22年7月28日にマグニチュード6.3の直下型地震、明治熊本地震が発生をしています。今から136年前のことなんです。地震発生時は10年前ですので126年前、僅かこれくらい前のことが何も語り継がれていなかった。私の勉強不足かもしれませんが、生まれて61年、今まで聞いたこともありませんでした。時がたてば、そういうものなんだろうと思います。だから制定が必要なんです。

いま一度伺います。4月14日から16日の3日間を益城町防災の日、もしくは益城町防災を考える日として制定を求めます。2回目の質問とします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問の2回目、4月14日から16日の3日間を益城町防災の日、もしくは益城町防災を考える日に制定することにつきましてお答えします。

熊本地震は本町にとって決して忘れることのできない大きな被害と教訓をもたらしました。この貴重な経験を風化させることなく次世代に伝え、今後の防災・減災対策に生かしていくことは行政の責務であると同時に、地域全体の願いでもあると認識をしております。

町独自の防災の日を制定することで、定期的にその記憶を呼び起こし、防災意識の向上が図られ、熊本地震の記憶を末永く継承できるという思いは私も共感するところでございます。しかしながら、この重要な取組を実りあるものとするためには、既存の防災関連行事との連携や実効性のある活動の継続性といった点を十分に考慮する必要があると考えております。

また、町独自の防災の日を制定することは記憶を継承する有力な手段の一つではございますが、記憶の継承には、防災教育の充実、震災遺構の保存、活用、語り部活動の支援、デジタルアーカイブの構築など多様なアプローチがあります。このような多様な手段の中で最も効果的であるのは何か、あるいは他の施策と組み合わせることで、より大きな効果が期待できることは何かといった多角的な視点からの検討も必要であると考えております。

議員御提案の町独自の防災の日もしくは防災を考える日の制定につきましては、熊本地震の記憶を真に末永く継承し、将来にわたる防災・減災力の向上に資する最善の方策を模索していく中で検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 上村議員。

○4番（上村幸輝君） 私は、益城町は防災の先進地であるべきと思っています。率先した情報発信も行っていくべきと考えています。熊本地震の記録にしましても、長い目で見た場合、ただ単に歴史の一部にしてはならないとの思いから、この提案をさせていただきました。

答弁にありましたように、将来にわたる防災・減災力の向上に資する最善の方策をしっかりと検討をいただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

3時40分から再開します。

休憩 午後 3 時30分

再開 午後 3 時40分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3 番西山洋一議員。

○3 番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。3 番西山でございます。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。そして、また今日は非常に時間も長くなっております。本日最後の質問者でございます。それから傍聴席にお越しの皆様、そしてモニター前で御視聴の皆様、町政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。

今回は、1 点のみ私の質問は絞らせていただきまして、これからできます空港アクセス鉄道の整備が計画されておりますので、その駅の整備に伴う町の発展について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先ほど言いましたように、空港アクセス鉄道が具体的にスタートするような状況になってきております。さきの阿蘇くまもと空港周辺 4 ヶ町村議員研修におきまして、県の新大空港構想の策定に伴って空港アクセス鉄道の整備計画と空港周辺の将来像の説明が詳しくなされました。

その中でかいつまんで言いますと、新大空港構想には新たな空港駅を造ることにはもちろん、まず 1 点目は、空港アクセスへの交通の改善、2 点目に空港周辺への産業集積、産業力の強化、3 点目に、交通ネットワークの構築、4 点目に、快適な生活ができるまちづくりなどが取組の方向性として示されております。

この空港駅が建設というか、整備される予定のところは益城町となっております。空港の南側ですね。今トヨタレンタカーのある周辺ですかね。あの辺に予定されていると。まだ確定ではないかもしれませんが、ほぼ間違いないと思えますが。そうなりますと、この周辺は、益城町、そしてまた隣接する西原村、場所的には非常に空港とは離れた場所になるかもしれませんが、様々な制約のある地域での空港駅の建設になるのではなかろうかと思えます。

先ほどの質問でもありましたが、制約のある地域での開発というのは非常に難しい面がございます。しかし、今回の開発は県主導でございまして、この空港駅の開発効果を周辺地域の広がりやもしくは将来の発展に期待できるものと県もしていることから、この空港駅のみの整備にとどまることなく、この機会を機に県と協力してではないですけれども、タイアップしてこの空港駅周辺の一体的な開発計画ができないものかと思うものでございます。

そこで、県のこの大きな構想の中に、益城町としても開発を協力する形として、空港周辺一帯の促進をするような前向きな行動ができないものかと思うものでありますが、町長のお考えをお尋ねします。1 回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の御質問、益城町も協力して空港周辺一帯の開発を促進するような行動が起こせないかにつきまして、お答えをします。

熊本県の空の玄関口となる阿蘇くまもと空港とその周辺地域は、昭和46年の空港供用開始以降、目覚ましい環境変化が生じております。テクノリサーチパーク、臨空テクノパークなどの県の工業団地が整備され、多くの企業や研究機関が集積する益城町の一大産業拠点となっています。

加えまして、県では、平成24年に空港と周辺地域を一体のものとして捉えた大空港構想を策定され、平成28年には阿蘇くまもと空港を熊本地震からの復興のシンボルと位置づけた大空港構想ネクストステージを策定、空港コンセッション方式の導入や空港ビルのリニューアルが実現をしています。あわせまして、阿蘇くまもと空港利用者のさらなる利便性の向上を図るため、熊本市中心部とのアクセスの定時性、速達性確保に向けた取組の一つとして、鉄軌道の検討も進められてきたところです。

さらに、令和3年にはTSMCの菊陽町への進出が決定するなど、空港周辺地域にさらに大きな環境変化が生じたことなどから、令和5年10月には、創造的復興の先にある地方創生の実現に向けてとして、新大空港構想を策定され、この構想におきまして、空港機能の強化、産業集積、産業力強化、交通ネットワークの構築、快適な生活ができるまちづくりに取り組むこととし、具体的には、空港アクセス鉄道の事業化や空港周辺地域のにぎわいの創出などが計画をされております。

これまで空港へのアクセスは、県道熊本益城大津線、いわゆる第2空港線などの道路のみでしたが、空港への定時性、速達性、大量輸送性の確保がより可能となる鉄軌道が整備されることで、空港の機能向上とともに、多くの方が空港周辺地域を訪れるとともに、空港のみならず周辺地域の活性化にもつながるものと大いに期待をしているところです。しかしながら、空港周辺地域は市街化調整区域でありますとともに、景観形成地域にも指定されているなど、土地利用に関する規制があるため、県の玄関口としてよりふさわしく、また、周辺地域の活性化や県全体の牽引役となるような開発を行うにはクリアすべき課題も多いと認識をしております。

空港アクセス鉄道の整備は空港周辺に大変大きなインパクトを与えます。このため議員御指摘のとおり、本町としましてもこの機を逃すべきではなく、今後のまちづくりを考える上で空港周辺地域のにぎわいの創出は必須と考えております。しかし、そのためには、先ほど申し上げましたとおり、市街化調整区域などの課題があり、これは本町だけで解決できるものではありません。さらに言えば、空港周辺の活性化は本町だけの課題ではありません。

私は、今後の空港周辺地域の活性化のためには、秩序ある形での民間開発の誘導が必要と考えております。このため、本年7月の県知事要望の際にアクセス鉄道駅周辺における開発ビジョンの必要性とともに、市街化調整区域における商業系地区計画制度の創設や空港周辺地域の景観形成基準の緩和などを要望し、規制緩和も併せまして必要である旨を訴えてまいりました。現在、まずは規制緩和を含む開発構想を協議するための県と益城町及び関係機関などから成る協議の場の設置を強く申し入れているところで、今後、県と連携、協力して空港周辺のにぎわいづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

非常に私が申し上げましたように、いろんなハードルはあるかと思えます。しかし、県が構想をつくって、そしてまた空港へのアクセスの鉄道を整備するという計画でもあります。そんな中でこの空港アクセス鉄道、そしてその他の公共交通等のアクセス機能が追加されれば、空港周辺の来訪者も多くなり、空港のみならず周辺地域の活性化にもつながると大いに期待されているものかと思えます。しかし、市街化調整区域でもあり、景観形成地域でもあるというようなクリアすべき課題も多いということで、これから県のほうでも様々な手法を検討されていくものと思えます。

そのような中、これから開発ビジョン等を策定していただく中で、この大空港構想の一つでもある空港アクセス鉄道の整備がもうほぼ現実的なものとなってきていることからしますと、益城町の将来、そして空港周辺地域の将来の発展のためにはこの駅を単純に造るというだけでは発展にはつながっていかない。

都会、東京あたりのもともと発展していくときの政策を見ますと、駅を造ってその周辺に住民が集まり、まちができていくというふうな形がほとんどまちの形成につながっているというようなことでございますので、この空港駅は、JRで言えば終着駅になります。しかし、裏を返せば始発駅ともなります。そういうようなことから、そういうところには空港周辺に何もなければ住む人はあまりいないかもしれませんが、そこには終着駅、始発駅、そしてそこに産業等が生まれてくるのであれば、いろんな仕事も出てくるし、住まいもそこに住もうという方も増えてくるのではないかと思います。

そこで、これからまだ県との協議は必要になってくるとは思いますが、空港開発ビジョンの協議の場を設置されることを強く申し入れているということでございますので、この協議の場が設置されることが前提ではありますが、大空港構想には様々なほかの取組も方向性が示されております。空港駅周辺の一体的な開発構想に町長が一番難儀されております規制緩和を含めて、空港周辺の町村も一緒に協議に加わっていただくことで、空港周辺地域のにぎわいと人が集まる環境ができていくのではないかと思うものですが、町長の思いをお答えください。2回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の2回目の御質問にお答えをします。

具体的な開発構想づくりに際しまして、熊本国際空港株式会社や東海大学はもとより、議員御提案の空港周辺の町村など、幅広く関係者の参画も求めながら、より魅力的で実現可能な構想をまとめられればと考えているところです。今後、協議の場の設置に向けて県と協議を進めていく中で、そのような提案も申し上げてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。

これは恐らくもう熊本県としても大プロジェクトだと思っております。そのような中でぜひ空

港周辺の市町村やそしてまた関係機関、できれば町からの要望等を入れるときには商工会であったりとか、さっき直売所とか道の駅の話も出ておりましたけれども、J A関係なども一緒にタッグを組んで協議に臨んでいただければなとも思っております。

私の思いですけれども、このようなビジョンがどのような形で出てくるかは分かりませんが、先ほど言いました終着駅、始発駅というふうな環境を考えますと、特にレンタカー会社も近くにもあるということで、観光目的の方が例えば最終便で熊本に来て、ホテルに泊まって、次の朝早くからレンタカーで熊本県内を旅行するとか。もしくは近くに大学もございます。この鉄道が完成すれば、通学に使われたり、もしくは西原とかその近隣の方々は熊本市内の渋滞を避けて通勤にお使いになるかもしれません。

そうなることであれば、そこに人の流れというのが発生してきますし、今後そのように多くの地域活性化にもつながっていくものではないかと思っております。

ただ、まずは協議の場が設置されなければ何も始まりませんので、町長が申されております協議の場の設置を強く申し入れていただいて、そして各市町村の意見もぜひ取り入れていただいて、将来的に駅造ったけれども、誰も大して利便性は向上しなかったじゃないかということにならないようによろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が終了しました。

これにて散会します。

散会 午後 3 時 58 分

12 月 11 日（木曜日）

令和7年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月11日午前10時00分開議
3. 令和7年12月11日午後4時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 14番 稲田忠則議員
- 13番 中村健二議員
- 8番 甲斐康之議員
- 1番 坂井金次郎議員
- 10番 野田祐士議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 山口拓郎君 |

| | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |
| こども未来課長 | 吉住由美君 | こども未来課審議員 | 川原さおり君 |
| 健康保険課長 | 田上雅史君 | 産業振興課長 | 岩本武継君 |
| 都市計画課長 | 齊藤計介君 | 建設課長 | 鶴野雅臣君 |
| 復興整備課長 | 吉本秀一君 | 下水道課長 | 相良憲二君 |
| 水道課長 | 豊田博文君 | 学校教育課長 | 内村康成君 |
| 生涯学習課長 | 中村康広君 | 生涯学習課審議員 | 内田博也君 |

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、吉村建文議員から昨日の一般質問において、（2字削除）・・・と発言した部分を（3字削除）・・・に訂正したい旨の申出がありましたので、議長の職権によりこれを許可し、議事録についても訂正することとします。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に稲田忠則議員、2番目に中村健二議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に坂井金次郎議員、5番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、稲田忠則議員の質問を許します。

14番稲田忠則議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。14番稲田でございます。本日は一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。傍聴席やモニターを御覧の皆様におかれましては、師走に入りまして大変お忙しい中、本日も早朝よりおいでいただきありがとうございます。町議会に対しまして、強い関心を持っていただいておりますことに感謝を申し上げます。

いよいよ師走に入りまして、何かと慌ただしさを感じる季節となりました。一気に冬らしくなり、風邪やインフルエンザが流行しております。皆様も体調には十分に気をつけていただきたいと思います。

さて、そのような中、先月11月18日に大分県佐賀関において、強風注意報が発令されている夕方5時45分頃に火災が発生し、強風も伴って187件の家屋が焼失しました。そして1人の方が亡くなりました。

改めて火災の恐ろしさを実感していた矢先、11月26日に中国の香港において高層マンション火災が発生し、黒煙と炎の火柱が物すごい勢いで上階へ広がっていくニュースの映像に目を疑い、

ただただ驚くばかりでした。その結果、7棟の高層マンションが焼失し、157名の方が亡くなられました。改めてこの2件で亡くなられた方に対しまして哀悼の意を表しますとともに、被災に遭われた方にもお見舞いを申し上げたいと思います。

これから県内でも火災の多い季節となります。町におかれましても、町消防団による各校区への年末巡視が今月26日に予定されております。町民の皆様の安心安全のための活動に対しまして、改めて敬意を表したいと思います。

それでは、今回通告しておりました1点目、秋津川の河川環境改善と内水氾濫対策について、2点目に、広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について、以上2点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問に移らせていただきます。

質問の1点目、秋津川の河川環境改善と内水氾濫対策の強化について。近年の地球温暖化の影響か、昨今、異常気象による集中豪雨災害が全国で頻発しております。さきの議会では2名の同僚議員さんが内水氾濫対策について質問されており、町民の関心がとても高いことが分かります。

益城町では、平成28年熊本地震による地盤沈下の影響もあり、地震直後の集中豪雨では町内の広範囲において大規模な浸水被害が発生いたしました。そのため、町は内水対策として3か所の排水機場建設を計画し、秋津川沿いの福富、安永の2か所においてポンプ場が稼働中であり、このことにより、令和5年7月、特に今年8月の集中豪雨においては家屋浸水被害が実に9割近く軽減する効果があったとお聞きしており、すばらしい成果があったのではないかと思います。

しかし、昨今の頻繁する豪雨出水の状況を鑑みますと、より排水機場の効果を発揮する対策が必要であると感じているところです。そのためには、ポンプの排出先である秋津川の流下能力についての改善、増加が望まれますが、秋津川の現状は土砂の堆積が著しく、雑草が繁茂し、流下能力を阻害しているとともに、町民に憩いをもたらす、親しんでいただく良好な河川環境とはとても言えない状況にあります。

そのような中、今年1月、県においてようやく河川整備計画が策定されたとお聞きしておりますが、河川整備の原則は下流から上流へであり、早急な改善は望めないのではないのでしょうか。住宅密集地を流れる貴重な秋津川の河川環境を町民に親しまれるように改善すること。また、豪雨災害が発生しないための内水氾濫対策は、本町にとって切迫した課題であり、益城町として独自に取り組める対策があれば、ちゅうちょなく、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思っています。

ここで町長にお尋ねいたします。

まず1点目、秋津川の河川環境の現状についてどのような認識をお持ちか。また、町独自の河川環境改善の対策を行う考えはありますか。

2点目に、内水氾濫対策として、排出先である秋津川の流下能力改善について、町はどのように取り組んでいかれるのか。

以上2点について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第4回町議会定例会も4日目を迎えております。また、傍聴席には多くの皆さん方にお越しいただきまして、心から感謝を申し上げます。本日は5名の議員の皆さん方の御質問を受けております。しっかり対応したいと思っております。

それでは、14番稲田議員の一つ目の御質問の1点目、秋津川の河川環境の現状についての認識と、町独自の河川環境改善の対策につきましてお答えをいたします。

まず初めに、広崎地区におきましては、議員をはじめとする地域の皆様がボランティアによる草刈りなどに年間を通じて御尽力をくださっておりますこと、心より感謝を申し上げます。

秋津川は本町の市街化区域の南側に隣接して流れる一級河川で、都市部の住民に憩いと潤いを与える貴重なオープンスペースであるとともに、オイカワやカワムツといった魚類も生息するなど、豊かな自然環境を有しています。このため、益城町総合運動公園付近の河川敷などを秋津川河川公園として整備していますが、近年は頻発する洪水により上流から運ばれた土砂が堆積し、雑草も著しく生い茂っており、必ずしも良好な水辺空間とは言えない状況です。

このため、私が町長に就任して以来10年以上にわたり、河川管理者である県に対しまして河川環境の改善と抜本的な治水対策について要望を重ねており、県におかれましては、流下能力と河川環境の改善につながる堆積した土砂を取り除く維持掘削に鋭意取り組んでいただいております。本町としましては、県からの委託により護岸部の草刈りを行っておりますが、秋津川の河川環境の現状に照らせば、生い茂った雑草のさらなる除去など、町独自の対策も必要であると考えております。

次に、御質問の2点目、内水氾濫対策として、排出先である秋津川の流下能力改善につきまして、お答えをします。

近年頻発する豪雨状況を踏まえますと、内水被害への対応は極めて重要な課題であり、さらなる被害軽減対策が必要であると認識をしております。このため、9月定例会の一般質問でも答弁いたしましたとおり、抜本的な技術的な対応により、排水ポンプの運転開始水位を現在より低く設定し、効率よく運転することについてポンプメーカーと連携し、取り組んでいるところです。

しかし、排水ポンプの効果をより発揮させるためには、議員御指摘のとおり、排出先の秋津川の流下能力の改善が必要不可欠です。これは、秋津川の流下能力が改善すればその分多くの内水を排除することが可能となるからで、そのためには秋津川を掘削する必要があります。

先ほど申し上げましたとおり、管理者である県では維持掘削を行われていますが、近年頻発する内水被害には私としても非常に危機感を覚えており、本町単独でも維持掘削に取り組めないかとの思いを強くしております。このため、河川法第20条の河川管理者以外の者の施工する工事等の規定を活用しまして、本町が県の承認を受けて独自の維持掘削を行いたいと考え、県と協議を進めてきました結果、おおむねの了解を得たところです。また、この維持掘削は堆積した土砂とともに生い茂っている雑草も取り除きますことから、1点目の御質問にありました河川環境の改善も同時に進めることができます。

河川管理者以外の者が行う工事はまれなケースではありますが、本町ではこのような手法を活用し、ポンプの排水効果をより発揮させ、町民の生命と財産を守りますとともに、秋津川の河川環境の改善を図ってまいりたいと考えております。本定例会には、維持掘削のための補正予算を計上しておりますので、県の正式な承認と補正予算の議決をいただいた後、早急に工事に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 稲田議員。

○14番（稲田忠則君） ただいま町長から答弁、ありがとうございました。今の答弁をまとめてみますと、1点目につきましては、現在、本町においては県からの委託により護岸部の草刈りを行っていますが、秋津川の河川環境における現状を見ますと、さらなる維持掘削や繁茂した雑草の除去といった町独自の対策が必要であるという力強い答弁をいただきました。

2点目については、内水被害への対応は大変重要な課題であり、さらなる被害低減のための対策が必要であると認識しています。それには秋津川を掘削する必要があり、現在、県による維持掘削が部分的に行われている。町においても、河川法第20条、河川管理者以外の者の施工する工事の規定により、町が承認を受けて維持掘削を行うことについて現在、県と協議を行っており、おおむね了解を得ている。あわせて、本定例会に維持掘削を行うための補正予算を計上しており、県の正式な承認等、補正予算について議決をいただければ早急に工事に取り組んでいくとの積極的な答弁をいただいたことは、町民の皆さんの生命と財産が守られ、秋津川の河川環境改善が図られますと、以前のような安らぎの場とせせらぎがある光景が取り戻されることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

質問の2点目、広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について。広安西小学校における用地拡張事業については、令和7年第1回3月町議会定例会において、土地区画整理事業に伴う児童数の増加状況及び拡張事業の進捗状況について質問させていただいております。その際の答弁によりますと、令和7年2月時点で通常学級が23学級、特別支援学級が10学級、合計33学級であり、児童数は752人であること。さらに、令和7年度には通常学級が1学級増加するとの見込みであるとの説明をいただいております。

また、令和7年度の事業として、広安西小学校の用地拡張に向けて、益城台地中土地区画整理事業地内に位置する小学校西側の用地取得を進めていくとの方針が示されております。現在、中土地区画整理事業地内には新しい住宅がたくさん建設されている状況であり、さらに児童数の増加が見込まれる中、今後、当該地の活用については普通教室の懸念や、放課後児童クラブにおける待機児童の問題、さらには職員用駐車場の不足など、教育環境の整備に関する課題解決に向けた検討が進められているものと認識しているところでございます。

そこで、広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について、1点目、今年度、小学校西側に用地を取得されたとお聞きしているが、その面積について伺いたい。

2点目、当該用地について今後どのように活用しようと考えているのか。現時点での計画や構想があれば、可能な範囲で説明を伺いたいと思ひまして、1回目の質問といたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 14番稲田議員の二つ目の御質問の1点目、広安西小学校の西側の用地取得状況についてお答えします。

この件につきましては、益城台地中土地区画整理事業などの開発により、今後、広安西小学校の児童数の増加による教室不足が予想されております。そこで、令和6年度に当初予算を計上し、学校西側の隣接地に学校敷地の拡張を図ることとしたものであります。教育委員会におきましては、この2年間にわたり、用地購入に向け、地権者と交渉を重ねてまいりました。その結果、本年6月に広安西小学校の西側の4筆、1,957.2平方メートルの取得を終えたところでございます。

次に、御質問の2点目、当該用地の今後の活用についてお答えします。

土地区画整理事業が完了した益城台地西地区におきましては、住宅の建設が進み、新たな住民の入居が始まっております。教育委員会としましては、毎月転入世帯の状況を調査し、児童の増加に注視しているところでございます。

転入された世帯の0歳児から15歳までの人数を基に、今後の各年度ごとの学級数を推計しておりますが、現在のところ、令和12年度の児童数772人、24普通学級が最大値となる見込みであり、当初予測の令和12年度の967人、最大32普通教室には達しない状況であります。また、これまでも児童の増加による教室不足を事前に解消するために、特別教室を特別支援教室に改修するなどの対策を行ってまいりましたので、しばらくの間、普通教室の不足は生じないものと考えております。

一方で、現在学校内に四つの放課後児童クラブを設置しておりますが、どのクラブも定員に達しており、待機児童が生じている状況です。今後も児童の増加が見込まれることから、放課後児童クラブの増設を検討しているところですが、既に敷地内には3棟の放課後児童クラブが建設されており、非常に手狭になっている状況でございます。また、クラス数の増加に伴う教職員の増員により、職員駐車場の不足も生じている状況です。

このような状況の解消のために今回用地を取得いたしましたので、有効に利活用させていただくとともに、取得した土地の管理につきましても適正に行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 稲田議員。

○14番（稲田忠則君） ただいま教育長からの答弁、ありがとうございます。今の答弁によりますと、用地の取得については購入に向けて地権者の方々と2年にわたって幾度となく交渉を重ねてこられ、今年度6月に広安西小学校の西側に4筆、1,957.2平米の土地の取得を終えたとの説明があり、御協力いただいた関係者の方々には感謝を申し上げたいと思います。

今後の活用方針については、児童の増加による教室不足を事前に解消するため、特別教室を特別支援教室に改修するなどの対策を行った。しばらくは普通教室の不足は生じないとの説明であり、今後、各年度の学級数推移によると、現在の最大値は令和12年度の児童数772名、24普通教室であり、当初予測していた967人、最大32普通教室とはならない状況であるという説明をいただきました。

今後の土地の有効活用方針については、現在、児童クラブが不足しているということで、放課

後児童クラブの増設や職員駐車場の不足解消を考えるとの明確な答弁をいただきまして、ありがとうございます。教室不足を一番心配しておられました保護者の皆さんや地域の皆さん方からも一安心していただけるのではないかと考えております。今後ますます西小学校につきましてはいろんな状況が発生するかと思いますけれども、今まで以上に注視をさせていただきながら、町としても、教育委員会としても、前向きに進んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 稲田忠則議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時35分から再開します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

13番中村健二議員。

○13番（中村健二君） 皆さん、おはようございます。13番中村です。一般質問の順番が昨日から7番目ということで、皆さん方には少々お疲れかと思いますが、この後も3名の方がお控えになっておりますので、最後までよろしく願いいたします。また、傍聴においでの方には町政に関心を持っていただきまして、大変ありがとうございます。

さて、阪神・淡路大震災から今年の1月で30年です。マグニチュード9.0を記録した東日本大震災から来年の3月で15年。そしてまた、益城町に最大の被害をもたらした熊本地震から来年の4月で10年となります。

さらには昨年1月に発生した能登半島地震、そしてまた今年8日には青森県東方沖地震が発生しました。被災された皆さん方には心からお見舞いを申し上げるところでございます。近年また大きな地震が続いておりますところで大変心配しているところであります。

それでは、一般質問に移ります。

本日は、令和6年度の決算状況についてと、防犯カメラの設置状況と管理運営についての2点について質問させていただきます。

それでは、質問席へ移ります。

それでは1問目の質問ですけれども、財政状況について町長の考えを伺います。

広報ましき11月号に令和6年度の決算状況が掲載されておりました。これを見ますと、町の財政は心配ないと思えるかのように、実質赤字比率該当なし、資金不足該当なしなどの健全度を示す表記しかなく、財政運営について諸指数の表示が全くありません。これは分かりづらいつらいつらということで掲載されていないのでしょうか。

掲載されている円グラフを見ると、歳入歳出の状況についてはおおむね分かります。歳入では自主財源が34.1%で、あとは国からの地方交付税交付金、国庫支出金、さらには町債で11.9%で

すけれども、依存財源で運営されていることが分かります。そこで、依存財源65.9%で運営している町の財政状況を示す財政諸指数について伺います。

まず、実質収支比率です。標準財政規模に対する実質収支の割合で、おおむね3から5%が適正とされております。当町は9%で黒字になっています。ただ、単年度収支は令和5年度、令和6年度とも赤字になっています。また、歳入の依存財源の中には町債が約27億9,000万円あることから見ると、今後この町債にあまり頼らないように自主財源の確保に努めないと、実質収支率も悪化してくるものと思われます。

次に財政力指数ですが、これは基準財政収入額を基準財政需要額で割った過去3年の平均となっており、当町は0.49で全国市町村の平均値ぐらいであります。これから基準財政収入額、基準財政需要額とも改善していかないと、この数値も落ち込んでくるものと思われます。

次に経常収支比率については、地方税や地方交付税、譲与税等の経常的収入、一般財源が人件費、扶助費、公債費などの経常的に支出される経費にどれだけ充てられているかを示すもので、比率が高い場合、義務的経費以外に使える財源が少なくなり、自由に使える財源が乏しくなってきます。当町の経済収支比率は97.3%で、かなり危機的状況にあると思われます。まだ多くの事業がなされ、新規事業の計画もあり、大変厳しい財政運営を余儀なくされるのではないのでしょうか。

また、6年度公債費が約25億7,000万円についても年々増えてくる部分は明白であることから、義務的経費の削減は非常に難しいことから考えると、新規事業への取組などはもちろんですが、現在計画中の事業についても慎重にならざるを得ないと思われます。これだけ収支比率が高くなってくると一般財源からの支出は厳しいわけで、どうしても負債に頼るしかなくなります。

町長がよく言われる、起債すれば交付税措置で有利だからと言えます。確かに、市中銀行から借り入れるより有利ですが、全額交付税で見られるわけではありません。一番有利と思われる緊防債でも30%は負債になるわけで、返済しなければなりません。緊防債と似た過疎債というのがあり、これは緊防債と同じ70%の交付税措置が取られます。そこで、これが有利だということで使い過ぎて、後で気づいたときには借金が膨らんで大変だった村の話の聞いたことがあります。町債を組まなければ予算不足になってしまう状況でしょうけれども、できる限り町債を抑える努力をし、義務的経費の削減に努めなければならないのではないのでしょうか。

財政運営の諸指数については、監査からも厳しい指摘がなされております。町長はこれらの数値を見てどのように感じておられるか。地震からの復旧復興のため、仕方がないことと思われているのか、それともこれまで行ってきた事業に無駄はなかったのかしっかりと精査し、今後の財政運営に役立てていこうと思っておられるのか。

いずれにしても、財政運営の諸指数を改善し、少しでもゆとりある町政にするためには、非常に厳しいでしょうけれども人件費や公債費等の義務的経費を減らし、自主財源を増やすことが必要だと思うが、町長はどのように町政の立て直しを図ろうと思っておられるのか伺います。

それから、これからの財政運営に関係してくるかと思いますが、今、国で審議されているガソリン暫定税率の廃止、これは12月31日の廃止が決定しましたけれども、それと食料品の消費税減

税、また103万円の壁の撤廃で178万円まで上限額が引き上げられた場合、町への影響はどの程度あるのか、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

以上1回目の質問とします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番中村議員の御質問の1点目、現在の財政状況をどのように捉え、どのように改善していくのかにつきましてお答えをします。

本町の財政状況について、町民の皆様へ関心を持っていただけるよう、広報ましき11月号におきまして、「町の決算状況を町民1人当たりに置き換えると」という見出しで、できるだけ分かりやすい言葉で説明を行っているところです。また、同ページには地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく五つの財政指標と早期健全化基準を掲載し、各比率の用語解説も加えています。

読者からは、町民1人当たりに置き換えることで理解しやすかった、または法律に基づく基準で町の財政が健全な状態であることが分かったなどの御意見もいただいているところです。今後とも町民の皆様へ本町の財政状況についてできるだけ分かりやすい説明ができるよう工夫を重ねてまいりたいと考えております。

さて、今回御質問の現在の本町の財政状況についての捉え方についてですが、繰り返しになりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度の財政指標につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業の資金不足比率のいずれも赤字または資金不足は生じておりません。

また、財政規模に基づく起債償還等の負担を示す実質公債比率が10.5%、同じく財政規模に基づく将来支払う見込みの負債がどの程度あるのかを示す将来負担比率が38.7%となっており、これらの指標が早期健全化基準を上回る場合は早期健全化団体や財政再生団体となりますが、本町の財政状況は五つの指標の全てが該当なし、または基準内であり、本町の財政状況は健全な状態との認識を持っております。

熊本地震からの復旧復興事業を進めてきましたことにより、財政指標の一部が上昇はしてきておりますが、実質公債費比率につきましては、直近3年間では令和4年度が11.5%、令和5年度が11.1%、令和6年度が9.1%となっており、直近3年間ではほぼ横ばいの状況です。

また、将来負担比率につきましても、直近3年間では令和4年度が32.3%、令和5年度が22.4%、令和6年度が38%となっており、比率としてはおおむね30%台で推移をしております。このようなことから、熊本地震による財政への影響は当然あるものの、本町の財政状況は安定しているものと考えております。

また、議員御質問の改善につきまして、財政健全化に向けた取組は熊本地震の前から地方を取り巻く厳しい財政状況の変化に対応していくため、毎年、歳入、歳出両面におきまして不断の取組を行ってまいりました。そして熊本地震以降は、様々な課題と向き合いながらも復旧復興事業を確実に進め、本年3月、地域行政センターカタルの完成により、公共施設の災害復旧事業はおおむね完了したところです。今後は残された復興事業を計画的に進めていかなければならない状

況です。

復興事業につきましては、国からの財政支援も災害復旧事業のように手厚くありません。そのため、事業の実施に当たりましては、その必要性や妥当性、経済性などにつきまして、十分に検討を重ねながら実施していくことが重要であります。また、歳入面におきましても、企業誘致や住宅地開発などを進めることで将来にわたって安定した財源を確保できるよう、これまで同様、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、国で決定された暫定税率の廃止や審議中の食料品の消費税減税、103万円の壁の撤廃で上限額が178万円まで引き上げられた場合の本町への影響につきまして、お答えをします。

国において一部審議中の内容でありますので、現時点で正確な回答はできませんが、ガソリン等の税の暫定税率廃止につきましては、本町の令和6年度の地方揮発油譲与税は2,380万円であり、今回、暫定税率が廃止されることにより、約400万円の減収と見込まれます。

また、消費税の減税につきましては、消費税の標準税率10%のうち地方消費税が2.2%となっており、食料品に係る減税の割合がどの程度なのか現時点では分かりかねますが、令和6年度決算額では地方消費税交付金が約8億6,000万円交付されており、本町の重要な財源となっておりますことから、消費税の減税分に国が補填措置を講じない場合には、その影響は大きいものと考えております。

また、103万円の壁の撤廃につきましては、令和7年度の税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応としまして、基礎控除等の引上げによる課税最低額の引上げと各種控除の適用要件の双方の見直しが行われております。

令和8年1月1日付で施行される令和8年度分の個人住民税の課税におきましては、給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられるとともに、大学生年代の子等に関する特別控除の創設、各種控除の収入要件の引上げが行われることとなります。基礎控除額は据置きとされております。

以上の改正内容は令和7年分所得に適用されますため、住民税非課税ラインの103万円の引上げによる住民税非課税世帯の増加、扶養親族等に係る所得要件の58万円の引上げによる扶養者の課税所得の減少により、令和8年度の個人住民税は減少が見込まれます。

いずれにしましても、個人住民税への影響は町民の皆様様の令和7年中の収入次第で変わりますので、現時点での正確な影響額はお答えできかねます。現在、国において税制に関する議論が行われており、今後、町財政へ大きな影響を及ぼす可能性もありますことから、まずは情報収集に努め、地方財政への影響や国の財政措置の動向を精査しながら、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 1回目の答弁、大体予定どおりの答弁が返ってきました。

2回目の質問をします。

益城広報に掲載された決算状況については、一般会計の各決算額を円グラフに表し、また、その額を町民1人あたりに置き換えて表してあり、非常に見やすく、分かりやすかったと思います。

ただ理解しやすかったというのは少し違うのかなあと思っております。

また、財政状況は五つの指標の全てが該当なし及び基準内であり、町の財政状況は健全な状態との認識を持っているとのことですが、今該当なし、基準内だからといって楽観視はできないと思います。

実質公債費についても10.5%、一般会計の公債費についても11.5%で問題ある数字ではありません。しかし、この数字で収まっているのは、復旧復興で財政規模が大きくなったがゆえのこの数字で、これは自主財源が増えて規模が大きくなったのであればいいんですが、町債を含めた依存財源が大きくなって膨らんだもので、そこらあたりはしっかりと認識しておかなければいけないことだと思っております。

厳しい財政状況の変化に対応していくため、不断の取組を行っているということですので、十分承知のことだと思いますが、決算で気になっているのは、税金は少し伸びておりますが、まだまだ自主財源が少ないこと。予算では、公債費より町債のほうが多い。つまり、返す金より借りる金が多いこと。これはいずれ逆転するのかなと思っておりますけれども、予算編成次第ではこのまま町債は膨らんでくるのではないのでしょうか。震災から10年、町債は膨らんでくるのではなく、少しずつ減少傾向にしなければいけないと思っております。

それと一番気になるのは、前に述べました経常収支比率の97.3%で、100%に近づいてきております。義務的経費以外に使える一般財源が少なくなってきました。

そこで質問ですが、災害復旧事業の公共施設の建設はカタルの完成でおおむね終了しましたが、この後、広安西小学校の改修工事や木山仮設団地跡地の開発、街路事業など、大きな事業が残っております。財政的にかなり厳しくなっておりますが、既にやりかかっている事業であり、やらなければなりません。そこで、これらの事業を進めていくための財源確保について、どのような手法で計画を進められるのかお伺いします。

次に、暫定税率の廃止、食料品の消費税減税、103万円の壁の撤廃の3点については、ガソリン税の暫定税率の廃止についてはそれほど大きな影響はないようですが、食料品の消費税減税については、国が補填措置を行わない場合は大きな影響も考えられるとの説明でした。また、103万円の壁の撤廃については、現時点ではどの程度の影響があるのか判断が難しいとのことで、了解しました。

今回の税制改正につきましては、消費者につきましては大変ありがたいことですが、行政にとってはちょっと痛みを感じる改正になりそうですので、財政の影響を最小限に努められるよう対応を考慮し、適切に対応してください。

この税制改正についてはおおむね了解しましたので、1回目の質問の繰り返しのようになりますが、先ほど言いました事業を進めるための財源確保の計画について答弁をお願いして2回目の質問とします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番中村議員の一つ目の御質問の2回目、残りの事業への財政面の対応とか財源確保ということで、どうするのかについてお答えをしたいと思います。

まず、熊本地震からの復旧復興事業につきまして、復旧事業についてはおおむね完了したかなということ、あと街路事業をはじめとした復興事業になりますが、今後も計画的に進めていくことになるかなと感じております。ただ、その財源の確保に当たりましては、国の補助制度や有利な起債を活用するなど、できるだけ財政的に有利な方法で事業を進めていくことが肝要と認識をしております。

また、加えまして未来を見据えた新たな課題や行政ニーズにも的確に対応していかなければなりません。今後、様々な事業の実施に当たりましては、その必要性や妥当性、経済性について十分に検討を重ね、優先順位を見極めながら財政状況も踏まえながら適切に判断してまいりたいと思っております。

ただ、やはり財政、行政はなかなか生き物ということで、イレギュラーなこともたくさんあるなということ、今感じているところです。辛抱するところ、財政確保するところについては、税収の確保とか、現在、税収も地震前の30億円から42億円に増えていっているということで、様々な取組がこの結果になっているかなと思っておりますが、ふるさと納税であったりとか、そういったのもしっかり確保が必要かなと。

ただ、行政としては町民の皆さん方に夢とか希望を与えるような施策もやっていかなければならないということで、イレギュラーで10月3日に産業団地の整備の場所ということで、県内で10幾つかあったんですが、大津、菊陽、合志、菊池、西原とか、あのときも益城町で産業団地が挙がっていたんですが、財政を気にするあまり取り組んでいなかったら、やはり町民の皆さん方が益城は何もやっていないと、何かそういった思いもされたかなということもありますので、辛抱するときは辛抱する、税収確保は税収確保でやっていく、攻めるときは攻める、そういった形で取組が必要かなということ、思っております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 2回目の答弁ありがとうございました。いろいろこれから事業はたくさん残っております。これを進めるためには、しっかりと検討されて、よりよい方法で、できるだけ負債を抑えながら財政の改善を図っていただきたいと思っております。

熊本地震で最大の被害を被った町ですが、地震から10年がたち、復旧復興も残り僅かになりました。しかし、その間、町債は莫大に膨らんだ。膨らんだ割には、企業誘致などを含めた町の活性化が周りの市町村に随分遅れを取っているような気がします。そこを何とか取り戻して活気あるまちにしていかなければいけないという思いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、防犯カメラの設置状況と管理運営について伺います。

益城町は、国からの防犯カメラ設置支援事業を活用し、通学路へ防犯カメラが設置され、運用されています。設置に当たっては、町内各小中学校の要望場所、警察、町、道路管理者等の関係機関において合同点検を実施した場所、犯罪発生の場所を考慮し、町内通学路を網羅する場所などの電柱や防犯灯柱など50か所に設置し、令和2年4月から運用されているということになっておりますが、設置場所の変更や増減はないのでしょうか。現在設置されているのは、通学路と学

校では中央小学校、益城中学校に設置されておりますが、ほかの小中学校、幼稚園、保育所等に設置されていないのでしょうか。幼稚園、保育所には設置されているということをお聞きしたことがありますけれども、どのようになっているのか伺います。

また、防犯カメラの管理運営はどこがどのように行っているのか伺います。学校の防犯カメラについては、11月12日の熊日新聞に掲載されておりました。文部科学省が公表した2023年度実績では、全国の設置率は64.6%で、不審者などの侵入防止が主な目的で、設置場所は正門などが多いとのこととあります。熊本県教委によると、県立の中高、特別支援学校を合わせた設置率は53%、熊本市教委の集計では、市立の幼稚園、小中高校、特別支援学校の設置率は92%でちょっと随分進んでいるようですが、いずれも校門や校舎の出入口などとなっております。

不審者侵入防止だけでなく、いじめや体罰、性加害の抑止力として、校舎内に防犯カメラを設置する動きが全国的に出ているとのことですが、プライバシーの問題などいろいろな課題があると思いますので、設置場所はよく検討されて、子どもたちの安心安全確保のため、本町でも小中学校全校に防犯カメラの設置はできないか伺います。それとこれは所管が違うと思いますが、各地域行政区から危険箇所などに防犯カメラの設置要望があった場合、設置可能かどうか伺います。以上、1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番中村議員の二つ目の御質問の1点目、通学路に50か所設置されている防犯カメラの管理運営につきまして、お答えをします。

通学路に設置している防犯カメラにつきましては、平成30年に新潟市で下校中の児童が被害に遭われた痛ましい事件を機に文部科学省が策定しました登下校防犯プランに基づき、本町におきましては令和2年度から運用を開始しております。

防犯カメラの設置に当たりましては、各小中学校のPTAや警察、道路管理者等の関係機関の意見を基に設置場所の選定を行い、区長やカメラへの映り込みが心配される周辺住民の方など、関係者の同意をいただいた上で町内50か所に設置をしているところです。

現在のところ設置数の増減はありませんが、開発区域内で道路形状が変化したことにより、設置場所の変更を行った箇所が1か所ございます。

なお、設置場所の変更につきましては、相応の理由や関係者の同意が得られれば可能であると考えております。

次に、防犯カメラの管理運用につきましては、令和元年11月に制定しました益城町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき適正に行っております。

なお、管理責任者は、防犯カメラを設置する公共施設を管理所管する課等の長または個別に管理する課等の長を充てることとしております。

御質問の2点目については、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 中村議員の二つ目の御質問の2点目、防犯カメラは全小中学校に設置されているのか、設置されていない学校には早めに設置できないかについてお答えします。

学校の防犯カメラの設置率は、最新の文部科学省の学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査によりますと、先ほど議員も申されたとおり、国内の設置率は64.6%、また県内の設置率は53%、上益城郡内の設置率は36.6%になっております。

現在、本町の小中学校における防犯カメラは益城中央小学校に6か所、益城中学校に4か所設置しておりまして、町内の防犯カメラ設置率は28.6%であります。防犯カメラを設置している2校におきましては、主に校門や児童生徒昇降口、駐車場、自転車駐輪場などに設置しており、外部からの侵入者の監視など、防犯に努めておるところです。

防犯カメラで録画しました画像データは、各施設管理者の責任の下、各設置機器内にて保管しており、事故等が発生した場合に必要なに応じて活用しているところですが、また、これら2校におきましては学校新築時に防犯カメラの設置を行っておりますが、落雷や経年劣化による故障も多く、その都度修理を行っている状況です。

教育委員会としましては、防犯カメラ未設置の学校におきましても設置の必要があることは十分認識しておりまして、現在設置に向けて検討をしているところでございます。しかしながら、防犯カメラを全校に設置するとなりますと、設置費用と合わせて相当額の維持管理費が必要になることから、導入の方法について近隣自治体の事例を調査しているところでございます。また、学校警備を委託している警備会社からは、防犯カメラの設置及び維持管理を追加委託することができるとの提案もあっており、併せて検討してまいりたいと考えております。

一方、校舎内に防犯カメラを設置する場合の課題につきましては、常時カメラの画像に児童生徒や教職員が映るため、個人情報保護の観点から厳格な運用管理が必要となります。このことについても、近隣自治体の運用状況等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えます。

なお、町立の保育所等への設置につきましては、議員御指摘のとおり、不審者への対応策として各施設の駐車場等にそれぞれ4か所設置しております。その管理運営につきましては、それぞれ保育所等と委託している警備会社と連携しながら適切に行っているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 最後に、御質問の3点目、各地域行政区から危険箇所を設置の要望があった場合、設置は可能かにつきましてお答えをします。

これまでも公園や人通りが少ない集落内などへの設置要望はあっておりますが、設置や維持管理、修繕に係る費用の財源、設置場所の選定や管理体制など、様々な課題があるため、設置には至っておりません。特に防犯カメラの録画データの管理につきましては、個人情報の取扱いなど、適正な管理が求められております。地域への防犯カメラ設置につきましては、引き続き十分検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） るるお答えいただきました。通学路の防犯カメラの設置状況については増減はなく、移設が1か所あったということで分かりました。

また、相応の理由やほか関係者の同意が得られれば設置場所の変更は可能ということで、これ

も了解しました。

管理運用については、管理責任者を置いて、益城町防犯カメラ設置及び運用に関する要綱に基づいて適切に運営されているということですので、安心しました。

それから、小中学校の設置状況においては、益城中央小学校に6か所、益城中学校に4か所、幼稚園と保育所にそれぞれ4か所ということで、これも分かりました。

設置されていないのが木山中学校、広安西小学校、広安小学校、飯野小学校、津森小学校の5校ということになりますが、設置の要望があっている学校もあるということですね。設置場所等もいろいろ考慮され、維持管理も大変ですが、財政も厳しい折、最善な方法で検討され、子どもたちの安心安全確保のため、早めの設置をお願いします。

それと、各地区からの設置要望については設置場所や維持管理等に課題があるようですので、しっかり検討されて進めていただきたいと思っております。

以上お願いを申し上げまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） 中村健二議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時14分

再開 午後1時30分

○議長（榮 正敏君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。8番日本共産党の甲斐康之です。去る11月18日に大分市佐賀関で発生した火災は、170棟以上を完全に焼失させてしまいました。さらに、今月8日夜に発生した青森県東方沖を震源とする震度6強の揺れを観測した地震は、初の後発地震注意情報が発表され、気象庁は1週間、特別な備えをと警戒を促しています。これらの災害で多くの方が避難生活を余儀なくされています。災害で避難された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

国政に目を向けてみますと、高市首相の重要な過去の歴史を無視した発言が物議を醸しています。台湾有事は存立危機事態とする国会答弁、特定の国を名指しして戦争を行うことがあり得ると公言したものであります。この発言は、戦争放棄をうたった日本国憲法に真っ向から反するものであります。従来政府見解を踏み越える危険な失言であると言わざるを得ません。日中両国が関係正常化以降交わしてきた一連の重要な合意に照らしても、反するものとなっています。

1972年の日中国交正常化時の日中共同声明との関係であります共同声明では、中国政府は台湾が中国の領土の不可分の一部である。分けようにも分けられないほど、密接に結びついているという内容ですが、これを表明しています。これに対して日本政府は、十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する約束をしています。

ポツダム宣言第8項は、台湾の中華民国への返還を明記したカイロ宣言の履行を引用していま

す。この問題で合意したからこそ、日中国交正常化が実現したわけであり。さらに、2008年の日中首脳会談で交わされた共同声明で、日中双方は互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないという合意があります。

高市発言は、台湾問題への軍事介入の可能性を公言し、中国に対する軍事的威嚇の発言であって、共同声明の立場を乱暴に踏みにじるものであることは誰が見ても明らかであります。高市首相は、自身の口から発言を明確に撤回することです。小手先のごまかしで取りつくろえるような生易しい問題ではないと考えます。ほかにも問題発言を起こされております。これを批判したいのですが、時間が超過しますので、質問の本題に移ってまいります。

今議会での私の質問は、第1点、国民健康保険税を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて、2点目、あんま・はり・きゅう・マッサージ等治療費補助金の増額を求める、3点、益城町安永の個人宅から国の暫定目標値を超えるPFASが検出された。住民に対して町として今後どう対処していくのか、この3点について質問を行います。

それでは、質問席に移っていきます。

それでは、質問第1、国民健康保険税を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについての質問を行います。

厚生労働省は、国保税の滞納で医療費の窓口10割負担となった世帯から自己負担が困難だと申出があれば、自治体の判断で3割負担にできるとする事務連絡を、今年の10月17日に県の国民健康保険主管部宛てに発出しています。町はこれを受けて対応はどうしているのかについて質問を行います。

昨年の12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証への一本化が強行されました。たとえ新規発行が停止されても、従来の保険証は最長1年間、今年の12月1日の有効期限まで使い続けることができます。12月2日に期限切れとなりましたが、暫定措置として、期限切れの保険証でも来年3月末まで医療機関の窓口で使用でき、医療費10割負担を回避することができます。

マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証と同じ機能を持つ資格確認書が届けられています。資格確認書があれば、マイナ保険証がなくてもこれまでどおり保険診療を受けることができます。これから資格確認書とか資格証明書とかいう言葉がたくさん出てきますので、間違えないようにしたいと思います。

一方、国保税の滞納などで保険証を取り上げられた滞納者には、資格確認書ではなく、資格証明書の発行前に有効期限が3か月、6か月などの短期保険証を発行し、国保税の納付を勧奨するという運用がなされていきました。それでも滞納が続き、資格証明書で受診した場合は、医療機関の窓口でかかった医療費の10割負担を求められていました。

一方、改正マイナンバー法で紙の保険証の廃止が決められたことに伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度において保険税が1年以上の滞納者に対して発行されていた短期保険証も廃止されることになりました。これを受け、いきなり医療費10割負担を求められるという懸念が出され、生活困窮等で国保税を滞納した人が医療機関にかかれず重症化するなどの事態が発生しているこ

とから、大問題となっているとの報告が全国保険医団体連合会等からなされています。

近年の物価高騰に追い打ちをかけるように、全国で国民保険税、保険料の値上げが相次ぎ、昨年は全国1,736自治体の32.2%の559自治体が国保税を引き上げており、過去2番目に多い件数となっているとの報道がありました。

このような状況から、厚生労働省はマイナンバー法によって国民健康保険法の改正で国保税を滞納している世帯主等に対し、被保険者証の返還を求めた上で、資格証明書を交付する仕組みが廃止されたことに伴う保険税滞納主等に対する措置については、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知等により、令和6年9月20日に取扱いについて示されていたところであります。

さらに、今年、令和7年10月17日、都道府県の民生主管部、国民健康保険主管課宛てに国民健康保険料を滞納している世帯主等に対する措置に関連する取扱いについて周知の事務連絡を发出しています。内容は、「災害などの特別な事情として、災害、盗難、世帯主や家族の病気、負傷、事業廃止、休止、著しい損失などを具体的に挙げて、これらの特別な事情がない場合に限り、国保税を1年間以上滞納した場合に10割負担が適用されます。特別療養費の支給対象である被保険者において医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出が行われた場合の対応については、従前の取扱い（資格証明書、短期保険証の交付）と同様であり、市町村の判断により、特別療養費を支給する旨の記載のない、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付すること等によって、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができるものであります。この取扱いについて改めて御承知いただくとともに、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知をお願いいたします」このような内容が发出されております。

益城町において、去年の4月現在、国税徴収法による滞納世帯数は加入者の1割程度いらっしゃるようです。質問の趣旨の10割負担であるが、支払い困難との申出があり、3割負担の措置を受けている世帯はないのか、あるとすればどのような対応を行っているのか伺いたい。1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問、国民健康保険税を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについてお答えをします。

国民健康保険制度は、加入者の皆様が相互に支え合う制度であり、その健全な運営は町民の皆様が安心して医療を受けるための基盤でございます。納付いただく国民健康保険税はこの制度を支える大変重要な財源であり、納期内に納付いただいている大多数の皆様との公平性を確保するためにも、収納率の向上と滞納対策は行政の重要な責務であると認識しております。この考え方は、本町の第5次益城町行政改革大綱におきましても、財源基盤の強化に向けた重点取組としまして、町税、保険料等の収納率の向上を掲げ、積極的に取り組んでいるところです。

本町におきましても、厚生労働省からの事務連絡が発出される以前から、国民健康保険税の納付が滞っている世帯に対しまして、文書や電話等による納税相談の勧奨並びに個別の事情に応じた納付計画相談等を行っております。しかしながら、再三の勧奨にもかかわらず、特別な事情なく納税相談にも応じていただけない場合には、被保険者間の負担の公平性を確保する観点から、

やむを得ず10割負担となる旨を記載しました資格確認書を交付し、医療機関等での窓口負担を10割とする措置を講じていただいている世帯がございます。ただし、国民健康保険税の滞納措置で10割負担となった世帯から医療費の支払いが困難であるとの申出や納税相談があった際には、生活状況や収入、資産の状況などを丁寧に聴取し、医療費の支払いが困難であると判断した場合には、窓口負担が3割となるよう、個別の事情に応じ、きめ細やかな対応を行っているところです。

ちなみに、今年度も8月1日付で資格確認書等の一斉更新を行い、10割負担となった世帯は26世帯で、そのうち支払い困難の申出などにより3割負担に変更の措置を取った世帯は、11月末現在で4世帯です。

なお、10割負担措置を講じた際でも、子育て世帯に配慮し、高校生世代以下の被保険者につきましては通常どおりの2割または3割負担で受診できるよう対応しておりますが、加えて、本町では子ども医療費助成事業により、一部を除き窓口負担なしで受診できるよう対応しております。今後も国民健康保険制度の安定的な運営と被保険者間の負担の公平性を確保するため、引き続き滞納整理に取り組んでまいります。同時に、納付が困難な方に対しましては、その事情を丁寧に聴取し、生活再建に向けた支援につなげるなど、一人一人の状況に寄り添った相談対応を一層充実させていく所存でございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま答弁を受けました。町では、国保税滞納世帯に対し、個別の事情に応じて相談を勧奨し、納付計画の相談を行っている。しかし、特別の事情なく納税相談にも応じない世帯もあると、やむを得ず10割負担となる旨を記載した資格確認書を交付している世帯もある。これらの世帯から医療費の支払いが困難で納税相談があった場合は、生活状況や収入、資産の状況等を聞き取り、医療費の支払いが本当に困難であると判断された場合は、窓口負担が3割となるよう、事情に応じて対応を行っていますということでした。

ちなみに、今年の8月1日付で資格確認書の更新を行い、10割負担とした世帯は26世帯ある。そのうち支払い困難の申出により3割負担に変更した世帯は4世帯であること。10割負担措置の際にも、子育て世帯に配慮し、高校生世代以下の被保険者については、通常どおり2割または3割負担で受診できるよう対応しているが、町では子ども医療費助成事業によって、18歳以下は窓口負担なしで受診できるよう対応している。今後も滞納整理に取り組むと同時に、納税が困難な世帯に対しては徴収するだけでなく、状況に寄り添った相談対応を一層充実させていく、このような答弁であったと受け取りました。

最初の質問の中で、滞納者が多いのは、物価高騰に追い打ちをかけるように全国で自治体の32.2%が今年度、国保税、国保料を値上げしているのも要因と言えるのではないかと思います。国民皆保険の日本は、全員が何らかの保険に加入しています。健全な国保運営のため、収納率の向上と滞納対策は、答弁のとおり、行政の重要な責務であることは認識できます。再三の勧奨にも応じない22世帯の滞納世帯がおられます。10割負担となっていることは残念ですが、誠意を持って粘り強く対応しなければなりません。

全国知事会は、今年の7月24日付で、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料、保険税の軽

減措置対象を18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ることを求めています。さらに全国市長会は、今年の6月4日付で、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については、国において措置すること、このような国保料の負担軽減を求めています。

今回は、滞納による10割窓口負担者に対する厚労省の事務連絡について、自治体の対応の姿勢について求めたものであります。滞納者世帯に対する措置については、町は、一人一人の状況に寄り添った対応を充実させていく、誠意を持って取り組んでいくと答弁をされましたので、私としては理解することができました。これで滞納世帯が少しでも減少するよう、引き続き誠意を持って取り組まれることを求めまして、この質問は終わります。ありがとうございました。

次に、2問目の質問に移りたいと思います。あんま・はり・きゅう・マッサージ等の治療費補助金の増額を求めるについて質問いたします。

昨年9月議会で同じ質問を行いました。補助金の増額が実現しませんでした。昨年以降も補助金の増額を求める声があつて、今回再度取り上げた次第であります。昨年と重複する内容もあります。また、数字を並べる箇所もありますが、ゆっくり質問しますのでよろしくお願いいたします。

あんま・はり・きゅう診療費補助金は、平成元年3月31日規則第7号で実施されています。目的は、益城町民の健康の保持増進を図るため、あんま・はり・きゅう診療に要する経費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとするのとあります。町の補助金の条件を見ますと、町の交付対象者は、町に住所があり年齢40歳以上、加入保険の区別はなし、補助金は1施術で700円券、1人当たり年間の交付枚数は20枚で、年間補助額は1万4,000円となっています。

近隣自治体の補助条件を見ると、年齢については、他の自治体は年齢制限はなし、加入保険は国保・後期医療に加入していること、町税の滞納がないなどの条件はありますが、助成額は、他市町村は1回1,000円となっています。年間の交付枚数は10枚のところもあれば、45枚から60枚のところもあります。年間助成額は世帯と1人当たりで違いますが、1世帯1万円から6万円、1人当たりは5,000円から4,500円と様々となっています。助成額について、条件により違いがありますが、町は700円、他の自治体は1,000円となっています。助成額が他の自治体より少ないと言えます。

では、町のこれら補助金の利用状況を見ますと、一概に他の自治体との比較はできませんが、令和4年度から6年度について予算に対する使用額と使い残しの不用額を見ました。令和4年度から6年度について、年間予算額は50万4,000円と変わりません。利用状況を見ますと、予算額に対する使用額及び不用額は、これから数字が出てきます。令和4年度は使用額37万5,200円、予算額に対する74%、不用額、余ったのは12万8,800円、26%。令和5年度は使用額39万6,900円、79%、不用額は10万7,100円、21%。令和6年度は使用額37万9,400円、75%、不用額は12万4,600円、25%、このようになっています。

予算に対して使用した割合は75%程度、不用割合は25%程度のようにあります。利用枚数については、令和4年は527枚、令和5年は558枚、令和6年は542枚と、ほぼ利用枚数は大きく違っていません。

施術料は原則自由診療でありますから、施術院によって料金が異なってまいります。1回約4,000円程度が相場のように聞いております。

昨年の質問で、町の答弁は、補助の前提条件が他市町村と異なるので、補助金額のみの比較は難しい面もある。一概に比べられないが、今後の物価高騰等による負担の影響、財源等を考慮して他自治体の動向等を踏まえながら検討していくとの答弁でありました。補助額の増額についての検討はどうなったのか伺いたいと思います。私は、補助額を他市町村並みに増額することを求めます。1回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、あんま・はり・きゅうマッサージ等治療費補助金の増額を求めるにつきましてお答えをします。

本補助金制度は、町民の皆様の健康の保持増進を図ることを目的としまして、平成元年から長きにわたり実施している制度です。他自治体におきましても同様の補助制度を実施しておりますが、多くの自治体が対象者を国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者に限定されているのに対し、本町ではその限定は行わず、対象者を40歳以上の町民と広く設定をしております。

その一方で、議員御指摘のとおり、1回当たりの補助額は700円となっております。議員からは、昨年9月の定例会におきまして、益城町以外の全てで1,000円の補助となっているとの御指摘をいただいており、近隣自治体の多くが1,000円の補助額となっていることや、昨今の物価高騰が利用者の方々の負担となっている現状は、町としても把握をしております。

昨年9月の定例会におきまして、他自治体の動向をはじめとして、今後の物価高騰等による負担への影響や財源等を総合的に考慮しながら、適切な補助額について検討していくと答弁申し上げて以降、利用者の経済的負担の軽減とより一層の健康増進に資する方策につきまして検討を重ねてまいりました結果、町民の皆様が安心して施術を受け、健康維持につなげていただくことが肝要であるとの結論に至りました。

具体的には、あんま・はり・きゅうマッサージ等治療費補助金の補助額を現行の700円から1,000円へ増額することとし、来年度からの実施を目指し、今後速やかに関係規則の改正及び予算化の作業に着手をしております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま前向きな答弁をお受けいたしました。町では1回当たりの補助額は700円であるが、他の近隣自治体では1,000円となっている。昨今の物価高騰が利用者の方々の負担となっていることは、町も把握している。さきの議会で、他自治体の動向、物価高騰等による利用者への影響、財源等を総合的に考慮しながら、適切な補助額について検討してまいりますと答弁をしていた。以降、検討を重ねてきた。検討の結果、当該補助金額を1,000円に増額する方向で準備を進めていくとの答弁がありました。前向きに検討いただきありがとうございます。来年度からの実施に向け、ぜひ取り組んでいかれることを求めまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、3問目の質問に移りたいと思います。

質問の内容は、益城町安永の個人宅から国の暫定目標値を超えるPFASが検出されたとの熊日新聞の報道がありました。住民に対して、町は今後どう対処していくのか。

県の発表によると、有機フッ素化合物（PFAS）が安永の個人宅で検出された。PFOSとPFOAが国の暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラムを超える82ナノグラムであった。検出箇所から半径500メートル程度の範囲にある井戸水使用者に対し、飲用を控えるよう周知すると報道された。その後の井戸水の検査、原因究明の調査結果はどうだったのか。

該当地域は、住宅密集地でもあります。井戸水を飲用している住民からの心配の声が上がっています。影響を考えると、住民説明会を開いて町の対応について周知すべきと考える。町の考えはどうか、これについて質問をいたします。

私は今年3月議会で、近隣自治体の宇城市、宇土市で有機フッ素化合物（PFAS）が井戸水から検出されている。益城町においても、昨年8月に東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸水から、有機フッ素化合物の一種でありますPFOS、PFOAが検出されたことに関連して、町の対応について質問を行いました。

今回の質問は、質問要旨にあるように、熊日新聞が「益城町の個人宅井戸PFAS、目標値超過」と11月15日に報道したことに關して行うものであります。記事内容は、「熊本県は14日、益城町安永の個人宅にある飲用の井戸から国の暫定目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）が検出されたと発表した。代表物質のPFOSとPFOAが暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラム（ナノは10億分の1）を超える82ナノグラムだった。個人情報等を理由に、詳細な所在地などは公表していない。県はこの個人宅から半径500メートル程度の範囲にある井戸所有者に飲用を控えるよう周知し、13日から影響を調査している。原因究明の調査も予定している」。

この記事が出てから、私に安永、馬水の住民の方から「うちも井戸水を飲用として使っている。とても心配だ。うちも調査の範囲に入っているのだろうか」、このような相談を受けています。

さらに22日の熊日新聞には、「益城町のPFAS周辺井戸超過なし」という記事が掲載されました。内容は、「21日、半径500メートル程度の範囲内にある22本を調べた。周辺の井戸への追加調査で、PFASの超過はなかったと発表し、いずれも国の暫定目標値である50ナノグラム以下だった。今後、周辺事業所への聞き取りなど、超過原因を調査する」、このような記事が掲載されました。

安永地区は、住宅密集地であります。井戸水を飲用水として使っている家庭も多くあります。住民の皆さんは、日常飲用している水にたとえ目標値以下であっても有機フッ素化合物が含まれていることに、不安な気持ちになることは当然と言えるのではないのでしょうか。

有機フッ素化合物（PFAS）はどういうものか、既に質問で内容は取り上げていますが、改めて説明させていただきます。

人工化学物質群を言います。1万種以上の物質があるとされています。加水分解、光分解などに対して強く耐性がある。熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、繊維、革、紙、プラスチックなどの表面処理剤、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使われています。近年、有害性と生物への蓄積性が大きな問題となっている化学物

質です。

P F A S の一種である化学物質 P F O S や P F O A は、科学的な安定性が高く、半導体製造や金属メッキの薬剤、泡消火薬剤などに幅広く使用され、環境中に残留しやすい性質があり、長距離移動性があります。環境汚染物質として注目され、有害性、生物への蓄積性が問題となっております。人体に悪影響を及ぼす物質と言われています。

県の追加調査では、半径500メートルの井戸水を22本調べ、目標値の50ナノグラムを下回っているとのことですが、井戸の所有者にはそれぞれの P F A S の濃度は伝えていると思いますけれども、飲用を控えるよう周知していると報道もありました。これで近辺の井戸所有者は安心できるのでしょうか。町は今後原因究明に取り組むこと、調査結果の詳細な内容などは、やはり住民説明会を開いて、その後の対応についてしっかり説明すべきと考えます。

以上、1回目の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の三つ目の質問、個人宅から国の暫定目標値を超える P F A S が検出されたことに対する町の今後の対処につきましてお答えをします。

先月14日に県が実施しました飲用井戸等の検査におきまして、益城町安永の個人宅井戸から国の暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムを超える80ナノグラムの P F O S 及び P F O A が検出されたと公表されました。

その後、県は暫定目標値の超過範囲を把握するため、国の対応手引に沿って、今回の井戸から半径500メートルの範囲内で飲用に使用している22井戸の追加調査を行っています。この調査に際しましては、本町の担当課も同行し、調査結果が出るまでは井戸水の飲用は控えていただいた旨のお願いを行いますとともに、井戸水のみを飲用されているお宅には、本町から飲料水の提供を行ったところです。

調査の結果、追加調査を行った全ての井戸におきまして目標値を超過していないとの速報値が県から町に連絡がありましたので、調査に御協力いただいた全ての方々にその旨をお伝えいたしましたところです。

また、県からは、今後、周辺の事業所に対して聞き取りを行うなど、原因の究明に向けて取り組んでいくと伺っており、調査結果が確定しましたら改めて井戸所有者に調査結果を通知されることと伺っておりますので、現時点では町が住民説明会を開催することは考えておりません。

地下水を守ることは、本町だけの問題ではなく、熊本都市圏における重要かつ喫緊の課題だと認識しております。今後も県や周辺自治体と連携して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 2回目の質問に移ります。ただいま答弁がありました。安永の個人井戸から、県の調査で P F O S 及び P F O A が国の定める暫定目標値を超える82ナノグラムが検出された。個人井戸から半径500メートル範囲の井戸22本を追加調査したが、目標値を下回った。この結果は、住民の方に調査の速報値を伝える。今後、県は周辺の事業者に対して聞き取りなどで、

超過原因の究明に取り組む。調査結果が出たら井戸所有者に対し結果は通知され、町から改めて住民説明会の開催は考えていない。このような答弁でありました。

それでは、質問に移ります。

井戸から検出されたPFASは、人の健康に影響を及ぼすと指摘されており、国内での使用や製造が禁止されていますが、過去には使用していた事業所もあると言われております。今回、町の安永地域の地下水から国の暫定目標値の50ナノグラムを超える82ナノグラムが検出されたことについて、思い起こしたことがあります。それは、昨年の8月に東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸水からPFASが、安永で検出されたのと同じ濃度の82ナノグラムが検出されていたことでもあります。

県は半径500メートル範囲の22本の井戸を調査した。目標値超過はなかったとの報告だったが、検査は長距離移動性や町の井戸水の水脈などを調査した上での結果であるものなのか、どういった見識で行われたものか疑問が残ってまいります。

町は、今後の県の追跡調査や超過原因の究明に向けて取り組んだ結果を単に待つのか、町独自で該当地域の住民を含め、さらに広範囲に検査を行い、安全を確認するなど、住民が安心して生活できるように取り組むべきだと考えています。

井戸水を利用されている家庭が安心安全を担保するため、独自に水質検査を希望する場合は、検査費用への助成金の交付も求めたいと考えています。

以上から、安永地域の井戸の地下水の水脈の調査は行われているのか。町は独自に広範囲の検査に取り組み、原因の究明に取り組むこと。個人の検査費用の助成金の交付について、町の見解を伺いたいと思います。2回目の質問です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の2回目の御質問の1点目、地下水の水脈の調査及び町独自の広範囲の検査による原因の究明につきまして、お答えをします。

熊本県による安永地区の井戸の地下水の調査は、半径500メートル範囲に該当する飲用井戸について行われており、現在のところ、水脈の調査は実施しておりません。原因究明等は、現在、県で行われておりますが、情報は随時共有しているなど、町と県との緊密な連携、協力体制を整えておりますので、現時点で町独自で調査を実施することは考えておりません。

次に、2回目の御質問の2点目、個人の検査費用への助成金交付についてお答えをします。

令和7年第1回定例会でも答弁いたしました。本町においては、毎年度水質検査をクリアした上水道が普及しており、安心安全な水を町民の方々にお届けしております。飲料用の個人井戸に対する検査費の補助につきましては現時点では考えておりませんが、引き続き国や県等と連携するとともに、他自治体の動向などを注視しながら対応してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま2回目の答弁をいただきました。上水道はきちんと検査をして安全な飲料水だということを言われました。しかし、井戸水を取水している地下水の水脈調査が行われているかについては、水脈調査はしていない。町独自において広範囲に検査をすべきでは

ないかについては、原因究明は県で行っている。情報は共有していることから、町独自で検査することは考えていない。

自分の井戸が安心できるものか調べたい人はいると思います。検査費用は、調べによると1か所で大体4万円前後と聞いています。検査費用の補助を求めましたが、補助は考えていない。国や県などと連携し、他の自治体等の動向を注視しながら対処していく。残念ながら、ないないづくしの後ろ向きな答弁であると受け取りました。

益城町民は、上水道を含め、飲用水は地下水に依存しています。地下水を使用し、たくさんの農産物も生産しています。益城住民の皆さんは、安心して水を飲みたい。今飲んでいる水がよく分からなくては怖い。国が定める目標値を下回っていたらよいのかなど、地下水について、このような思いを持っているのではないのでしょうか。

P F A S はもともと自然界に存在しているものではなく、人工的につくられた化学物質であると認識をしています。長距離移動性が認められ、人体に悪影響を及ぼす有害性と生物への蓄積性が問題となっております。環境汚染物質として注目を集めています。熊本県は、環境汚染を引き起こした水俣病に対する対応を経験しており、人一倍敏感になってほしいものであります。

T S M C の工場稼働に合わせて県が実施する独自の水質調査に関し、私たち共産党が P F A S の種類を開示するよう県に求めたのに対して、コメントを差し控えると回答しています。県民の側に立って情報を知らせるべきなのに、調査結果の数値を公表するかどうかについても曖昧な態度を取っています。自治体は地域住民の福祉の向上、医療、環境保護などに責任を持つのが責務であると認識しています。

町は、化学物質などの新技術が環境や人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、科学的な因果関係が十分に証明されていなくても、環境悪化を未然に防ぐためにもっと予防原則の立場に立って行政運営に取り組むべきであると考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（榮 正敏君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時30分から再開します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） こんにちは、議員番号1番坂井でございます。私、今日は四つの質問をいたします。一つ目が放課後の校庭について、二つ目が自治会での初期消火について、三つ目が町有地について、四つ目が市街地の樹木についてでございます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速ですが一つ目の質問です。前回の議会一般質問で、放課後児童クラブに関係なく、子ども同士で遊ぶ場所、放課後、安心して過ごす場所として学校は考えられないかと質問し、学校を遊び場として開放するには、学校の職員では労力的に無理があり、安全、安心できるシステムを考えていく必要があるとのことでした。

その後、インターネットで少し掘り下げてみましたが、豊中市の放課後等の児童の居場所づくり事業、校庭で遊ぼう、この事業の注意書きを読むと、一旦帰宅する必要があるようです。同様の事業が幾つもの市で行われているようであります。

福岡市の放課後等の遊び場づくり事業、わいわい広場、この事業のハンドブックには、放課後にランドセルを置いたまま校庭等で自分のペースで遊び、過ごすことを大切にしていますと書かれています。児童の遊び場として校庭を開放している市が思った以上にあるようです。町については、ウェブ上で見つけたのは愛知県の豊山町だけでした。

質問は、益城町でも教職員の負担を増やさない形で、これは大事でございますので、教職員の負担を増やさない形で遊び場として校庭を開放する事業を行いませんかです。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番坂井議員の一つ目の御質問、放課後等に遊び場として校庭を開放する事業を行えないかについてお答えします。

議員御指摘の放課後の子どもの居場所づくりや遊び場の提供は、教育委員会といたしましても、子どもの健やかな成長にとって大変重要であると認識しております。議員御提案の学校施設の開放につきましては、現在、学校の授業や行事等に支障がない場合にのみ、平日の放課後や週休日において、一般への貸出しを行っているところです。

放課後児童に遊び場としましても校庭を開放いたしておりますが、その際は一旦帰宅し、その後、保護者責任の下、使用していただくことを原則としております。

議員から御紹介のありました事例は、放課後の子どもの居場所づくりの先進的な取組であり、非常に参考になるものと認識しております。このような取組を検討するに当たりましては、まず保護者の皆様や子どもたちが具体的にどのような放課後の居場所や遊び場を求めているのか、そのニーズを把握することが重要であると考えております。その結果を基に、議員から御提案のあった放課後の子どもの居場所づくりにつきまして、本町ではどのような形で取り組むことが望ましいかについての調査研究が必要であると考えます。

また、子どもの居場所づくり、放課後の子どもの居場所づくりにつきましては、夏休みなどの長期休み期間におきましても、学校の校庭等の開放だけでなく、地域の公民館などの公共施設や地域の公園などの活用も含め、多角的に研究していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。小さな町だからといって、子どもさんには関係がございません。大きな市に負けないような施策をお願いしたいと思います。ぜひとも前向き

な調査研究をお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移ります。私の属する自治会で消防団員が少ない。特に昼間は働きに行っておらん。村の役員全員が消防団のOBです。村の役員で消防ポンプを動かそうとの話が出ました。私がそれを町に聞いてみると言ってしまいましたので、聞かせていただきます。

1点目は、初期消火のため、消火ポンプを村役員のみで使用できるようにできませんか。無理な場合、1人でも消防団員がいれば、その消火に協力する目的として使用できますかです。ウェブ上で調べますと、自主防災組織へ可搬型消火ポンプを貸与している自治体があります。

2点目は、自治会への可搬型消火ポンプ貸与はできませんかです。

次に、公共の消火栓の使用についてです。これもウェブ上で調べますと、自主防災組織で訓練後であれば使用できるとしている自治体が複数見つかりました。

3点目の質問は、住民は初期消火のため、自由に公共消火栓とボックス内のホースを使用できますかです。

4点目は、これが自治会の役員の集まりで一番問題になったんですけれども、消防署員や消防団員が不在での初期消火活動は、消防業務協力者として消防法第36条の3第1項の損害補償の対象になりますかです。よろしくをお願いします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、消火ポンプを村役員のみで使用できないか、1人でも消防団員がいれば使用できるかにつきまして、お答えをします。

議員御指摘のとおり、本町でも消防団員の減少が課題となっており、昼間は仕事などでほとんどの団員が地元にはいない地区もございます。消防団員は火災現場での消火活動に備え、小型動力ポンプ操作訓練や水出し訓練などを定期的に行い、有事に備えております。

しかし、火災発生時に付近に活動できる団員がいなくても想定されますので、そのような状況下において、火災現場付近におられる方が応急消火に協力するために必要となる小型動力ポンプなど、消防団が管理する資機材を使用することについては、管理面や安全面を十分に考慮し、消防団の意見を伺いながら検討してまいります。

次に、御質問の2点目、自治会へ可搬型消火ポンプ対応できないかにつきまして、お答えをします。

自治会への可搬型消火ポンプ対応につきましては、費用面や管理面から現在のところは考えておりません。しかし、1点目で答弁いたしましたとおり、消防団各班に配備しております小型動力ポンプを緊急時に使用することにつきましては、引き続き検討を進めてまいります。

次に、御質問の3点目、住民は公共消火栓とボックス内のホースを使用できるかにつきまして、お答えをします。

本町には立上げ式消火栓と地下式消火栓を設置しております。これらを消火活動のために使用することは問題ございません。また、消火栓付近に設置してある消火栓ボックス内のホースや資機材につきましても同様に使用可能でございます。

次に、御質問の4点目、消防署員や消防団員が不在での初期消火活動は消防業務協力者として

損害補償の対象になるかにつきまして、お答えをします。

消防法第36条の3第1項では、消防活動に協力した民間人に対し、国や地方公共団体が損害を補償する責任があることを定めております。本町における消防業務協力者の損害補償につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理事務である消防団員等公務災害補償等共済基金により補償対象が定められております。

具体的には、民間協力者が火災現場付近で消防隊到着前に消火もしくは延焼防止、人命救助などの応急消火に協力した場合や、集合住宅におきまして専有部分以外で応急消火を行った場合、または消防署員、消防団員、職員等からの要請を受けて活動に従事した場合の負傷による治療費や休業補償が支給されます。

ただし、障がいや死亡に対する福祉的な補償は対象外となっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。同じ悩みを持つ自治会はほかにもあると思います。御検討のほどよろしく願いいたします。

では、早うございますが三つ目の質問に移らせていただきます。

三つ目は町有地について質問します。令和6年度一般会計予算書の108ページには、土地及び建物の内容ですかね、令和7年末現在の内容が書かれております。この令和7年末現在の内容に普通財産の土地面積は269万5,683平米、269.5ヘクタール程度かと思いますが、あるということです。

1点目は、普通財産の土地で、火葬場そばにある仮置場、畜産団地跡のような場所も含めませんが、明確な用途の決まっていない面積はどのくらいあるかです。

2点目は、1点目の質問への回答の土地面積の中で、建物を建てるための敷地面積の最低限度を定めた最低敷地面積の上限200平米以上の土地の場所数、筆数でも結構ですが、多分何筆かで1場所となっておりますので、その場所数でも結構です。最長の未使用期間とその土地の面積、200平米未満の場所数または筆数と最長の未使用期間について教えてください。

3点目が、これらの明確な用途の決まっていない土地の利活用、当然処分も含みます。土地の利活用を探るための方策はどのようにされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、普通財産の土地で明確な用途の決まっていない面積についてお答えをします。

明確な用途の決まっていない普通財産の土地総面積は約238ヘクタール、261筆で、そのうち98%、約234ヘクタールは山林が占めております。

次に、御質問の2点目、200平米以上の土地の場所数、最長の未使用期間とその土地の面積200平米未満の場所数または筆数と最長の未使用期間につきまして、お答えをします。

まず、1筆当たり200平米以上の土地は約237ヘクタール、183筆です。1筆当たり200平米未満の土地は約0.6ヘクタール、78筆です。

なお、土地の最長の未使用期間につきましては、正確な算定が困難であるという現状がござい

ます。

その理由としましては、普通財産の土地には広大な山林や原野が多く含まれており、過去の土地台帳や登記簿上の記載のみでは実際の利用状況を特定しにくいことが挙げられます。

例えば、山林や原野は過去から現在まで実質的に未利用の状態が続いていることが多く、利用開始日や停止日を特定することが困難であるためです。

次に、御質問の3点目、明確な用途の決まっていない土地の処分も含む利活用の方策につきまして、お答えをします。

現在、町内では、土地区画整理事業、都市計画道路事業、産業団地整備といった大型事業が活発に進められており、それに伴い、土地の動きも激しい状況にあります。町有地の利活用はこれらの大型事業との連携も視野に入れ、町全体の都市計画や将来像の中でそれぞれの土地が最も効果的に機能するよう、総合的な視点を持って検討を進める必要があると考えております。単なる処分にとどまらず、長期的な視点での維持管理計画も含め、持続可能なまちづくりに貢献できるよう慎重な検討が必要です。

そのため、町有地の管理体制強化と利活用の検討を目的に、町が所有します行政財産及び普通財産の土地につきましては、個々の土地につきまして、その現状、法的規制、周辺環境などを詳細に把握するための情報整理を行っております。この情報整理を通じて未利用地の洗い出しと、それぞれの土地における利活用の可能性について庁内での検討を進めているところです。

その検討結果を基に、第5次益城町行政改革大綱に掲げている未利用町有財産の売渡し、貸付けの促進の具体策である普通財産の公売による財政負担軽減と有効活用を目的として、本年度、市街化区域内において、200平米以上の比較的利活用しやすい普通財産を複数選定し、公売に向けた準備を進めております。

公売候補地は、主に市街化区域内の住宅地域に位置し、住居としての利用が想定される土地です。公売決定に当たりましては、行政財産としての新たな利用可能性がないか、庁内で改めて情報共有を図り、行政利用がないことを最終確認した上で、普通財産として公売を実施する方針です。

一方、町有財産の処分に当たりましては、町民への説明が必要であることは言うまでもありません。行政財産を機能廃止する際には、設置条例を廃止する手続の中で議会の承認をいただいております。その情報は公開されております。

また、機能廃止後、普通財産として利活用を検討している土地につきましても、庁内での検討の進捗と併せまして町民の皆様への情報周知の機会を設けてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました公売を予定している土地につきましては、具体的な内容が固まり次第、町ホームページ等を通じて情報提供を行い、町民の皆様の御理解と御協力をお願いしてまいります。

本町といたしましては、町有財産の有効活用を通じて町の財政基盤を強化し、住民サービスの向上と魅力あるまちづくりにつなげていく所存です。引き続き町有地の利活用につきましては、積極的かつ透明性高く取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。市街地の土地は、町長が御答弁いただいたように利用法もありますし、競売にかけられることもできるかと思えます。問題は、明確な利用法の立たない、大部分が山林の土地、この利用法をやはり探る必要もあるのではないかと思います。ただ今まで処分法が分からなかったのも、町の中で考えてもなかなか分かりにくいのではなかろうかと考えております。

そこで、この利用法を探るためには、これを分かりやすく公開し、町民、その他の方々の知恵を借りる必要があるのではないかと考えます。

2回目の質問は、明確な利用法がなく、将来の使用可能性もなく、売れそうもない土地について、地図上などで分かりやすく公開し、町民その他の方々の意見や知恵を借りる施策を取れないでしょうか。よい意見が得られるかもしれませんが、負債かもしれない情報の開示であっても、町民の知る権利から見れば重要なことではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の2回目、土地について、地図上などで分かりやすく公開し、町民やその他の多様な方々の意見や知恵を借りてはどうかにつきまして、お答えをします。

御提案いただいた町有地の情報公開と町民の皆様からの知恵をお借りする取組につきましては、町有財産の有効活用を推進する上で重要な視点であり、貴重な御意見と受け止めております。

しかしながら、現時点におきましてはその実現に向けて幾つかの課題があります。まず、土地情報の分かりやすい公開につきましては、現在、町が保有する字図や地番対応図は、航空写真などとの整合性を取って精査しているものではなく、土地と土地の位置関係を示した資料として作成されたものです。

このため、現在庁内で利用しているGISシステムでさえも、実際の航空写真と重ね合わせた際に土地の境界など、その正確性に課題があるのが現状です。

また、現在、町内では土地区画整理事業や都市計画道路整備事業が活発に進められており、それに伴い、土地の移動も激しい状況にあります。特に土地区画整理事業におきましては、最終的な換地処分が完了しておらず、登記簿上の表記と実際の土地の状況が異なるケースも散見されます。

正確性に乏しい地図情報を公開することは、町民の皆様への期待に応えられないだけでなく、土地の境界に関する新たな問題を引き起こす懸念もありますことから、現時点では正確な地図上での情報公開は困難であると考えております。

次に、町民の皆様からの知恵をお借りする施策については、御指摘のとおり、利用用途が明確でない山林などの町有地は、その立地条件や法的規制、インフラ整備状況などにより利活用が極めて困難なものも多く含まれております。このような土地の利活用方策を探る上で、町民の皆様のご多様な視点やアイデアは大変貴重であり、町といたしましてもその可能性については常に模索してまいりたいと考えております。

そのためには、その前提として正確な情報の提供が不可欠であります。現段階では先ほど申し上げましたとおり、公開できる情報そのものの精度に課題があるのが実情です。このため、町としては引き続き普通財産の公売を目指した準備や土地情報の詳細な把握、情報整理を進め、庁内での利活用検討を進めてまいります。

これらの情報整理を進める中で、地図精度の向上を図り、公開可能な情報の内容や公開方法につきましても慎重に検討してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。つまるところ、不正確な地図であり、公開は難しいから、正確な地図ができるまではできませんということだと思んですが、今まで何十年も、最長の土地がどのくらいか分からないと、何十年も置きっ放しだったわけですよ。これを正確な地図をもってやるという話になったら、今おっしゃったように土地の動きも物すごく激しいわけですよ。ですから、待ってやっても、結局のところ、また不正確、不正確でいつまでもできない可能性があるんじゃないかと私はちょっと心配しております。

今、町長がおっしゃいましたのは、土地の動きの激しい土地区画整理、町なかの土地のことでございます。途中申しましたけれども、町なかの土地であれば、恐らく庁内の検討によって処分法は見つかると思うんですよ。ただ山林が一番多いとおっしゃいましたので、山林は土地の動きが激しいわけでもありませんし、区画の境界自体がもともとはっきりしないものが多いです。その場だけについてでも利用規則とか注意書きをした上で、ずっと塩漬けになっております山林部を公開して、そのことについてだけでも町民の皆様の知恵を借りる施策を取ればいいんじゃないかと思っておりますが、これは検討ということで終わります。これで三つ目の質問を終わります。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。

四つ目の質問ですが、四つ目の質問は、町市街地、学校、道路、公園、駐車場などの公共施設で人の近づける樹木が必要だと主張するものです。個人の考え方、感じ方を基礎としていますので、質問内容が若干漠然としますのは、お許しいただきますようお願いいたします。

町の議員になった後、広報研修で2回東京都心部へ行きました。私用で東京に行ったときも感じていたのですが、街路樹やポケットパークのような場所での樹木の配置、樹木下のベンチなどに都市空間での樹木の持つ潤いの関心の高さが感じられました。

益城町は熊本市街地の拡大として人口が増えてきました。市街地の外が田園や山々の樹木に囲まれているためか、公共の場や学校での樹木への関心が薄い気がします。公共施設整備や町道、県道の整備は進み、ここが大事なんですけれども、舗装面積が増えてきれいな町並みとはなりましたが、強い日差しの中でそぞろ歩きをするには潤いと木陰が足りないと感じます。

町長が同僚議員の質問の回答の中ですかね、ウォーカブルな町というのは歩きたくなる町とかおっしゃっていたと思うんですけれども、私もウォーカブルな町並みや効率的に歩くこと、もちろん安全性は必要ですが、効率的に歩くことではなく、時間をかけて歩くことが楽しめるまち並みであり、舗装ばかりの道を特に夏の日差しの中、誰が歩きたがるのでしょうか。駐車場は必要で

す。今も駐車場が便利ということでいっぱい造られています。ただ広々と広がる舗装は、そのままでは砂漠と同じように見えるのは私だけでしょうか。クーリングシェルターは大事なことです。しかし、日差しを避け、休息できる樹木も同様に大事であると考えています。

町長も公園の中で子どもが遊ぶといろいろおっしゃいますけれども、木々の間で子どもが遊び、少しだけ自然を感じ、高齢者が語らう公園、昔の庭園に近いものかもしれませんが、これも必要ではないかと思えます。

学校の校庭、古くて申し訳ございませんが、舟木一夫さんのヒット曲、高校三年生に「ニレの木陰に弾む声」とあります。学校の校庭はグラウンドでスポーツをするだけのものではなく、休息し、様々なことを語り合う場でもあります。

質問は、市街地の潤いや熱中症、質問要旨には日射病と書きましたが、熱中症のことで、日差し対策のことで、熱中症、舗装による気温上昇、樹木は最高気温を下げます。舗装による気温上昇対策として、木陰で休息できるような樹木の公共施設への導入をより進めてはどうでしょうかです。市街地の公共施設にもっと木を植えたらいかがでしょうかということです。よろしくお願いたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問、木陰で休息できる樹木の公共施設への導入についてお答えをします。

近年、夏の猛暑が厳しさを増す中、熱中症対策は町民の皆様の健康と安全を守る上で喫緊の課題であり、議員の木陰の提供が休息場所や視覚的安らぎにつながるという御意見は、住民ニーズを的確に捉えた重要な御提言であると認識しております。

本町としましても、熱中症対策及び快適な歩行空間の提供につきましては、かねてより重点的に取り組んでいるところであり、様々な対策を講じております。

具体的には、既存インフラを活用しました休憩、避暑環境の整備を進めております。熊本地震後に整備した避難広場には、防災東屋や植栽を行い、惣領地区公園にも良好な憩いの場となるよう、東屋の設置や樹木の植栽を行い、休息の場を整備しております。

また、現在、県道熊本高森線の拡幅や街路の整備を積極的に進めている中で、歩行者に優しい幅の広い歩道等の整備も進めております。これらの歩道はベビーカー利用者や高齢者の方々にも安全、安心に通行いただけるよう配慮しております。

さらに、県道熊本高森線の歩車道の複数か所にはポケットパークを整備し、ベンチの設置及び樹木を植栽しており、地域住民の皆様が日中の移動中に一時的に休憩できる場所を確保しております。

そのほかにも役場庁舎へ公共交通機関を利用して来庁される方のために、木山交通広場には樹木の植栽及びシェルターを設置しており、日差しや雨を避けながら庁舎近くまで移動できるよう配慮するなど、公共施設においては樹木を適切に配置し、潤いのある空間づくりを心がけております。

一方で、樹木の新規導入や増加につきましては、剪定、清掃等の維持管理費用が新たな財政負

担となることが課題としてございます。限られた予算の中で住民サービスの安定的な提供や既存施設の維持管理を優先せざるを得ない現状を御理解いただきたいと思っております。

町民の心の潤いや癒やし、熱中症対策という観点から、木陰提供の有効性は認識しておりますが、あわせて維持管理コストまで考慮した費用対効果につきましても慎重な検討が必要であると考えております。

これらの状況を踏まえ、現状では庁舎等におきまして大規模な樹木の増加計画はございませんが、引き続き住民の皆様が安全、安心に暮らせる環境づくりに向けて、効果の検証や住民参加による維持管理方法の導入など、多角的な視点から検討を進め、よりよいまちづくりに生かしてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御回答ありがとうございます。つくづく思っていることを伝えるのが難しいことだなあと考えております。ぶらつくことが好きなためか、バイク、自転車等で町内市街地をよく回りますが、この場所を歩こうとを感じる人がどのくらいいるだろう、暑い、日陰が欲しいと感じる人がどのくらいいるだろうと考えての質問です。

世間の人といっても、インターネット上で意見を発信している方ですが、この方はどう考えているのかと検索してみますと、樹冠被覆率は、上から樹冠を地面に向かって水平に投影したときにできる陰影の面積が（全体）敷地に占める面積の割合。一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページにございます。

樹冠被覆率、簡単に言えば、上から見た樹木の広がりのことだと思います。樹冠被覆率であります。この言葉を基にしてインターネット上で検索しますと、横浜市議員藤崎浩太郎さんの横浜市議会令和5年度決算第1特別委員会の道路局の審査の中での発言の中で、街路樹に関する指標として取り上げられています。

また、令和5年11月7日の東京都でしょうか、知事と区市町村長との意見交換会での杉並区長の発言の中で、気候変動への対策の指標の一つとして、樹冠について導入検討として述べられています。

英語のcanopy coverage rateで検索しますと、英語を使う国々のことではありますが、多くの関連情報が出てきます。関連情報を見ますと、樹冠率導入というのは検討段階から実施段階に入っており、各企業の方々のセールスといたしますか、コマーシャルが多く見られるような状態でした。

1回目の御回答といたしますのは、つまるところ、現状で十分と考えるとのことかと思っております。2回目の質問は、私たちの感じ方の問題ですので、何らかの指標を皆さんで共有してつくっていく必要があるのではないかと考えております。2回目の質問は、町なかでの暑さ対策の指標として、市街地での樹冠被覆率を検討されたことはありますかです。よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問の2回目、市街地での樹冠被覆率の検討につきまして、お答えをします。

現在、本町では、熊本地震の教訓を生かしまして、歩道を備えた安全性の高い災害時にも機能

を發揮する幹線道路ネットワークを形成する都市計画道路の整備を行っております。

この都市計画道路は、設計基準交通量により道路区分が第4種第3級に該当します。そのため、道路構造令に基づき、原則として植樹帯は設けないものと定められております。

しかしながら、近年深刻化する猛暑を受け、熱中症対策は住民の皆様健康と安全を守る上で喫緊の課題です。樹木は強い日差しを遮ることで熱中症の予防やヒートアイランド現象の緩和につながるため、樹冠被覆率の向上は暑さ対策として有効であると認識をしております。

そうした熱中症対策としての木陰の有効性は認めつつも、植栽の実施に当たっては、落ち葉や害虫といった周辺的生活環境への影響及び長期的な維持管理コストまで考慮し、費用対効果を慎重に検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。よく分かるんですよ。落ち葉、イチョウってつまりやすいし、腐らないし、いろんなことは分かっておりますが、町長の回答の中にもありましたように必要なものは必要です。それを実現していくためにその費用対効果、優先度を決めなければなりません。その指標として樹冠被覆率の検討をお願いした次第でございます。質問はこれで終わりますが、何とぞ御検討よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。3時20分から再開します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。昨日より続く一般質問も私が最後になります。どうか最後までよろしく願いいたします。また、常日頃より議会に関心を持っていただき、御協力いただいている町民の皆様方、感謝を申し上げます。

それでは、質問事項を申し述べます。

益城町における都市計画区域とその他の区域の今後のあり方について、2点目が町の将来像について、3点目が子どもの権利とDV等支援措置及び虐待等についてです。

それでは、質問席に向かいます。

すいません、まず今回の一般質問におきまして、限られた時間の中で効率的に質問を進めるために、議長に申し出ましてお許しをいただき、議長から執行部に確認をいただいた上で、質問項目の順番を変更して質問をさせていただきますことをお許しください。

それではまず、三つ目に述べました子どもの権利とDV等支援措置及び虐待についてから質問

を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

子どもの人権と権利擁護、子の健全な成長、安心安全な暮らし等は、全ての子どもたちに与えられた当然の権利であります。そんな中、法律として定義されていないDV等支援措置により被害を受けている御家族や子どもが多数存在していることもまた事実であります。

これまでに、令和6年6月議会において、共同親権の民法改正における町の役割と考え方、令和5年12月議会では、子どもの権利に伴う益城町と考え方について、一般質問を通して、考え方、捉え方について確認をいたしました。今回は、これまでの経緯を踏まえた上で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず本来、DV等支援措置は、DVや虐待、ストーカー被害などを受けている方を守り、支援する制度でございます。私もこれを健全な形で利用することには賛成でありますし、当然のことだと思っております。そして必要な仕組みだとも考えております。しかし、中にはこの制度を悪用し、懲罰等がないことをよいことに、支援措置の申出者としての条件外、対象外の方が申請をする事例が多数起きていると聞いております。いわゆるDV等支援措置の不正利用ということになります。

また最近では、メディア、雑誌等で全国各地における制度の悪用や虚偽DVなども取り上げられるようになりました。被害者を生む制度悪用を放置するわけにはいかないと強く感じております。

そこで今回、益城町がDV等支援措置に関してどのように考え、どのように運用されているかについてお尋ねをいたします。

まず質問の一つ目といたしまして、DV等支援措置及び虐待について、審査請求により、構成要件を満たしていないなどの理由の措置解除に至ったケースはありますか。また、今後DV等支援措置の手続がなされて、その後に構成要件を満たしていないなどが判明した場合はどうするか。措置を解除しますか。お尋ねします。

2点目、総務省によると、DV等支援措置については、申請を受け付けた市町村は、支援の必要性について相談機関の意見を聞き、または裁判所の発行する保護命令決定書もしくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面の提出を求め、確認するとなっております。

益城町においては、どこの意見を聞いて、どこが確認し、どのような事実精査を行っていますか。もし内容にそごが判明した場合の対応についてはどうか、また交付、不交付の判断通知は出しているかについて1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（**榮 正敏君**） 西村町長。

○町長（**西村博則君**） 10番、野田議員の一つ目の御質問の1点目、審査請求により構成要件を満たさないなどの理由で措置解除に至ったケース及びDV等支援措置の手続がなされた後に構成要件を満たしていないなどが判明した場合の対応につきまして、お答えをします。

本町では、議員お尋ねのケースは現在のところ発生しておりません。事実確認をした上で、支援措置が不要であると判断されれば、措置を解除する場合がございます。

次に、御質問の2点目、DV等支援措置の申請を受け付けた場合の意見聴取や事実精査の方法

及び内容にそごが判明した場合の対応と交付、不交付の判断通知につきましてお答えをします。

本町では、DV等支援措置の申請を受け付けた場合には、住民課において警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等に対し、支援の必要性について意見聴取し、当該機関からの確認書または裁判所の発行する保護命令決定書の写し、もしくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより、事実精査を行っております。そごが判明した場合は、再度、申出者へ聴取を行い、同様の手順を踏んだ上で措置の妥当性を再検討し、支援決定通知書、また非支援通知書を発出しております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。今の御回答をお伺いするに、現状、構成要件を満たしていない事例等は発生していないと、手続が適切に機能しているというふうに考えております。

また、警察や相談支援センター、児童相談所との連携を通じた事実精査、書類確認により支援の適正性を確保しているという点は、私も一定の評価をさせていただきます。その上で、課題点といたしまして支援措置の申請や判断が複雑という点、また申出者にとって、手続上の負担が発生する可能性があるという点を挙げさせていただきます。

また、内容にそごがあった場合の対応については定められてはいますが、迅速かつ丁寧な確認、再聴取の体制をさらに強化する余地は残っていると考えます。また、住民や関係機関への周知をより徹底し、支援制度の透明性、理解度を高めることも重要であると考えております。

ここで今まで数度となく質問をしまいましたが、一つの御提言といたしまして、DVや虐待の被害者が安心して申請できる環境づくり、相談しやすい窓口の整備を益城町としても進めたいと考えております。また、支援措置の決定、解除の基準や手続について住民向けに分かりやすく公表し、誤解や混乱を防ぐように周知を再度徹底していただきたいと考えております。

また、三つ目といたしまして、定期的に対策の実施状況や効果を検証していただきたい。そして必要に応じて改善策を講じる等を行うことで、支援の信頼性が高まっていくというふうに考えますが、町として以上の3点についてどのようなお考えかを併せてお伺いをいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番、野田議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、DVや虐待の被害者が安心して申請できる環境づくり、そして相談しやすい窓口の整備につきまして、お答えをします。

相談、申請に当たりましては、御本人の状況に応じ、支援者同伴でも受け付けております。その際はプライバシー保護のため個別の相談室を確保し、安心して手続を進められる環境を整えております。また、相談しやすい体制を整えるため、担当職員の知識や対応能力の向上を徹底してまいります。

次に、御質問の2点目、支援措置の決定、解除の基準や手続についての公表についてお答えをします。

支援措置は、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為など、生命や身体の安全に危険が及ぶ可能性がある方を保護するための重要な制度です。しかし、その決定や解除の基準が不明確だと、対象となる住民は本当に自分は保護されるのか、一度保護されたら解除されることはあるのかといった不安を抱きやすくなります。制度に対する正確な情報提供は住民の方が安心して制度を利用するための第一歩となりますので、相談時に分かりやすい説明を徹底しているところですが、チラシやホームページなどでの周知につきましても検討してまいります。

次に、御質問の3点目、定期的に施策の実施状況や効果を検証し、支援の信頼性を高めることにつきまして、お答えをします。

これは全ての業務においてPDCAサイクルを回すことは重要であると考えております。必要に応じて改善をしてまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。町のほうでもいろいろと施策についてやっていただいているという評価をさせていただきます。ただ、被害者が加害者となる実際のケースも出ております。より慎重な制度運用を求められておりますので、今後とも制度運用については慎重に執り行っていただきたい。また、支援措置の持つ本来の目的である被害者救済を徹底し、なお一層、執行部の御尽力をお願いいたしたいと思っております。

まず1点目については、これで終わります。

それでは、2点目について質問をさせていただきます。

町の将来像についてであります。将来像のキーフレーズとして、第3期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略があります。将来の人口展望を示した人口ビジョンを踏まえ、持続可能な地域社会を実現するための戦略であることから、中身について質問を行うものです。

まず1点目、人口構成についてです。現在の益城町の年代別人口構成はどうなっておりますでしょうか。また、将来的にどうあるべきとお考えになりますか、その理由についても御教授ください。

2点目、子ども子育て施策についてであります。益城町子ども計画等において、子育て環境の充実を掲げ、様々な取組を推進しておられます。現時点の検証、乳幼児、小中学生、その他について教えていただきたいと思っております。また、それを踏まえ新たな取組を行っている、また新たな計画があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

3点目、若い世代の移住・定住についてであります。他市町村もそれぞれが自身の魅力を発信し、積極的に推進、取り組んでいる施策があります。益城町が考える具体的かつ有効な仕組み、方策は何であるか、またその取組についての成果はいかがかについて教えてください。

4点目、多世代に安定した雇用の創出についてであります。企業誘致は、熊本県のバックアップ、協力を得ながら、またTSMC等の進出の影響を得ながら進んでおります。町のポテンシャルを考慮すればまだまだまだ、まだでございます。不十分と言わざるを得ません。他町と比較すれば、今までと同じ考え方では厳しい状況と考えております。この観点から、今後さらなる大きな展望のために町の施策について何が必要であるとお考えになるか、御教授ください。以上です。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番、野田議員の二つ目の御質問の1点目、町の年代別人口構成と将来のあるべき姿についてお答えします。たくさん項目があり、長いですので、少し長くなりますがよろしくをお願いします。

本町の本年10月末現在時点の住民基本台帳の総人口は3万4,376人で、年齢3区分別人口及び人口割合は15歳未満の年少人口が5,333人、人口割合は15.5%、15歳以上64歳未満の生産年齢人口が1万8,841人、人口割合は54.8%、65歳以上の老年人口が1万202人、人口割合は29.7%となっております。

本町におきましては、平成28年熊本地震の影響により、1,500人を超える、1,556人の住民の方が町外への転出を余儀なくされましたが、その後の復旧復興が順調に進んだことにより、現在では熊本地震前とほぼ同じ人口まで回復をしているところです。

また、全国的には少子高齢化により人口減少が進んでいる中、本町におきましては町外からの転入が続いており、特に直近5年間は0歳から4歳までと20歳代から30歳代までの転入者が多く、これは子育て世代の方々が入転されていることを示しております。

このような中、昨年4月に民間の有識者グループから成る人口戦略会議が令和6年地方自治体持続可能性分析レポートを発表しました。このレポートによりますと、全国1,729自治体のうち、今後も持続可能性が高いと考えられる自治体、いわゆる自立持続可能性自治体は65あり、本町もその中の一つとされているところです。

本町におきましては、現在、益城台地土地区画整理事業や木山地区の復興土地区画整理事業が進んでおり、また将来的な復興推進エリアの市街化区域編入を目指していることや、木山仮設団地跡地における開発が進むことが予想されることなどを踏まえ、昨年度、町人口ビジョンを改定し、本町の将来人口の見通しを3万8,000人といたしました。

あわせて、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口ビジョン達成のために、特に子育て世代と子どもが住みたい、住み続けたいと思うまちに向けた施策を展開していくこととしています。その成果を測るための指標としまして、政策目標ごとの重要目標達成指標を設定しておりますが、全体目標の指数として20歳代から40歳代までの子育て世代人口を掲げ、令和6年3月末時点の子育て世代人口1万928人を令和6年度基準値とし、令和11年度の目標値を1万1,805人としているところです。

次に、御質問の2点目、子ども子育て施策につきまして、お答えをします。

令和6年度に策定いたしました益城町子ども計画の計画期間は令和7年4月から令和11年度までの5か年とし、様々な支援施策を進めているところです。

現時点では、子ども・子育て会議におきまして各種施策の進捗状況を報告し、各方策の一部見直し等について御審議いただいているところであり、議員御質問の検証につきましては、今後、各年度末や中間見直し時期に行ってまいります。

また、新たな取組としましては、現在、子どもが健やかに育ち、子育て世代が安心して子育てができる、こどもまんなか益城町を実現すべき益城町子ども計画に基づき、保育所、幼稚園等の

保育体制の整備、子育て支援施策の拡充並びに子ども若者の居場所づくりを進めているところです。

具体的な内容としましては、放課後児童クラブの増設や地域子育て支援拠点の西部圏域への新設を進めております。

さらに、親の就業要件にかかわらず全ての子どもが保育施設を利用できる仕組みである乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を令和8年2月から試行的に実施してまいります。

次に、御質問の3点目、若い世代の移住・定住の具体的かつ有効な仕組み、方策及び取組の成果につきまして、お答えします。

全国の自治体がそれぞれの特色を生かした若い世代の移住・定住策を推進されております。本町は熊本市隣接などの地理的特性や空港と高速インターチェンジを有する交通結節点としての特性もあり、住みやすいまちとしてのポテンシャルは高いと認識しております。

加えて、私はワンランク上の子育てしやすいまちをマニフェストとして掲げ、子育ての環境づくりや学校教育の充実などの各種施策を実現しているところです。

また、子育て世代を対象とした集落部への定住促進補助金制度も実施しております。この制度の周知に当たりましては、特に宅建協会や住宅メーカーなどに情報を発信しており、制度運用開始から昨年度までの実績としまして、1,307人の方々が集落部に移住されております。

この定住促進補助金制度の成果を含め、1点目の質問で申し上げましたとおり、町外からの子育て世代の方々の転入が多いことが、その成果だと考えております。

今後は、先ほど申し上げました本町の特性と併せ、都市と自然が調和したまちという特性も生かし、ゆとりある住環境の整備を推進することで、近隣自治体との差別化を図りたいと考えております。

そのための施策として、令和4年度から集落部において、ゆとりある住環境を整備する事業者に対して、また今年度から木山地区及び広安地区の復興推進エリアにおいて、市街化を促進するための開発を行う事業者に対して、一定の条件を満たす場合に補助する制度を実施しているところです。

次に、御質問の4点目、多世代に安定した雇用の創出につきまして、お答えします。

現在、本町では、益城町企業誘致戦略に基づき企業誘致活動に注力しており、誘致活動の成果としまして、令和2年度から令和6年度までの5年間に23件の立地協定締結という形で実を結び、ここ最近では、令和5年に立地協定を締結しました臨空テクノパークへの進出企業が順次工場の稼働を開始しております。

また、本町が進めております益城インター北産業団地につきましても造成工事に着手しており、複数の企業から予約分譲の申出がっております。今後も既に町内で創業いただいている企業や、新たに進出が決定している企業の安定した創業に向けた支援だけでなく、ワンストップでの迅速な進出相談への対応や積極的な情報発信を行いつつ、現状に満足することなく、本町が持つポテンシャルを生かしたさらなる企業誘致に向けた施策を展開してまいります。

さて、御質問の多世代に安定した雇用の創出についてでございますが、雇用の創出を達成する

ためには重要な要素が2点あると思います。

まず1点目は、働く場所の確保です。先ほど申し上げました立地協定企業のうち、多くの企業から立地協定締結の際に地元雇用を積極的に行っていきたいとの御意向をいただいております。

また、本町では企業誘致促進のため創設しております益城町企業立地奨励金におきましても、町内在住者の新規雇用者数に応じた優遇措置を用意し、強く町内雇用を推し進めているところでございます。

なお、労働力確保のため、実際にハローワークやジョブカフェなどの就労支援機関と企業の橋渡しを行ったケースもございます。

2点目は、多様な働き方の推進です。近年はフルタイムで働く従来型の働き方だけではなく、子育てと仕事を両立する、自分に合った働き方のニーズも高まっています。本町ではこのような働き方と相性のよいIT系企業の誘致にも積極的に取り組んでおり、このような企業も活用できる産業支援サービス業等立地促進補助金を令和2年度に創設いたしました。

また、令和3年度に設置しましたコワーキングスペースC o n n e t やシェアオフィスT e n n o c は、リモートワークや隙間時間での仕事など、多様な働き方の推進を後押しする施設として多くの方々に活用されております。

なお、自分に合った働き方としまして、子育てとの両立のため、時間の融通が利きやすい仕事をしたといったニーズから誘致企業への就職につながった事例もございます。このように、町内雇用の創出は町民の安定した生活のために必要なことであると考えております。そのため、引き続き積極的な企業誘致を行いますとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関と連携した取組を行ってまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 質問も多かったものですから、回答も詳しくしていただきましてありがとうございました。回答を聞く限りにおいては、計画的なまちづくり、まちの魅力向上につながる施策が十分に行われているという理解であります。その結果が人口構造に比例しているのだと考えております。

その上で、素晴らしい施策があるのであるからP D C Aについてはきちんとやっていっていただきたいというのが1点と、生活環境の課題もしくは仕事環境の整備、もしくは地域差についてもぜひ考慮していただきたい。

特に地域差については、私、当初より益城町は西高東低ですと、西側というのはもちろん熊本市という意味ですけれども、そういう人口構成になっておりますので、IT企業さん等は、逆に言うなら田舎のほうを求めて、失礼な言い方ですけれども、少しゆとりのある生活を求めてこられるというのも聞いておりますので、ぜひ東側、もしくは南側についても誘致をしていただくように益城町の執行部のほうにもお願いをして、質問的にはちょっと時間の関係上、次の質問に移らせていただきたいと思います。

すいません、ちょっと急ぎ足になっていきますけれども、三つ目、益城町における都市計画区画と、その他の区域の今後のあり方、今、最後に申し上げましたけれども、ますます西高東低とい

うふうに思っておりますので、ぜひ西側の発展、そして東側、南側、北側も合わせてですけれども、同等に発展していただきたいという思いで、ちょっと質問のほうをさせていただきたいと思っております。

今、人口減少、少子高齢化の加速から地方自治体に置かれている経営環境は大きく変容しております。今後さらに急激な社会経済の変化が想定されていることから、益城町においても周辺市町村の動向等を注視していくことはもちろんのこと、自ら自主的、積極的な行動が求められております。そしてその対応が必要となってまいります。

町においても都市計画マスタープランを作成しており、まちづくりの将来像、方針を提示しております。益城町における都市計画区域、用途変更を含む部分もありますけれども、とその他の区域、いわゆる主に言う市街化調整区域や保全区域の今後のあり方について調整し、課題方向性をまとめという観点から、次の5点について質問をさせていただきます。

まず1点目、町の将来像や交通、生活、産業の誘導を踏まえ、用途地域、用途変更を戦略的に活用するために必要なことはどのようなこととお考えですか。また、具体的な方策は行っておりますか。その際のメリットとリスクについて御教示ください。

2点目、市街化調整区域など、都市化を抑制すべき区域においてもただ抑えるというわけではなく必要な開発、既存宅地の再整備、生活基盤の維持向上を図ることが明記はされております。住宅の再整備、避難路や交通ネットワークの整備、産業誘致による雇用整備などの課題の中、区域ごとに適した土地利用の誘導をどう進めていくお考えなのか御教授ください。

3点目、町は熊本市と隣接し、熊本都市圏の一部を構成しております。広域交通生活圏、産業圏を踏まえたまちづくりが求められている中、町単独での考え方も必要になってまいります。用途変更区域設定について、隣接自治体や県、都市圏の構造を踏まえてどのような整合性を持たせることが重要と考えておりますか、また現在予定されていることは何かありますでしょうか。

4点目、用途地域や区域設定を変更すると、人口増、定住促進が見込まれ、同時に公共施設、インフラ整備、維持管理費などが必要となってまいります。町の財政維持可能性を考慮した戦略的なゾーン設定について、町の考えをお伺いします。また、人口減少、少子高齢化時代において、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちという観点からどのような持続可能なまちづくりをお考えなのかについてが4点目です。

最後5点目、用途地域を明確にゾーニングした場合、人口集中箇所と過疎化の箇所との地域間格差をどのようにお考えになりますか、また、その格差をどのようにして解消するか、もしくはできないとお考えですか。以上5点です。よろしくお願いたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の御質問にお答えします。またかなり項目が多いのでちょっと長めになりますが、よろしくお願いたします。

10番野田議員の三つ目の御質問の1点目、用途地域、用途変更を戦略的に活用するために必要なことは何か、また具体的な方策とその際のメリットとリスクにつきまして、お答えをします。

まず、本町は市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きが行われており、都市

計画基準により、用途地域は市街化区域でのみ設定することから、市街化区域をどう設定するかが基本となります。市街化区域は住居とともに商業や医療、福祉といった生活に必要な都市機能と工場などの産業機能を集積させるエリアです。

このため、人口や商業、産業などの動向を見極めてエリアを設定する必要がありますが、現在、日本全体では人口が減少局面に入っていることから、コンパクトな都市づくりを目指すことが国の基本的な方針です。

しかし、これを地域単位で見えますと、人口増加の地域もあり、本町も熊本地震による一時的な人口減少の後、増加局面となっております。

さらに、隣接する菊陽町のT SMCの進出など、将来発展の要素を踏まえると、全国でも数少ない今後も人口が増加する自治体ではないかと考えております。このため、本町におきましては市街化区域の拡張が必要と認識しており、治水上のリスクが少ない既存の市街化区域の北側において街路による道路網などインフラの整備などを行い、線引きを行う熊本県に対して市街化区域への編入を要望しているところです。

また、市街化区域に編入された場合には、生活しやすい、ゆとりある居住空間を確保するため、適度な都市機能と良好な環境を有する区域としての用途の設定が必要であると認識をしております。

一方で、現在の市街化区域では熊本高森線の4車線化や土地区画整理事業など、都市基盤の整備が進んでおり、住居より都市機能の集積に重きを置いた用途の変更が必要と考えているところです。既に近隣商業地域の拡大などを行っております。このように、戦略的な用途の設定を行うことで、バランスの取れたまちづくりが可能となることが大きなメリットであると考えております。

一方、リスク面としましては、これからの人口増加やまちの発展の見極めを誤ると、過剰な施設整備や財政負担が増加する可能性があると考えており、そのような事態に陥らないよう、しっかりと本町を取り巻く状況などの把握に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、市街化調整区域における区域ごとに適した土地利用の誘導につきまして、お答えをします。

市街化調整区域は原則として市街化を抑制すべき区域ですが、本町では都市計画マスタープランにおきまして、土地利用検討エリアと土地利用調整エリアを設定し、範囲を絞って土地利用を誘導しているところです。

具体的には、土地利用検討エリアは、都市的土地利用により市街化区域への編入を要望しているエリアで、土地利用調整エリアは、集落の活力維持と産業振興のため、都市計画法に基づく開発行為を許容しているエリアです。

なお、土地利用調整エリアにある産業用候補地では、私自身のトップセールスによる企業誘致などにより、産業の集積を図っているところです。

また、あわせまして復興推進エリアを設定しており、このエリアは熊本地震からの復興に寄与する土地利用を図るエリアで、このエリアにおける都市基盤の強化と適切な開発により創造的復

興を進めています。

次に、御質問の3点目、用途変更、区域変更における隣接自治体や県都市圏の構造を踏まえた整合性につきまして、お答えをします。

本町が属する熊本都市計画区域は2市3町で構成され、その基本的な方針は県が策定する熊本都市計画区域マスタープラン、いわゆる区域マスで熊本市を中枢とした都市づくりを目指す計画となります。

そのため、議員御指摘のとおり、隣接自治体の構造なども重要であり、熊本市を除く1市3町で市街化調整区域活性化協議会を設置し、情報共有や課題整理、県への要望活動などを行っています。

しかし、同時に地域の課題などに密接に対応する自治体独自のプランも必要です。本町では令和2年に益城町都市計画マスタープランを策定し、区域マスの方針を踏まえた上で、土地利用の方針、市街地整備の方針、道路交通体系の方針などを定め、用途の変更などもこの益城町都市計画マスタープランに沿って適切に検討しています。

次に、御質問の4点目、町の財政維持可能性を考慮した戦略的なゾーン設定についての考え及び人口減少、少子高齢化時代における持続可能なまちづくりにつきまして、お答えをします。

1点目の答弁で申し上げたとおり、本町はしばらくは人口が増加すると認識をしております。しかし、長期的には人口の減少は避けられず、現時点からそのようなまちづくりにも備えることが重要だと考えております。

このため、本来は人口減少に備えたコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを行うための計画である立地適正化計画の策定において、復興の要素を加えました本町独自の要素を盛り込んでおります。

この計画では、効率的な土地利用を行うための都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定しており、医療、福祉や商業等の都市機能と居住に適した区域を適切に誘導することで、過剰な財政負担の発生を抑制してまいります。

また、戦略的なゾーンの考え方としましては、今後しばらく続くと見込まれる人口増加に対応するため、既存の市街化区域の北側に将来的に市街化区域への編入を予定している居住想定区域を設定しております。

さらに、秋津川沿いの浸水リスクの高いエリア内の住居を居住誘導区域や居住想定区域に穏やかに誘導していくことで、将来的な人口減少局面に対応してまいりたいと考えております。これらにより、持続可能で活力のあるまちづくりを行ってまいります。

次に、御質問の5点目、用途地域を明確にゾーニングした場合の人口集中箇所と過疎化箇所との地域間格差及びその格差の解消につきまして、お答えをします。

本町では、議員御質問の人口集中箇所である用途を設定する市街化区域と過疎化箇所である集落部の地域間格差については、重要な課題であると認識をしております。このため、益城町立地適正化計画により、都市機能の集積とともに公共交通網の強化を図り、人口集中箇所のみならず、集落部を含めた町民誰もが生活サービスを受けやすい環境を整備することとしています。

また、あわせまして地域におけるコミュニティーの維持、活性化も重要です。地域サロンや、ましき元気教室などの活動を支援することで住民同士の交流を促進し、地域全体で支え合う仕組みを構築しています。

また、町の特産品や震災遺構など、地域資源を活用しました地域全体の活性化も重要と認識しております。これらの施策により、全ての町民がともに支え合い、豊かに暮らせるよう、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちを町全体で実現してまいります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） すいません、なかなか質問の数が多くて、それに対応する形でる回答いただきました。ありがとうございます。少しまだ時間もありますので、ここからはゆっくりと少し質問させていただきたいと思います。

まず大きな課題として、全てにおいてですけれども、優先順位とか、時期とか、条件とか、ある程度のロードマップと申しますか、そういうものを明確化することがとても重要じゃないんだろうかと。

なぜかといいますと、個人にしても、何か事業をするにしても、投資判断の基準になるということです。ぜひロードマップを明確化して行って、そして投資判断を行うための一定の方向性を示すという点について、町長のお考えがあればお聞かせください。今のは1番についてで結構ですよ。1番の部分について、市街化区域に編入を目指すという際に優先順位とか、時期とか、必要な条件とか、ロードマップがあれば、明確にあればお示しいただきたいということです。

2番についてなんですけれども、すいません、1とか2とか言っても分かりにくいかもしれませんが、これも先ほど言ったように、全体的に何をいつまでにという観点が一番大事だと思っております。要するにさっきと同じになりますけれども、ロードマップの明確化というのが大事になってくると思います。

私、既存住宅地の再整備ということ先ほど申しました。この既存住宅の再整備を行う際に、いわゆる狭隘道路、道が狭い道路であるとか、老朽化住宅については、防災上の弱点等の課題が明確になっております。再整備を行う際に、要するに支援策、もしくは優先すべき地区など、踏み込んだ計画というものが重要になってくるというふうに考えております。その点について、これは2番について申し上げております。町の施策等があれば教えてください。少しかいつまんでまた質問をさせていただいている件については申し訳ないと思っておりますので、御容赦ください。

3番目についてなんですけれども、よろしいですかね。分かりにくいけん読みましょうか、少し。都市マス、要するに区域マスについてですけれども、これについては、先ほどいわゆる交通ネットワークが重要だと、そこで産業立地や商業施設の整備、配置が本当は重要になってくるということだと思っております。

これについても例えば商業立地ですね。産業立地はグランメッセ北側に一応町として計画をされているという点がございまして。この商業立地について、町の考え方、今、木山仮設跡地に本来

は住宅計画だというふうに私は聞いておりましたけれども、そこに2,000平米以下ぐらいの商業的施設はつくっていただけるような計画で進めるというお話は聞いております。この商業立地について、やはり益城町の方、買物難民みたいな言われ方をよくされますので、その商業立地についてどのような考え方を持っておられるかについて、ぜひよければお尋ねをしたいと思っております。

特に私は木山なものですから、木山ではまだ買物的には歩いて行ける状態があります。ただ津森方面とか福田方面はなかなか厳しい状態だと思います。特に高齢者の方は車も使えない状態にもなるということで、もちろんデマンド交通関係もされておりますけれども、根本的な課題としての商業立地について、益城町、要するに町長の考えがあれば、ぜひお尋ねをさせていただきます。

あと最後にですけれども、市街化調整区域と市街化区域の地域間格差については、町議の方々が本当に興味を持ってというか、深刻な状態で考えていらっしゃるというふうに理解をしております。市街地から市街化調整区域に行く流れ、もしくは、その逆の流れをどうつくるかだと思っております。益城町の施策で人を運ぶための部分はいいんですけれども、実際、人を運ぶだけでは解消にはならないですね。その辺を町として地域間格差、要するに人口をどう移すかについて町の考え、町長の考えがあればぜひお聞かせいただきたいと思っております。

少し質問から全体の質問が見えにくいと思っておりますけれども、考えていらっしゃる範囲で結構ですので、ぜひ御回答をお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の質問ということで、なかなか項目が多いということで、一番の問題点はやっぱり市街化区域と市街化調整区域、昨日、上村議員のほうからも出ましたとおり、ここの線引きの見直しというのが一番何かやはり自分の中では課題であると、いつもじくじたる思いでやっているということだと思っております。

また商業施設につきましても、なかなか益城町は買物する場所がないとか、いろいろ御指摘もあります。ただ県道熊本高森線の沿線が都市計画区域になりますので、こちらが今の状況じゃなかなか、まだ工事している状況で店が来ようとか、そういったのはまだまだ難しいかなというのがありますので、これから出来上がったときにまた様々な形で誘致をやったりとか、ここあたりもやっていきたいなと思っております。

また木山仮設の跡地につきましても、いろいろ最初は健軍の自衛隊通りみたいなモールあたりができないかということも考えてたんですが、やはり益城町の基幹産業は農業とそこはやっぱり農産物を使った販売であったりとか、レストランであったりとか、防災機能を備えたゆとりある住宅地あたりができないかということで、今、木山地区の方たちもなかなか買物もできないということ、それと東地区の区画整理事業で、やはり同じようにいろんなイズミさんでしたりとか、イオンさんでしたりとか、そういった事業も計画をされているようですので、同じようなやつをつくと民業圧迫にもなるかなということで、こちらについては全く同じやつをつくる必要はないということで、今の状況で考えているところです。

また、国がコンパクトシティを進めているということで、こちらについてもなかなかやはり皆

さん方にアンケートとか取ってみると、私も田舎のほうに住んでいますが、やはり生まれ育った地域で最後まで暮らしたいと、地域包括ケアシステムとかそういったことで取り組んでいるんですが、一つの地域、市街化部、広安とか木山のほうに寄せてしまうというのもなかなか難しいなというのがありますので、ここあたりは買物をする場所とか、逆に言うなら公民館にいろいろ品物を持っていったりとか、いろいろできるかなと思いますので、こちらのほうについても仕掛けをまたやっていかなければということで考えているところです。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。すいません、なかなか大卒な質問をいたしまして申し訳ないと思っております。町長が今言われた東土地区画事業のイズミさんとかイオンさん大型店舗とは別の形を考えていくという意味ですかね。分かりました。ありがとうございます。

確かに、益城町に足りない、例えば農業用のコメリさんとか、ナフコさんとか、そういうDIYに必要な店舗とかは益城町だけじゃないですかね。西原にもありますし、御船にもありますし、もちろん菊陽にもありますということで、皆さん外に向かって買物に行かれるということもありますので、食料品以外についても企業立地等をぜひ考えていただきたい。

ここからは質問じゃなくて、総括といいます、御提言をさせていただくという形で聞いていただいて結構なんですけれども、ぜひ地域間格差をなくすというのが重要な町の課題であるという認識は共有できるものだと思いますので、先ほど言われたIT企業等の誘致も含めて、またIT企業等の誘致や商業施設についても、もちろん民間ですので投資になりますから、そこで売上げがなければ無理だよという意味もありますけれども、だからこそ人口を増やしていくという考え方を持って、ぜひ執行部の皆さんとともに町長のリーダーシップをもって解決を目指して御尽力をいただきたいと思っております。

質問がやや飛んでちょっと量が多かったものですから、誠に申し訳ありません。今後の益城町の発展にぜひ御尽力をいただくというお願いだけを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会します。

散会 午後4時16分

12 月 16 日（火曜日）

令和7年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月16日午前10時00分開議
3. 令和7年12月16日午前11時02分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

日程第2 議案第99号 教育委員会教育長の任命同意について

日程第3 議案第100号 教育委員会委員の任命同意について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 中川公則君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 松本昭一君 | 18番 榮正敏君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中山貴文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 納美由紀君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 坂井浩章君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 寺本和寛君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 山口拓郎君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |

| | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| こども未来課長 | 吉住由美君 | こども未来課審議員 | 川原さおり君 |
| 健康保険課長 | 田上雅史君 | 産業振興課長 | 岩本武継君 |
| 都市計画課長 | 齊藤計介君 | 建設課長 | 鶴野雅臣君 |
| 復興整備課長 | 吉本秀一君 | 下水道課長 | 相良憲二君 |
| 水道課長 | 豊田博文君 | 学校教育課長 | 内村康成君 |
| 生涯学習課長 | 中村康広君 | 生涯学習課審議員 | 内田博也君 |

開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

○議長（榮 正敏君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告。

西山洋一委員長。

○総務常任委員会委員長（西山洋一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の西山でございます。総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

令和7年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第84号令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第88号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。議案第89号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第90号、益城町議会議員及び益城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第92号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。議案第93号、工事請負契約の締結について。議案第94号、工事請負契約の締結について。議案第95号、工事請負契約の締結について。議案第96号、工事請負契約の変更について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年12月9日。

②審査状況。

令和7年12月12日午前9時57分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月15日午前10時から全委員出席の下、文化

財企画展（益城町交流情報センター内）、広安西小学校拡張用地（福富地内）、益城インター北産業団地造成工事現場（惣領地内 車窓視察）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第84号ほか8件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第84号、議案第88号から議案第90号、議案第92号及び議案第96号については、原案のとおり全会一致で可決した。

また、議案第93号から議案第95号については、原案のとおり賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第84号については、第2表債務負担行為補正の飯野小学校放課後児童クラブプレハブ整備事業について質疑があり、担当課審議員より既存の放課後児童クラブ横に新たに整備を行うとの説明を受けた。

次に、第3表地方債補正について質疑があり、担当課審議員より、社会資本整備総合交付金事業債と都市計画道路整備事業債の2件が国の補正予算を活用して実施する事業であり、国の補正予算が成立し補助事業に採択されなければ実施しないとの説明を受けた。

次に、歳入では1款町税について質疑があり、担当課長より、個人住民税については収納率向上等、固定資産税については収入見込みにより、増額補正を行ったとの説明を受けた。

次に歳出では、9款消防費1項消防費2目消防施設費14節工事請負費の消防団詰所建設工事費について質疑があり、担当課長より、計上額は外構工事費も含んだ見込額であり、平屋建てのため比較的安価になっており、建物の広さはこれまでと同様に確保できている。また、土地が町所有であっても、既存の消防詰所と同様に借地料などの負担は求めないことや、既存の消防詰所について狭小地や公民館併設であることは承知しているが、駐車場用地の確保など統一的な環境の改善を行うことは具体的には予定していないとの説明を受けた。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費10節需用費、10款教育費3項中学校費1目学校管理費10節需用費の修繕料について質疑があり、担当課長より、それぞれ広安小学校のエアコン増設分と木山中学校の図書室2台分と、益城中学校の理科室と生徒会室のものであるとの説明を受けた。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費14節工事請負費の木山中施設整備費について質疑があり、担当課長より、自転車置場の整備費として計上しているものであり、自転車21台分の屋根の部分を増設するものであるとの説明を受けた。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費17節備品購入費のAED購入費について質疑があり、担当課長より、町が設置したAEDの保証期間切れに伴うものであり、パッド交換については、町設置以外のものも含め需用費で支出しているとの説明を受けた。また、学校内よりも体育館等に置くことを検討してほしい、学校でも先生に対して使い方の講習を行ってほしいとの要望があった。

議案第88号については、文化会館の決算について質疑があり、担当課長より、文化会館は指定

管理で運用しており、指定管理料と自主事業等の収入によって運営されるものであり、補填等は基本的にないとの説明を受けた。また、第3練習室の利用状況について質疑があり、担当課長より、これまでは荷物置きとしての利用が主だったが、料金改定や周知強化等を行っていくとの説明を受けた。

議案第92号については、交通災害見舞金制度からの脱退について質疑があり、担当課長より、掛金と見舞金の収支等が影響して脱退する自治体があるのかもしれないが、本町では一定数の申請者がおられることから、現在のところ脱退は考えていないとの説明を受けた。

議案第93号、第94号及び第95号については、益城インター北産業団地造成工事の条件付一般競争入札に関して、3件中2件の落札率が同率であったこと等を受け、競争原理は働いたのかとの質疑があり、担当課長より、過去に益城町業者のみのJVはなかったこと、入札は県の電子入札システムを使用しており透明性と公平性は保たれているとの説明を受けた。また、担当者より、まず調整池をつくる必要があることに加え、契約金額に応じて工事の規模が大きくなり、それに伴い工期も異なるとの説明を受けた。

議案第89号、第90号及び第96号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した現場のうち、文化財企画展（益城町交流情報センター内）については、現地において担当係長より展示概要について説明を受け、その後、担当者である学芸員より、それぞれの展示内容について解説を受けた。

広安西小学校拡張用地（福富地内）については、現地において担当課長より、購入した用地の活用方法について説明を受けた。

益城インター北産業団地造成工事現場（惣領地内 車窓視察）では、現在の造成工事現場の状況を確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年12月16日、総務常任委員会委員長、西山洋一。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（榮 正敏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員会委員長の吉村でございます。

それでは、福祉常任委員会報告書を読ませていただきます。

令和7年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）、議案第85号、令和7年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第87号、令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第91号、益城町立幼稚園設置条例

の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年12月9日。

②審査状況。

令和7年12月12日午前9時51分から役場福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月15日午前10時から、全委員出席の下、産業団地水道整備地区外工事現場（惣領地内）、町民憩の家解体工事現場（赤井地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第84号ほか3件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第84号、議案第85号、議案第87号及び議案第91号については、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第84号については、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費に関し、身体障害者補装具交付費の増額理由について質疑があり、義足等の補装具は個々の障がいの度合いに応じてオーダーメイドで制作されるため高額になるとの説明を受けた。また、移動支援事業について質疑があり、同事業は介護タクシーのような移動手段の提供ではなく、病院内の付添いや案内を行うもので、専門事業所の職員が担当しており、現在の利用者は6人であるとの説明を受けた。

議案第85号については、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料に関し、税制改正に伴うシステム改修費用について、一般会計と介護保険特別会計における金額の違いについて質疑があり、それぞれのシステムの違いによるものであるとの説明を受けた。次に、2款保険給付費1項介護サービス等諸費7目居宅介護福祉用具購入費18節負担金補助及び交付金についてと、2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費5目介護予防福祉用具購入費18節負担金補助及び交付金について、要介護と要支援で自己負担率及び支援内容の違いに関して質疑があり、自己負担率及び支援内容に違いはないとの説明を受けた。

議案第87号については、据置期間がなかったことについて質疑があり、償還の第1回目開始されるとの説明を受けた。

議案第91号については、定員削減について、90人は減らし過ぎではないか、一時預かり事業を拡充した上で検討できないのかとの質疑があり、幼稚園教育を望む声は認識しているが、入園者数の減少傾向は明らかである。一時預かり事業は拡充を進めているため、幼稚園ニーズが上げれば定員見直しの検討を行うとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した産業団地水道整備地区外工事現場については、現地において担当課より工事概要について説明を受けた。管の耐震性や口径75ミリで処理能力が足りるのかなどの質問があり、現在の工事内容、資材で問題ないことを確認した。また、工事現場の1工区と2工区で1工区のほうが

工事費用が高くなっている理由について質問があり、1工区工事は第2空港線沿いで夜間工事での対応となるため、工事費用が高くなるとの説明を受けた。

次に、町民憩の家解体工事現場については、担当課より工事概要について説明を受けた。アスベストはどの箇所で使用されていたか質問があり、トイレ等の壁の塗料や煙突に使用されていたとの説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和7年12月16日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（榮 正敏君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員会報告。

富田徳弘委員長。

○建設経済常任委員会委員長（富田徳弘君） おはようございます。建設経済委員長の富田でございます。建設経済委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和7年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第84号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）、議案第86号、令和7年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、町道の路線廃止について、議案第98号、町道の路線認定について。

2、審査形経過。

①付託年月日。令和7年12月9日。

②審査状況。

令和7年12月12日午前10時から益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から、全委員出席の下、都市計画道路南北線（安永地内）、町道潮井公園線（杉堂地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第84号ほか3件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第84号、議案第86号、議案第97号、議案第98号について、原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。

議案第84号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金及び交付金、農地集積集約化等対策事業補助金の内容について質疑があり、担当課長から、福原・川内田地区を対象とした事業で、補助金の内容は機構集積協力金170万円と集約化奨励金63万円を合わせた233万円となっており、土地の貸借期間は10年間で1回のみでの交付であるとの説明を受けた。

また、8款土木費1項土木管理費2目地籍調査事業費12節委託料、登記業務委託料の事業内容

について質疑があり、担当課長から、熊本地震による再調査を杉堂、小谷、田原地区で行っている。その他の山間部については、航空写真を用いた航測法による調査を飯野地区から実施し、今後、福原方面へ進めていくとの説明を受けた。また委員から市街地の進捗状況について質疑があり、市街地D I D地区内については法務局により調査業務を実施しており、対象外となっている大峯地区については今後町が実施する予定であるとの説明を受けた。

また、8款土木費3項河川費2目河川維持費14節工事請負費、秋津川河川浚渫改良工事費について、実負担額及び工事内容について質疑があり、担当課長から、事業費5,000万円の財源は緊急浚渫推進事業債を充当し、交付税措置により町の実負担額は1,500万円であるとの説明があり、浚渫工事の概要は、広崎橋から福富雨水ポンプ場付近までの180メートル区間と、鉄砂川との合流点から安永雨水ポンプ場付近までの480メートル区間を維持掘削として、河川の通常時水面、いわゆるローウォーターレベルより上の高さで浚渫を行うとの説明を受けた。また委員から、河川維持については河川管理者である熊本県に対しても浚渫の要望を行ってほしいとの意見があった。

また、8款土木費2項道路橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業14節工事請負費について、工事箇所についての質疑があり、担当課長から、農免道路線側から300メートルの区間であり、発注済みの区間と合わせて500メートルの工事を実施するとの説明を受けた。

また、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費2目河川災害復旧費14節工事請負費について、災害復旧工事箇所の質疑があり、担当課長から、畑中川の柳水地区の集落付近に1か所と、柿迫地区の集落部より上流に6か所であることの説明を受けた。

議案第86号の産業団地特別会計補正予算の債務負担行為については、補正の内容について質疑があり、担当課長から、産業団地整備事業の監督支援業務委託に伴う債務負担行為の限度額増額への対応であるとの説明を受けた。委員から、現在の限度額内での予算流用で対応を行うことの可否や、予算執行に合わせて、都度、限度額の変更を行うのかと質疑があり、担当課長から、庁内で調整を行い、改めて回答するとの説明を受けた。

議案第97号については、特段の質疑はなかった。

議案第98号については、既存の道路について質疑があり、担当課長から、これまでは里道であったが、今回認定する起点から終点までの区間において幅員4メートルの基準を満たすことができたことにより認定を行うとの説明を受けた。委員から市街地において同様の路線があるのかと質疑があり、今後整理を行い、閲覧できるよう作業を行っていききたいとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した都市計画道路南北線については、現地において担当課から事業の概要について説明があり、委員から交差点の形状について質疑があり、担当課から将来の計画交通量により決定しているとの説明を受けた。

次に、町道潮井公園線については、担当課から計画路線と事業発注状況について説明があり、委員から用地の取得状況と排水調整池について質疑があり、担当課から、用地については取得率が96%であること、排水調整池については規模決定の考え方についての説明を受けた。また、委

員から事業期間について質疑があり、担当課から令和11年度末の予定であるとの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年12月16日、建設経済常任委員長、冨田徳弘。益城町議会議長、榮正敏殿。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 正敏君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第84号から議案第87号までに対する討論を終わります。

次に、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第91号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第88号から議案第91号までに対する討論を終わります。

次に、議案第92号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び契約の一部変更について」から議案第98号「町道の路線認定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。11番宮崎です。

私は、議案第93号、議案第94号、議案第95号の工事請負契約の締結について、反対の立場から意見を申し上げます。

本3議案とも益城インター北産業団地造成工事の入札で、今回初めて本町の工事業者さんたちに企業体により町の造成工事を引き受けてもらった、画期的なことだと思います。私は、町の業者さんが企業体をつくり工事を請け負うことについては賛成をします。しかし、条件付一般競争入札の結果としては、本当に競争が行われたのかと以下の2点で疑問に思います。

まず1点目は、3工区に各3個の企業体が応札し、3個の企業体が1回の同時応札で満遍なく落札されたこと、つまり、一つの企業体により二つ以上の一番低い入札価格が出ていないことで、本当に競争がなされたのか疑問に感じます。1回の入札で3個の工区が満遍なく3個の企業体に落札される確率は27分の1、その中でもし失格や無効が出れば、その2倍、3倍となります。

2点目は、3億6,000万円の2工区と4億4,000万円の3工区の入札率が全く同じ96.04%で、全く同じになる確率は3メートル離れて針の穴に糸を通すぐらいの確率になると思います。

以上の2点から、私は今回の一般競争入札の競争の部分に疑問を感じ、議案に反対します。

以上です。

○議長（榮 正敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番松本議員。

○17番（松本昭一君） おはようございます。17番松本です。

議案第93号、第94号、第95号について、賛成討論を行います。

今回の事業は、熊本地震からの復興において地域経済の活性化と雇用の創出は喫緊の課題であり、町主体で進める初の産業団地整備として重要な役割を担っていることと思います。このため町はJVによる発注を行ったと聞いており、入札においても企業体それぞれが状況を検討した上で入札したものであると思います。さらに、入札は県の電子入札システムを利用しており、透明性と公平性は保たれていると説明もあっております。このことから何も問題はないと考えるもので、賛成するものです。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで議案第92号から議案第98号までに対する討論を終わります。

これより、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第98号「町道の路線認定について」までの15議案について採決します。採決は電子採決によって行います。

まず、議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって議案第84号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第87号「令和7年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

（「議長、今、電子で最初、賛成を押したんですけど途中で消えたんですよ。これは修正はできませんか」と呼ぶ者あり）

締め切りまでに変更しないと賛成できません。一応、表示が出ない場合は棄権とみなすことに会

議規則でなっております。よろしいですね。

次に、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第91号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第88号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第91号「益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第92号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び契約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(「議長、すみません、議案第93号から第94号、第95号については退出いたします」と呼ぶ者あり)

退出ください。

(表 決)

投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第93号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって議案第94号……。

(「議長、締切りの前に変更があるみたいですよ」「ちょっと待ってください。1回ちょっと確認させてください」と呼ぶ者あり)

○議会事務局長(中山貴文君) 締切りを言いましたよ。

(「これは1本ずつやるの」と呼ぶ者あり)

○議会事務局長(中山貴文君) 1本ずついってます。

○議長(榮正敏君) それと、坂井議員はまとめて3議案に対して棄権するという事を出て行かれました。

(「すみません、修正させてください。締切り前なので」と呼ぶ者あり)

修正はできません。もう投票を締め切っていますので、賛成多数ということで。

よって、議案第94号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表決)

○議長(榮正敏君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第95号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

坂井議員、どうぞ。

次に、議案第96号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表決)

○議長(榮正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第96号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号「町道の路線廃止について」及び議案第98号「町道の路線認定について」の2議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表決)

○議長(榮正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって議案第97号「町道の路線廃止について」及び議案第98号「町道の路線認定について」の2議案については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第99号 教育委員会教育長の任命同意について

日程第2、議案第99号「教育委員会教育長の任命同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。議案第99号、教育委員会教育長の任命同意につきまして、御説明を申し上げます。

令和8年1月3日をもって益城町教育委員会教育長の任期が満了となります。つきましては、新たに後任の教育長を任命する必要があるとございます。教育長の任命に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。

後任の教育長には信國満徳氏を任命したいと考えております。信國氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。

信國氏は長年にわたり小学校、中学校に勤務し、学校現場の実情を熟知しておられます。また、教育行政に関しまして深い識見を有しており、現在は町の学校教育課課長補佐として、学校教育に関する助言、指導、相談等の業務に従事をされております。

人格高潔で教育長としてふさわしい人物であると確信しておりますので、御同意賜りますようお願いのほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第99号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号「教育委員会教育長の任命同意について」を採決します。

採決は電子採決によって行います。賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第99号「教育委員会教育長の任命同意について」は、同意することに決定しました。

日程第3 議案第100号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（榮 正敏君） 日程第3、議案第100号「教育教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第100号、教育委員会委員の任命同意につきまして、御説明を申し上げます。

令和8年1月3日をもって益城町教育委員会委員の任期が満了となります。つきましては、新たに後任の教育委員会委員を任命する必要があるとございます。教育委員会委員の任命に当たりまして

は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。

後任の教育委員会委員には、藤岡卓雄氏を任命したいと考えております。藤岡氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。

藤岡氏は人格高潔で、教育行政に関して深い識見を有しており、教育委員会委員としてふさわしい人物であると考えておりますので、御同意賜りますよう御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第100号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、下田議員。

○6番（下田利久雄君） 6番下田です。1点だけお聞きしたいと思います。

藤岡氏の人物をどうのこうの言うわけじゃございませんが、その他の経歴ですか、令和4年10月から益城町教育委員会事務事業評価委員、至る現在となっておりますが、この仕事と教育委員とは差し障りないんですか。その辺のところを。

○議長（榮 正敏君） 教育長。

○教育長（酒井博範君） 今の下田議員の御質問にお答えします。

評価委員のほうは辞めていただくという形で、新しく評価委員のほうは候補者をまた選定していきたいと思います。両方兼ねるということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○6番（下田利久雄君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号、教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

採決は電子採決によって行います。賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第100号「教育委員会委員の任命同意について」は、同意することに決定しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（榮 正敏君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおりの派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりの派遣することに決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（榮 正敏君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。12月8日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで、令和7年第4回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分